

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

KEIZAIKAGAKU TSUSHIN 1994.10 No.77

1981年5月20日  
第4種郵便物認可  
I S S N 0385-065X

## 特集 I 日本型企業社会と女性

大沢真理 中川スミ 木下武男

## 特集 II マルクスの何を引き継ぐか

有井行夫 角田修一 森岡真史

## 座談会 憲法問題の政治経済学

渡辺治 和田進 二宮厚美

## 記念講演 経済学と人間 水田洋



基礎経済科学研究所

# 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

—第72号

## 特集 福祉国家、その現在と展望

- 福祉国家の日本の特質と現段階……………横山 寿一  
ドイツにおける福祉国家の動向……………小淵 港  
スウェーデンの動向……………藤岡 純一  
イギリス福祉国家の現在と分業原理……………柳ヶ瀬孝三  
『権利を創る』 小西和人さん／ほか

—第73号

## 特集 企業社会の変革と人権論

- 労働法における個人と集団……………西谷 敏  
第3世代の人権論と発達研究の課題……………田中 昌人  
企業社会からの自立と人権・主体形成……………二宮 厚美  
『研究者群像』 下山房雄先生に聞く(上)／ほか

—第74号

## 特集 24時間化社会

- 24時間化社会における労働と生活……………鷲谷 徹  
24時間社会と放送……………田比良敏夫  
働きすぎ社会と家族……………佐藤 卓利  
『研究者群像』 下山房雄先生に聞く(下)／ほか

—第75号

## 特集 入門者のための経済学

- 第一部 現代経済学の諸課題……………近代経済学／マルクス経済学／財政学ほか  
第二部 揺れ動く世界と日本の現在……………バブルと円高／日本型企業社会／ロシア  
第三部 経済学・3つのススメ……………統計データ／古典／生涯学習

—第76号

## 特集 日米における労働時間短縮の障害

- 資本主義と労働時間……………ジュリエット・ショアー  
『働きすぎのアメリカ人』翻訳の経過……………川人 博  
『働きすぎのアメリカ人』を読んで……………中川 スミ  
脱テラー主義への展望について……………若森 章孝  
近代企業、その境界と制約……………ルイス・ヒロセ  
『権利を創る』 越堂静子さん／ほか

# 経済科学通信

第77号（1994年10月）

---

座談会　憲法問題の政治経済学	渡辺　治	2
	和田　進	
	二宮　厚美	

## 特集 I　日本型企業社会と女性

日本型企業社会を超える	大沢　真理	16
日本型企業社会と女性労働・家族	中川　スミ	24
企業社会克服の戦略	木下　武男	33

## 特集II　マルクスの何を引き継ぐか

マルクスにおける労働論の射程	有井　行夫	39
マルクスのはじまり	角田　修一	48
古典としてのマルクス	森岡　真史	55

## 海外通信

南部イタリアの風土と社会(下)	高原　一隆	65
-----------------	-------	----

## 記念講演

経済学と人間	水田　洋	70
--------	------	----

## 書評

森岡孝二編著『現代日本の企業と社会』	井上秀次郎	80
基礎経済科学研究所編『文化中心社会の条件』	後藤　和子	81
野村正實著『トヨティズム』	青木　圭介	83

基礎研だより		86
--------	--	----

読者の声		87
------	--	----

編集後記		88
------	--	----

---

表紙の絵　田宮勝美

# 憲法問題の政治経済学

出席者：渡辺 治 WATANABE Osamu

和田 進 WADA Susumu

二宮厚美 NINOMIYA Atsumi

これはさる94年4月28日に「憲法問題の政治経済学」をテーマに行われた座談会の記録です。初めに渡辺氏が改憲の政治的な背景について、続いて和田氏が改憲論の諸潮流について報告しました。これらの内容に関して二宮氏が経済学の立場から発言しました。これを受け「帝国主義」概念、「連合」の役割、「平和基本法」の問題点などをめぐって活発に議論が展開されました。

二宮 この座談会は「憲法問題の政治経済学」という形で、最近の憲法問題をどのように見るか、また、90年代に入ってから台頭いちじるしい、小沢一郎に代表される改憲勢力のねらいや特徴を政治学・法学・経済学の立場からどのように考えるか、というのが1つの趣旨です。さらには、近年の経済学の研究が政治改革・行政改革・憲法問題などの時代の焦点と離れているという批判もあり、現状分析で何が問われているかについて、時代の最大の争点である憲法問題から切り口を発見し、読者に提供するという点も含めて話を進めてみたいと思っています。

今日は、最近『「憲法改正」批判』(労働旬報社)の共同労作で鋭い問題的を行った、憲法および政治学の渡辺治さん、和田進さんに近年の憲法状況を語っていただき、その政治経済学的な切り口について検討してみたいと思います。

最初に「最近の憲法問題について思うこと」という大きな枠組みで結構ですが、渡辺さんは改憲が問題になる政治的な背景と現代政治の

動きについて問題提起を、和田さんには現代改憲論の諸潮流とその特質について話していただきます。

## 90年代改憲論の政治経済的背景

渡辺 90年代の改憲論が台頭した背景は大きくいって2つあると思います。1つは、一言で言えば日本の大国化、もう少し理論的に言えば帝国主義化の衝動が強く切実なものになってきたことです。これが主たる要因です。もう1つは副次的なもので、改憲論がなぜ90年代に入ってもりあがったのかという点にかかわりますが、帝国主義的な政治大国に復活するうえで、いわゆる冷戦体制の崩壊が非常に大きなチャンスを与えたことがあると思います。

この第1の要因の方は、すでに80年代にあらわれ、それが80年代以降の自民党政治の権威的再編の試みを生んでいましたが、その試みが10

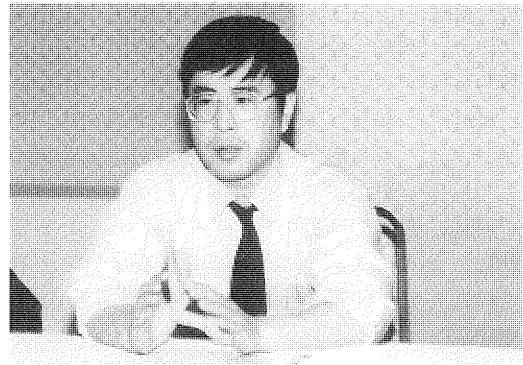
年間の中曾根の「戦後政治の総決算」の試みのなかでもなかなかうまくいかず、軍事的・政治的バックアップ抜きに日本の経済大国化が進んでしまったために、90年代初頭には戦後政治改革の要請が一層切実になってきたということです。その点をさらに細かくいようと、2つあります。

1つは日本の資本主義の国際的な進出体制をバックアップしてきたアメリカの力量が落ちてきて、アメリカからの防衛分担要求が大きくなってきたことが明らかにあります。

しかし、それよりも今日強調したいのは第2の要因です。こちらは日本の独自の要因です、70年代末以降の日本資本主義の経済成長による過剰な蓄積にともなう資本進出をきっかけに、国際的な経済的支配体制をバックアップする新しい政治的・軍事的体制づくりと、憲法を考えている国家構想が非常に矛盾する。そしてこれを突破しないと、国際進出した資本の体制をバックアップする体制はなかなかできない。この要因が90年代の改憲を考えていくうえでより重要なと考えています。

### 国連を媒介とした 帝国主義諸国の共同支配

私は從来から「帝国主義」概念でこの問題を考えていますが、近年、よく御承知のように帝国主義という言葉はほとんど死語になっている感じがします。岩波書店の『近代日本の植民地』のなかでも、帝国主義論をあつかった論文がありますが、それを読むと、帝国主義は植民地体制とほとんど同義語で、帝国主義はもうなくなつたというニュアンスが強くなっています。しかし本当にそうなのかという疑問があります。たしかに植民地支配をともなうような古典的帝国主義の形態はなくなりましたが、現在の国際情勢や日本の動きを理解するのに、この概念抜きができるでしょうか。資本進出を政治的・軍事的にバックアップする体制が1国単位に、しかも植民地的囲い込みで行われるのか、国連を媒介にしてアメリカを盟主とする大国の共同支配と



渡辺治氏

いう形で行われるのかという形態上の問題はあります、帝国主義という概念が、もはや通用しなくなったとは思えません。

ところで日本帝国主義の支配体制が再建されるようとする80年代以降の状況をみると、途上国の力は第1次大戦以前と比べればはるかに強くなっていますが、帝国主義の陣営に対抗する勢力の力が、ソ連・東欧圏の崩壊という格好でつぶれてしまったことは、新しい帝国主義の世界秩序を形成していく場合に非常に重要な点になっています。このように、国際秩序が非常に大きく変動して、帝国主義と反帝陣営、また帝国主義陣営内の力関係が変動し、日本の政治的力を大きく増大しうる可能性が生まれた時に、日本が経済大国から政治大国に転化する、この二重の側面から、支配層内に早く憲法を変えていかなければどうにもならない、という衝動が強まっています。

戦後の日本を帝国主義復活の側面から見ると、強度の冷戦的対決のなかで、アメリカは日本を従属させると同時に、冷戦体制上の戦略的な基地として非常に重視していました。したがって、日本資本主義の経済的進出体制に必要な自前の帝国主義的軍事力や政治体制を、アメリカが代位する形になった。このような対米従属・依存の体制の下で、その後、一方では日本の資本進出が非常に強くなり、アメリカの力が低下し、かつ冷戦的対決が解消されたために、アメリカと日本の経済的対抗関係が非常に強くなってきて、アメリカの分担要求もかつてなく強まり、

両々相まって日本がアメリカに代位してもらっていた、帝国主義的な政治体制を作ることの必要性が非常に強くなってきました。

80年代に起伏はありますが、90年代に入ってアジアに対する経済的な支配圏はほとんど確立していると思います。しかも、どのように日本の権益、資本の活動の自由を守るのかという問題は、たんにアジアの地域的な権益を守るだけではなくて、世界の自由貿易体制全体を政治的・軍事的に共同して確保してゆく側面も強くなっています。こうして、現代の帝国主義は国連を重要な媒介にした、帝国主義大国の共同支配となります。小沢一郎らが、国連への日本の協力、大国としての日本の責任を果たすということを口実にして現行の憲法の見直しを訴えているのは、そのあたりから来ています。

### 小沢改憲論における国連の位置

2番目に、90年代改憲をうながす副次的要因として、日本の帝国主義化に有利な条件があらわれているという点が注目されます。冷戦体制が崩壊して、世界秩序が大きく再編成される時に、日本の帝国主義大国化に見合う政治的地位を獲得するのを妨げてきた要因が消えました。特に国連の常任理事国入りを抑えてきたソ連が崩壊し、経済援助が欲しいこともあります。ロシアも中国も表立っては日本の常任理事国入りに反対できません。またフランスもイギリスもいろいろいっていますが、結局はあからさまに反対することはありません。また、途上国も日本のODAをほしいこともあります。日本の安保常任理事国化に反対していません。

こうして90年代に入り、国連内で日本が政治大国化し、国連を媒介にして大国の共同支配を貫徹していく可能性が非常に強くなりました。最初に述べた帝国主義化への衝動とこのチャンスが、90年8月の湾岸危機を契機に一挙に爆発した点が、今回の90年代改憲論を見ていく場合に非常に重要です。

小沢の改憲論の特徴は、こうした支配層の帝

国主義戦略に対応して、今まで一貫して“国連の旗の下、指揮下での自衛隊の海外出動は憲法の解釈の見直しで可能だ”といってきた点にあります。もっとも最近では『日本改造計画』の中では、これらの解釈論争に決着をつけるために基本法の制定や、明文改憲が必要といっていますが、明文改憲にしろ、基本法にしろ、とにかく国連の旗のもとで自衛隊の海外出動は可能であると言っており、依然国連にこだわっています。

小沢はたんに国民のなかに改憲を受け入れさせるために国連ということを強調しているのかといえば、私は必ずしもそれだけではないと思います。むしろ国連が今後アメリカを盟主とした大国の共同支配にとって重要な位置を占めていることが、国連を媒介にした自衛隊出動、そのための憲法見直し論になっているのではないかでしょうか。

もう1つ小沢の解釈改憲論で特徴的な点は、国連の旗のもとに自衛隊が出ていくならば、憲法9条が禁止した「国権の発動による」武力の行使、威嚇にならないから合憲だという議論を展開している点です。この議論は、日本の国民のなかにある国連に対する期待や幻想を媒介にしながら、かなり有力な改憲論の論理として出てきています。ですから、この議論をきちんと批判しなければいけません。国連に日本の軍隊を出すのは「国権の発動」にはかならないわけで、まさに国連を媒介にした日本の帝国主義的な意思の貫徹ですから、その点からみれば、国連の指揮下に軍隊を送るのは日本の国家とは関係ないから安心ですよ、とはならない。

ところで細川が辞任して、連立政権の組み直しが行われるあたりから、北朝鮮問題が突如として浮かび上がってきました。これは、国連を媒介にしないで、日本が日米安保条約の対等同盟化の形で、自衛隊を海外出動させる可能性を現実化する点で、新しい動きだと思います。小沢は小沢調査会のたたき台を船田元に作らせている時に、すでに日米安保の攻守同盟化の方向を示唆しています。日本の帝国主義大国化の戦略として当然国連の傘の下でなく、日米の軍事

同盟による共同対処の方向も追求されねばなりません。これは国連のもとでのみ海外に出ていくという話と完全に矛盾しますから調査会の報告書の段階では落とされたのですが、北朝鮮問題を契機に浮上して、国連のカサのもとでない形で北朝鮮に対する共同対処が必要であるということを連立政権の合意にするところまでいきました。これは、「政治改革」が進んで憲法見直しが現実化してきた段階で、明らかに国連とは別のもう1つの選択肢が出されたことを示すもので、非常に重要なポイントだと思います。

### 「政治改革」について

そこで、最後に「政治改革」が90年代に入り、改憲と共に登場した背景についてふれておきます。60年代から70年代の自民党政治は、安定的な支配という点では非常に重要なシステムで、政治学者はほとんどこれは永遠に続くものとして前提にしていました。しかし、日本が帝国主義的な大国を目指していく場合には、自民党の利益政治体制がもつある種の民主性はかなり大きなネックになった。ですから80年代以降、行革や改憲問題など、いずれも自民党自身が大きな保守改革を提起したにもかかわらず——いろいろなところで私たちは後退を余儀なくされました——、全体としてみると、こうした大國化のための改革は、なかなかうまくいきませんでした。それは、私たちのいろいろな運動が存在したと同時に、自民党の政治支配体制がそれほど簡単に変えられるものではなかったという問題です。自民党政治は、保守支配の維持には好都合でも反動的再編にはかえって障害物であったのです。そこでやはり、これを打破しなければ、最初に述べた憲法の見直しと日本の帝国主義化を実現できないことから、「政治改革」、つまり自民党政治の打破と、そのような意味での分権的・「民主的」利益政治体制の打破という非常に大きな課題が提起されたのです。今回の「政治改革」は自民党の分権的政治体制を打破する大きな一步になりました。今後いろいろ

な起伏はあると思いますが、基本的な大きな流れとしては、憲法の見直しと政治軍事大国化、自衛隊の海外出動体制の自由化の方向に大きく踏み込んでいく局面になっていることは否定できません。

### 「帝国主義」概念をめぐって

**二宮** 国連の変質の契機としては米ソ対決型の冷戦構造終焉が直接の契機ではあるが、それだけではないと思います。現在のように経済の国際化、多国籍企業による全世界的なネットワークが進行してくると、多国籍企業を軸にした世界経済の「統合化」が進みます。戦前にはブロック化する経済的な基礎がありました、現在は戦前のブロック経済化に対応するほどの世界経済全体を統合するだけの前提条件がありませんので、国連のようなかなり包括的な組織の役割や意義が浮かび上がってくるということが、もう1つあるのではないかでしょうか。

70年代にはOPECや、新国際経済秩序(NIEO)運動によって、南側が国連における地位を高めてきました。また、子どもや女性や家族の権利など、いろいろな権利運動があり、人権を国際化していく国連民主主義の全世界的な高まりがあって、ある程度国連の地位や権威を上げるので、それを使わざるを得ないという側面と、他方世界経済統合化の経済的な基礎がそれなりに発展して、その両者の衝突や矛盾、軋轢のなかで国連帝国主義的な機構が出てくる、その意味では、これはかなり必然性がある。

**渡辺** 国連帝国主義の方向という点はおっしゃるとおりです。一国的と言いますか、植民地支配のような囲い込むという意味では帝国主義はもはや存在しないかもしれない。しかし資本進出をバックアップする体制作りがあり、それが共同支配の側面と同時に、他方では依然として各国の激しい競争秩序があり、国連は全体として秩序を維持することによって、その秩序のもとで競争をやらせる側面もあります。このように、現代帝国主義の形態には非常に大きな変

化がある。その点では一国の軍事的政治的囲い込みというニュアンスをもつ「帝国主義」という言葉よりもよい表現があれば変えてもいいのですが、さしあたり「帝国主義」の概念で分析しなければいけない諸現象があります。そのような概念を使わないと、今の改憲の問題、それから日米関係の問題、世界の政治的・軍事的な動きと経済的諸関係を統一的に理解することはできないのではないかでしょうか。

## 企業支配体制と自民党政権

二宮 渡辺さんは、これまでの数多くの労作のなかで70年代後半以来、日本型企業社会が確立していき、その企業支配構造の形成・浸透のなかで自民党の支配体制が——一部は崩れかかりながらですが——、その政治的上部構造として、今までのところは継続していた、と言われています。企業支配形成・発展と保守政治の存続の構造的関係について明快に説明をされてきたわけですが、90年代以降の、先に説明のあった、自民党政治が限界を迎えた時の日本型企業支配体制と自民党政権、あるいは今回の連立政権のつながりをどのように説明したらよいでしょうか。

渡辺 私は企業支配の構造そのものが崩壊したとか、変質したとは思っていませんが、しかし80年代以降のME化、円高を乗り切るなかで、企業支配の基盤そのものは明らかに脆弱化、狭隘化してきたと思います。その分だけ「日本の経営」なり日本型の企業支配の幸福像についてはイデオロギー性が強くなりました。

もともと企業支配の核になっている、“競争して昇進を繰り返せば、自らの幸せな生活が実現できる”という意味での企業支配の論理を受容する労働者層は、60年代から70年代の確立期においても、もちろん数のうえでは労働者内の多数派ではありませんでした。その企業支配の中核の論理を受け入れるのは、民間大企業の本工層です。しかし、この構造は、企業支配の受益層ではありませんが、広い意味での経済的成长の受益層のような、大企業の周辺部、下請け



二宮厚美氏

の中小企業を巻き込んでいました。自民党政権は、こうした大企業支配との関係でいえば、その受益層に対しては何もやっていません。企業の成長体制を確保してやるだけで、企業支配の経済的・社会的支配体制のうえに乗っていました。

それでは、自民党は何をやったのかといえば、その受益層以外の部分、1つは零細自営業者層と、もう1つは広範な農村部を擬似福祉国家的な利益政治網によってバックアップしていました。自民党政治の安定とはこういう大企業の企業支配と周辺部に対する自民党利益政治という2つの柱によって成り立っていたのです。ところが、この2つの柱のいずれもが80年代に入って、狭くなっています。まず企業の方はどんどん本工層を切り捨てて、派遣やパートに変えていきます。この人たちは大まかにいえば、経済成長の受益層であるかもしれません、企業支配の論理を受け入れることはできません。なぜなら企業は不況になれば真っ先にパートなどを切るからです。パートや派遣労働者は一般労組のように組織化されていれば、支配にとって脅威ですが、組合もありませんので、直接脅威にはなっていませんが、しかし、全体的に言って企業支配の基軸は弱くなっていると思います。

第2の柱の自営業者や農民についても同様です。80年代の大企業としての国際的な経済成長体制を維持していくためには、自民党政治の自営業者層や農民に対する、擬似福祉国家的な利益政治網をこのまま続けることは、これまた非常に苦しい。つまり、企業支配の方も維持するた

めには、企業支配の論理を脆弱化せざるをえなかつたと同時に、周辺を覆っている自民党の利益政治網も行革という形で、そのような余裕もなくなってきました。

それでは、80年代の保守政治は何だったのかといいますと、企業の場合には「減量経営」によって本工層を、自民党政治では「行政改革」で周辺部を切り捨て、両方とも自らの足を食いながら、維持しなければなりませんでした。これは当然自民党の政治家達にとっても、自分たちの政治支配の基盤を掘り崩すのですから、大きな抵抗があつて、なかなかうまくいきませんでした。しかし、大局的に見ると、21世紀に入っていくにはこれをやらなければいけない、そのディレンマがあると思います。やはり企業支配を維持していくためには60、70年代型の、ピラミッド型の企業支配構造を崩していかなければなりません。これも矛盾です。

そういう意味でいいますと、自民党政治の支配体制は全体として、この10年間に維持のためにかなり脆弱化し、矛盾に直面して、ジグザグの歩みをしたと思います。結局、大きな脈絡でいえば、60、70年代型の安定した企業支配のうえに乗った自民党政治は、たとえ自民党政権が復活したとしても、もう成り立ちません。自民党政権が復活しても、連立政権同様、消費税増税、「行政改革」、規制緩和、コメ自由化はやらざるをえない。そうしますと、それを政治的に補完していく意味での国の役割、いわば経済的社会的支配に代わる、政治の役割を重視せざるをえません。「政治改革」は国際的な日本の資本進出体制をバックアップするための強力な政治体制作りを直接の目標として強行されたのですが、同時にもう少し長期的に見ると、脆弱化した企業支配体制を政治的に補完する必要性もあり、この両方の側面で見ることができるものと思います。

**二宮** 現代日本の企業支配体制の利害が国際化し、いわば海外に向けば向くほど、これまでの伝統的な保守基盤、都市と農村にふたまたをかけたような保守支配体制が崩れていくというわけですね。

**渡辺** おそらく、その場合でも伝統的農村部や、自営業者層、主婦層に対する自民党政治を一挙に転換して、犠牲を強要することはできません。この部分を代表する保守党と、それからもう1つ都市型、国際的な資本主義体制を代表する保守党との競争関係のなかで、これまでの自民党一党支配体制に変わる、新しい支配体制を作っていくかざるをえません。どちらか1つの政党が——今の自民党を中心とした、これに将来的にさきがけや社会党の一部が加わる新党でしょうが——、農村部や自営業者層の利益、従来比較的に自民党の支配がカバーしてきた領域の利害を代表して、行政改革や規制緩和に対してできるだけスピードを落とす役割を果たし、もう1つの小沢新党が、むしろ逆に国際的な利害の見地からそれらを推進していき、都市型の労働者上層を掌握しながら、国際的な体制の維持のための政策を出していく。そういうものがぶつかり合うなかで、政治的な支配を形成していくことになります。

今まででは企業支配プラス農村部・自営業者層のドッキング体制だったものが、今度はそうではなくて、今述べたような形になっていくと思います。政権交代が、その2つの階層的なもののバランスを長期的にとっていくでしょうが、しかしどちらが主力かははっきりしています。ちょっと先走りますが、小沢的なものは非常に明確な政策的展望をもっていますが、対抗する自民、さきがけや社会党には何もありません。彼らがもし展望を持つとしたら、ゆっくりやるというだけです。

## 保守2党体制と「連合」

**和田** いま渡辺さんが言われた保守2党論では「連合」の位置付けがわかりません。「連合」は都市型労働者の上層部を基本的に掌握していて、一説では「連合」の労働組合員は労働者の平均賃金よりも上の労働者ばかりで、労働者上層の組織になっている。そして、企業意識的論理のなかで、一体化して労使協調でやっている

と。そうすると、今の論理でいければ「連合」は、小沢新党と最終的には一緒になるのでしょうか。

渡辺 長期的にはそういうと思います。基本的に「連合」が依拠している階層の問題から言えば、保守新党が2つにきれいに別れた場合、小沢の方につくでしょう。ただ、いくつか留保があります。ひとつは今の「連合」の方針に政策化されているのは新自由主義であり、その点でいえば、小沢路線ではなくて、細川路線です。小沢は新自由主義的なところはほとんどないと思います。彼は非常に露骨な国家主義で、新自由主義的な生活者論や、豊かな社会に変わっていくという話は全然ありません。ですから、「連合」が本来的に親近感を持つのは、新生・公明ブロックの中でも細川的潮流です。放っておけば、そういう方向にいくでしょう。しかし、小沢新党の中で国家主義と新自由主義がぶつかるような時には、彼らは国家主義の方向には行きにくいと思います。

第2に、「連合」内にも2つの流れがあるという点です。今の「連合」会長の山岸はもともと、社公民連合路線できた人ですから、独自の構想を持っています。彼は自民党政治ではなくて、社公民の連合政権によって——企業主義的な歪曲は受けていますが——、ある種の福祉国家的なものを展望してきました。ところが、それは扱い手もいませんし、できません。実際に社公民連合政権構想は崩れ去っていき、また「連合」のなかの主流派であるJC系单産の鷲尾ら主流派は、別に社公民でなくていい、自民党が分裂する前の段階で言えば、自民党でもいいといっていました。主流派は小沢とくっついて、小沢的なものに肩入れして、保守2大政党になった時に、自分たちの利益を実現してくれる新生・公明ブロックを支持する形で動いていました。そこで山岸はばくちを打って、自らも小沢と手を組み、自民党政権を倒しました。小沢はなぜ山岸と手を組んだかといえば、山岸が「連合」を率いて社会党と自分たちとの手を組ましてくれるからです。山岸の方も小沢と手を組んで自民党を倒して、連立政権を作つて自分たちの要求を実現すると考えました。本来、

「連合」内のJC系单産が望んでいるような政治行動を、彼らのヘゲモニーではなく、それを遮断したうえで、山岸が自分のヘゲモニーでやったのです。

山岸は小沢と組んで自分のヘゲモニーを確保して、「連合」会長に再選されましたが、実際に小沢と連立を組むなかで、山岸が期待しているような労働時間短縮などをやってくれるかといえば、小沢としては社会党を囲い込んだ段階で、もう用なしになったわけで、財界の反対する時短など全くやる気はありません。山岸としては、こういう組み方では、自分の要求は実現できませんので、彼が今回、社会党の連立離脱をある程度追認したのは、自民党と組んでも、「連合」のなかの山岸的な潮流が納得するような、利益をある程度実現してくれるものにならなければ、自分の地位が早晚崩れてしまうというねじれた関係があるからです。これで山岸がもう3選されることは不可能ですから、「連合」を大局的に見ると、小沢的な方向に行くだろうと思います。ただ、当面山岸がヘゲモニーを握っている段階では、今述べたようなねじれがあり、山岸としては旧来の社会党が担っていた福祉国家的な要求を政治的な力を使って、何とか実現したいという要求があるので、自民党と手を組んで、社会党が高く売れる時には、すこし頑張る、そういう政治行動をとる可能性はまだ残されていると思います。しかし、もう少し長期的に見ると、「連合」ははっきりと都市型の保守党をバックアップすることによって、自分たちの要求を実現していくことになるでしょう。

## 保守2党体制と武村路線

和田 武村は非軍事で国際貢献を行うなどと書いています。保守2党は目指すものは同じだが、手法が違うというレベルの保守2党になるのか、それとも、一方はかなり福祉的なものを重視するような保守新党になるのでしょうか。

渡辺 いまのところ、明確な福祉国家的対案は出ていません。経済成長を不動の前提にした、

保守2党の場合に、小沢的な方向に対抗する、より福祉的な路線は存在しないと思います。

二宮　軍事的・政治的にアメリカが日本を従属させながら補完する時には、つまり日本の方では憲法の枠内で「安保繁栄論」的な経済成長路線をつっ走る時には、さしあたり新自由主義とを国家主義は一応切り離す、距離を保つことが可能です。ところが今の段階では日米関係にせよ、世界に占める日本の地位にせよ、小沢戦略の認識に立脚すれば、国際環境の枠が変わっているので、新自由主義と国家主義とは互いに接近せざるをえないでしょう。今までには、軍事大国にならなくても、海外進出や自由貿易の利益をそれなりに享受ができますが、それがもうやれないという状況になっています。そこに現代日本の社民・リベラルブロックの矛盾というか、社民・リベラルブロックに淡い期待を抱く連中の落とし穴があるように思う。

渡辺　非常に難しいのは、武村のような人間をどう評価するかです。環境や非軍事、「小さな国」というのは、明らかに小沢に対抗した考え方を鮮明に出しています。しかし、あのような政策を出したら、まず財界から金は来ませんし、また、選挙地盤も全然変わりがありませんから、小選挙区比例代表並立制のなかで、保守党として一派をなすことにはならないでしょう。小沢的なものに代わって、2大政党の一翼になるのではなく、批判派として徹することは可能です。しかし、自民党や社会党と連携したりする場合でも、連立の機軸にはなりません。新生党や自民党からも、あのような旗では誰もついてきません。

もし、自民や社会などとくっつこうとすれば、旗はゆるめられてくる。ゆるめられた結果、ゆっくりいこうということだけが残る。「税制改革」は認める、しかしあんなやり方はよくない。「行政改革」も認める、しかしあんなに乱暴にやってはよくない。PKOも、海外出動も認めるけど、そんな乱暴なやり方はいけない。全部そうです。新自由主義的なものを認めざるをえない。たしかに、現実の政治で武村的政党が政権を握るか、小沢的政党が政権を握るかによっ

て、かなりスピードは違ってきますし、それは国民にとって大きな問題ではありますが、基本的に武村が著書で書いたような旗を立てたら、保守2大政党の一翼にはなれません。日本資本主義の国際的な大国化、その維持・発展という前提に立てば、小沢的なものしかない。

和田　だから、武村的なものをまともにやろうと思えば、日本の資本のありようの根底に手をつけなければできないでしょう。武村がそこまで考えているとはとても思えません。

渡辺　本気であれをやろうと考えているならば、そういう決断に迫られる時がくる。日本資本主義の多国籍企業体制、大国化の方向を原則として退ける場合にはじめて、武村的なものが現実化する可能性が出てきます。

和田　社会党を含めて、創憲論や平和基本法グループなどもそこは全然問題にしません。そこを前提にしたうえで、議論をやったら全部手法の違いしかない。

渡辺　それでは小沢の迫力に勝てません。

## 90年代改憲論の諸潮流

和田　90年代改憲論の特徴は従来の改憲専門部隊、自主憲法制定国民会議や自主憲法定期成議員同盟、そして80年代改憲論の仕掛け人である日本を守る国民会議がほとんど前面に出てこないことです。自主憲法制定国民会議は去年でしたか、本を出したりしていますが、全然注目もされず、話題にもなりませんでした。日本を守る国民会議も出しましたが、おそらくこれもまたもな検討対象にもならないでしょう。代わって、日本の経済・政治の運営責任を持っている部分が主役に躍り出ているのが全く違う特徴です。

### (1) 時期区分

90年代改憲論を時期的に見ると、3つの時期があると思います。第1の時期は、90年の湾岸危機発生の時です。小沢が海部のところに飛び込んで、解釈を変えて今の憲法のまま自衛隊を海外に出せるといい、「一国平和主義」という

攻撃がバッと燃えました。

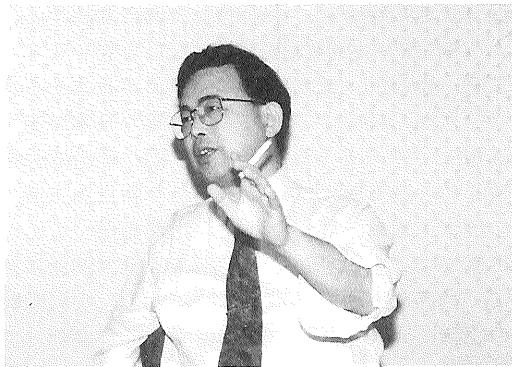
その次の時期は92年ですが、自衛隊をともかく何らかの形で出したいということでいろいろな策動が続いて、結局、92年の6月にPKO法が成立して、自衛隊をカンボジアに派遣することになりました。その限りでは自衛隊の海外活動の1つのチャンネルを作ったわけです。ところが1つのチャンネルができ、実際に自衛隊がカンボジアに派遣された後の92年の12月から93年の1月ぐらいにかけて、一斉に改憲論が噴出し、主力部隊が出揃うことになります。

その後、「政治改革」の議論が焦点になりますが、第3期は、「政治改革」の諸法案がいろいろごたごたしたあげくに、ともかく衆議院を通過した、その前後の93年の末です。中西防衛庁長官の改憲発言があり、もう1つは読売新聞社の憲法改正試案が登場しました。だいたいこのような経緯をたどってきています。

## (2) 9条をめぐる議論

改憲論の論点移動についてですが、ご承知のように50、60年代の焦点は自衛隊と9条の矛盾関係でした。しかし、最近の議論は自衛隊を単に合憲化するだけではなくて、名称は何でもよく、ともかく別組織であろうがなんであろうが、日本の実力組織が海外で軍事力行使できる体制を確立したい、これが焦点となっています。

改憲論の焦点が9条にあることは間違いありませんから、これが諸潮流を分ける時のメルクマールになります。自衛隊の合憲化を明確にしたいというレベルの議論が1つあります。もう1つは国際的安全保障のレベルで、たんに自衛隊の合憲化ではなくて——これも先程、渡辺さんの報告で議論がありましたように——、国連を媒介にするか、しないかという議論がありますが、ともかく従来、自民党政権解釈で否定されてきた集団的自衛権とは別概念を持ち出して、これによって海外に出せるようにしようというレベルのものがあります。さらに、国連憲章が認めている集団的自衛権も当然認められるようにならうという、その3つのレベルのどれにウエイトを置いているかによって、分けることが



和田進氏

可能です。

## (3) 解釈改憲・立法改憲・明文改憲

解釈改憲、立法改憲、明文改憲の区別では、立法改憲も解釈改憲です。解釈改憲で自衛隊法を作ったことは、まさに立法改憲をやったことになります。その自衛隊法を合憲化するために、解釈改憲を行っているのであり、今、改めての立法改憲は新たな解釈改憲を行なおうとしていることになります。

それはなぜかといいますと、なんら法的システムを変えずに、従来20年間維持してきた自民党政権の憲法解釈を変えることは、なかなか困難だからです。解釈改憲をやるためにには、立法化が必要だということです。したがって、解釈改憲と立法改憲を明確に区分するよりも、解釈改憲と明文改憲があり、解釈改憲のなかに立法化を伴うものとそうでないものがあるととらえた方がいいと思います。90年8月以降小沢が主張したものが、いわば純粹の解釈改憲ですが、なかなかうまくいかなかった。「安全保障基本法」などの制定とは、解釈改憲をやるために、立法化を行う、このようにとらえた方がいいと思います。

## (4) 改憲イデオロギー

改憲諸潮流のもう1つの分け方は、改憲イデオロギー、つまり、国民に改憲することを説得する論理、あるいはどういう時代認識のもとにしているのか、という点ですが、次の2つは

すべてに共通しています。

1つは「新しい時代論」です。日本は経済大国になり、冷戦体制が崩壊したので、新しい国際経済秩序形成の主要なアクターとしての役割を当然果たさなければいけない、という時代論です。さらに、従来まったくなかった「国際的公共価値」という概念を、最近の政治学者が乱発しています。そして、いまやこの「国際的公共価値」の組織的担い手は国連であるから、国連に協力していくことは当然であるが、今の日本の憲法体制のもとでは、なかなかそれができない、という話です。

もう1つは、日本経済の根本は貿易であり、今後とも自由貿易体制を維持し、21世紀に向けて今の「豊かな生活」を維持していくためには、国際秩序の確立が不可欠であるとするものです。

### (5) 実践的改憲論と最大限改憲論

小沢の議論にはともかく早くやりたいという、焦燥感、切迫感があります。明文改憲をやるには国会の3分の2を制して、さらに国民投票が必要ですが、このようなことをやっている時間的余裕はないということで、立法も行わない解釈改憲でやろうとしました。したがって、彼は内容的にも、国民合意をとりつけるために国連の指揮下の1点に絞りこみ、解釈を変更して従来の集団的自衛権の否認は維持したまま、国連指揮下への参加は国権の発動ではない、ということでやろうとしました。『日本改造計画』では、ウエイトは解釈改憲よりも第3項追加の明文改憲と「平和安全保障基本法」でいくとなっています。これから考えれば、基本法ラインの立法改憲という名の解釈改憲のグループです。当然、状況を見ながら、明文改憲の展望をしていますが。

このような「実践的改憲論」に対して「最大限改憲論」というのは、どういう状況になろうが、今支配層が直面している課題をやり抜くための最大限の改憲を行うものです。基本的に、それを全部盛り込んだものが、読売新聞社改正試案です。どちらかというと実践的改憲論が政党に多い。やはり、実践的に政治にかかわって

いるからでしょう。最大限改憲論は、知識人のグループが中心です。

### (6) 実質的改憲論

もう1つは、「実質的改憲論」で、創憲論や平和基本法のグループです。このグループの特徴は新たに憲法の理念の具体化をはかる、という言い方をしていることです。

憲法9条の平和主義の核心は2つあると思います。1つは戦争責任の自覚と、再びアジアに対する侵略者にならない、というある意味では日本の過去に対する総括をふまえた決意の表明であり、もう1つは積極的に軍事力による平和を否定して平和的生存権の理念を提出していることです。前者は日本の特殊性に根ざしたものであり、後者は世界的普遍性を展望したものであるといえます。

創憲論や平和基本法グループをなぜ「実質的改憲論」と呼ぶかといえば、前者の側面にしてはそれなりに語るが、後者の側面に対しては捨て去るからです。最小限防衛力として軍事力はやはり必要だとして、国際的公共価値の担い手論のようなことを主張しています。その時に「非軍事を中心として」とは言いますが、あくまでも「中心として」ですから、場合によってはやれる範囲のことをやらなければいけない、ということになる。その点では、国民の平和意識にある、軍事力の価値を——全面否定まではいっていませんが——否定的に見ていくことに対する武装解除になる議論です。これは実質的な改憲論と言わざるをえません。

### 「平和基本法」の問題点

**渡辺** 平和基本法グループの人たちはあのような議論で、主觀的には自衛隊を小さくしたいと思っているのかといえば、僕は思っていないと思います。

例えれば彼らは「提言」の中で「安保の非軍事化」といっています。安保の非軍事化とは、軍事同盟的色彩をとるということですが、それは

アメリカとの協議が成立するはずがありませんから、本気で非軍事化するのであれば10条に基づいて一方的に廃棄しなければなりません。国会のなかで安保廃棄を主張している政治勢力は、今のところ共産党しかない。ところが基本法グループは、一方で自民党と護憲派は「血のにじむような」努力をして和解をしなければいけないと強調しています。これはどちらかがウソということになる。

また、最も大きな柱である「最小限防御力」に関しても、それがどのくらいかという点に関してはごく抽象的にしか書いていない。これもとてもやる気があるとは思えない。またもし本気で自衛隊を縮小するというなら、どんな扱い手によるのかということを書く必要がある。しかし、この点でいわれているのは、自民と社会党的和解です。本気で軍縮を目指すのならば、自民党やもっと右の新生党と手を組んで、いったいどうやるのでしょうか。そんなことができないことぐらい専門家でなくとも分かるはずです。

彼らが主観的には自衛隊を縮小する、憲法の規範的な意味を復元すると考えているのであれば、「それではできませんよ」という批判も大事かもしれない。しかし、本当はそこには目的はありません。では何が目的かといえば、社会党を政権に参加させたい、「政治改革」に参加させたいという願いです。しかしそのためにはどうしても社会党が自衛隊を合憲と認めることが必要です。こうして社会党に自衛隊合憲論を認めさせるための薬として平和基本法を提言したのであり、もともと自衛隊を縮小するため、安保を非軍事化するために基本法が必要と考えたのではありません。

したがって、平和基本法の目的は、93年8月に社会党が連立政権に入った段階でもう達成されてしまい、もう具体化する気はありません。今あれを具体化しようとしているのは、基本法が出てきて、これはいいと考えた小沢です。

平和基本法グループの議論は1周遅れの改憲論です。どうしてかと言えば、彼らの目的は自衛隊の合憲化ですが、小沢たちにとっては、そ

れはもうどうでもいいことになっているからです。小沢たちは自衛隊の海外出動を自由化したいのですが、この平和基本法グループは、何とか社会党に自衛隊合憲論を飲ませたい、と考えているのです。

和田 今の日本資本主義が直面している課題に対する解答にはまったくなっていない。

渡辺 まったくなっていません。『世界』の平和基本法提言が綿々と書いているのは、9条合憲論の解釈をめぐるくだらない議論です。平和基本法はその意味では、国際貢献をどのようにしたらしいか、と考えている国民や知識人に対する提言としても、実にインパクトがありません。しかし、社会党など、どうしても今まで自衛隊を合憲と認められない人々に対する提言として読むと、そこに明確に焦点があります。ですから、小沢が基本法に手を打ったのはよくわかります。

小沢は平和基本法の提案者とは別に、こういう基本法を作り、その中で自衛隊は国連に積極的に協力するということがうたわれれば、大手をふって自衛隊の海外出動ができる。しかも社会党も乗ってくるとふんで、これに飛びついたと思います。小沢が「平和安全基本法」といったのは、平和基本法を意識しています。平和基本法の出生の秘密は自社大連立、社会党の現実主義化でしたが、現実にここまで大きな意味あいを持つに至ったのは、改憲派にとって解釈改憲を現実的に推進するためにはこの手——第3の道といいましょうか——しかないからです。私は基本法に対するこの批判はたいへん大事だと思います。

## 国連と日米安保条約

和田 日米安保と国連のかかわりで、あまり強調されていない点があります。今、ボスニアでは、国連の決議に基づいてNATOが行動しています。日米安保も国際法上はNATOと同じ性格を持っていますから、日本が常任理事国になった場合には安保理決定で、日米安保体制の

下で軍事力行使をすることになります。ただし、この場合は国連指揮下ではありません。

国連の財政的・軍事的負担能力からいって、また指揮権を国連に委ねたくないという意図もあって、安保理決定による「多国籍軍」方式が今後も活用されていくことになると思います。その際、ヨーロッパにおけるNATOとアジアにおける日米安保、この2つの軍事同盟が国連による軍事力行使の基盤を形成する方向性がうかびあがってきます。アメリカを盟主とする北側先進国の国連を媒介にしての共同支配、「国連帝国主義体制」の確立にむけての安保理常任理事国入り、改憲という路線です。

二宮 日本が常任理事国に入れば、日米の主導権は大きいので、日米安保を国連に持ち込む効果をもつ。特にアジアについてはそれが強いと思います。日本の企業利害は、商品関係では徹底してグローバルですが、海外現地生産、直接進出においては中心はアメリカとアジア、つまり環太平洋圏です。したがって、いわば国連帝国主義のグローバリズムと、米日共同ヘゲモニ下のアジアをにらんだリージョナリズム（地域主義）、その両方をにらんでいく必要がある。ですから、日米安保をもちながら、国連を媒介にするのが、国連帝国主義と環太平洋リージョナリズムとを両立させる最も都合のいい形態ということになる。

### 「イデオロギー対決」と資本の利害

渡辺 政治学者は冷戦体制のもとで、今までにはイデオロギー対決時代だったといいますが、そのようなことは今まで1度もありません。実際、日本資本はイデオロギー的に行動しているのではなく、資本の利害に基づいて行動しています。日本資本の行動様式としては、アジアの現存政権が安定した秩序をもって維持されていれば、さしあたりそれが「共産政権」であろうと何であろうといい。ですから、もし紛争が起こった場合には、中立を掲げる国連が入って秩序維持をやれるということが大事です。その時に大量

の軍隊を派遣することができないと困る。こうした現存秩序の維持・回復のための行動はODAでは代えられない。そこに外務省の人が言った、「戦車はODAでは代えられない」という側面があります。

和田 植民地的に領域を拡大するためには日の丸を掲げなくてはいけませんが、多国籍企業体制のなかで安定した国際秩序があれば、共産政権でも、今や資本活動が自由ですから、国連旗でいいわけです。森英樹さんが言っていますが、サミットの最近の新国際秩序形成にあたっての価値イデオロギーが今や、自由・人権・市場経済になりました。社会主義経済体制が崩壊して、市場経済秩序が価値にまで高まったわけです。従来は自由や人権、民主主義は価値原理で語られましたが、それと同レベルで市場経済秩序が入ってきた。多国籍企業体制のもとにおいて、市場経済秩序が世界の国民に新国際経済秩序として納得させる価値イデオロギーになるような、新しい局面になりました。

渡辺 中国に対してアメリカが人権外交で、制裁的な措置をなかなか解かない時に、日本はプレッシャーをかけて、とにかく人権も何もいい、入りたいということで対抗しました。日本の外交は一貫して、資本の利害を露骨に出しています。ですから、資本が進出していない北朝鮮に対しては、ひどくタカ派的な行動をとります。資本の要求を直接に貫徹するという日本の外交政策の特徴は、60、70年代から、今も変わっていません。小沢はその90年代版です。

### 80年代から90年代への変化

渡辺 80年代末に日本の直接投資額は単年度で世界一、91年にはもう累積額でもイギリスを抜いてしまいました。しかしこれは軍事的バックアップぬきでの進出でした。進出してしまっているので、しょうがなくODAを湯水のようにつぎ込んで、とにかく政変などが起こらないようになっていますが、実際に起こってしまえば、だめになってしまうことはあります。このよ

うな最悪の事態を防ぐためにも、ある程度共同的な軍事的・政治的压力をかけなければいけません。80年代初頭と90年代初頭を比べれば、資本の側のこうした要請はもっと具体的で、はるかに切実になっています。

二宮 80年代の初頭までは、日本の海外進出はいわゆる商社型の商品売り込みと資源獲得が中心でした。これが、70年代後半あたりから、同時に貿易摩擦で輸出の自主規制をやらざるをえなくなり、輸出にかわる、やむをえざる選択として海外に進出する状況がうまれ、その後本格的な多国籍企業型の国際分業を考え始めるのは80年代半ばからです。つまり、資源獲得の商業資本型とか、輸出代替型の海外進出ではなく、それも継続しさするが、より本格的な現地生産、まさに産業資本ないし金融資本型の世界的ネットワークが出てきます。

バブル経済の時に金融資本型が出て行きました。これが、バブル崩壊のなかで過剰設備をかかえ、再びまた円高になり、いわば本体だけではなく下請けを引き連れて、世界的規模の再生産に文字通り包括的に乗り出し始めました。これは80年代以前の資源獲得や貿易摩擦解消とは質的に違います。

渡辺 台湾や韓国のアジアN I E Sの成功によって、外国資本を導入して輸出型の産業構造を目指して、これまで資本の導入に対して比較的警戒的だったところも、湯水のように入れるようになりました。そのために日本の資本がどっと出くことが可能でした。90年代においては、すでに日本を中心としたアジア経済圏があります。

二宮 最近はA S E A Nがそれに加わってきました。

渡辺 ですから、ベトナムやカンボジア、タイ、フィリピン、インドネシアにしても、秩序の安定は不可欠です。

### 求められる全体像の把握

二宮 現在の議論状況で、僕が少し不満に思っていることは、アジアやアメリカへの日本企業

の進出を分析する際に、議論が日本型経営が成功するかどうか、という方向にいってしまい、世界の構図の中でどういう意味を持っているか、という政治経済学になっていません。非常に細かいデータ分析やモデル分析はありますが、その点は鮮明になっていません。われわれが学生のころでしたら、「日本軍国主義の経済的基礎」とかいう議論がありましたが、最近は薄らいでいます。

和田 薄らいでいるならまだいいですが、ほとんどないでしょう。

渡辺 やはり、現代帝国主義論を政治、経済の研究者が共同で理論的な検討をしていかないと、遅れてしまう。

二宮 バブルの時も日本が経済大国になり、アメリカを上回っているのではないかという状況がうまれましたが、やはりそうではなく、政治的・軍事的にもそうですが、経済的にも上回ってはいません。

たとえば、海外投資や証券売買の決済はほとんどドルですから、全部ニューヨークを通さないと話になりません。ニューヨークが止まってしまうと、日本の利権は全部だめになります。海外投資や証券売買はドルですから、ニューヨークのシティコープなど、そのあたりの銀行の口座の振替で決済せざるをえません。仕組みからして、ニューヨークを中心とする全世界の金融ネットワークから逃れられない実態があるので、「ノー」とは言えません。

その他、ハイテクや知的所有権をめぐる紛争を見ても、これはミリテク「軍事技術」の強さと弱さを同時に含んでいるけれども、アメリカの力は軽視できない。

このような実態を専門家はかなり詳しく分析し始めていますが、それらが重ね絵のようになって、全体がどうなっているのか、荒削りでもいいですから、分析することが必要ですが、そのあたりが最近弱くなっています。基礎研もこれをきっかけに、頑張りたいと思います。

(わたなべ おさむ 一橋大学・  
わだ すすむ 神戸大学・  
にのみや あつみ 所員 神戸大学)

# 特集 I 日本型企業社会と女性

日本型企業社会を超える

大沢真理

日本型企業社会と女性労働・家族 中川スミ

企業社会克服の戦略

木下武男

これは今年3月に行われた基礎経済科学研究所の春季研究交流集会の  
第1日目（3月12日）に行われたシンポジウム「日本型企業社会と女性」  
における報告をもとに各報告者に加筆・修正していただいたものです。

# 特集 II マルクスの何を引き継ぐか

マルクスにおける労働論の射程

有井行夫

マルクスのはじまり

角田修一

古典としてのマルクス

森岡真史

これは春季研究交流集会第2日目（3月13日）におこなわれたシンポ  
ジウム「マルクスの何を引き継ぐか」における報告をもとに各報告者に  
加筆・修正していただいたものです。

# 日本型企業社会を超える

「男が主人で基幹、女は内助で補助」という「性別」関係は、大企業中心の現代日本社会の構造のなかで1つの基軸をなしている。政府の社会政策は、とりわけ1980年代に、こうしたジェンダー関係を維持強化し、企業中心社会の確立をうながしてきた。とすれば、男女平等を実現する方向に社会政策を転換することは、日本型企業社会の変革の有力な方法ではないか。性別賃金格差の解消、個人単位の社会保障・税制の2分野について考えたい。



OSAWA Mari

**大沢 真理**

## I. 「女性は周辺」への疑問から ジェンダー研究へ

長びく不況のなかで、当面「ゆとり」や「豊さ」、「時短」などといつても場違いな感じすらありますが、中期的なトレンドとしては、1990年代に入ってから「企業中心社会」、あるいは「会社主義」といわれる事態への反省、ないし批判の議論が、研究者の間だけでなく諸方面から出されてきました。宮沢内閣が決定した「生活大国5カ年計画」は、その帰結の1つであり、細川内閣以降にも引きつがれて実施されているのが現下の状況です。戦後これまでに12回、政府の経済計画が策定されてきましたが、「生活大国5カ年計画」は、経済成長よりも生活を優先するという姿勢を掲げた初めての経済計画で、ご承知のように「個人の尊重」や「生活大国への変革」などを基本方針としています。

このような政策文書、それから研究者や評論家による会社主義論・企業社会論に接しながら、私が感じたのは、「女の姿が見えないじゃないか」という疑問や不満です。女性の問題は「周辺的」だから、あるいは日本社会の構造の「基軸」、たとえば重化学工業の大経営の労働現場に焦点を合わせれば、そこには男性しかいない、ということで、女性の姿が見えないのは当然か、という受けとめ方もありうるでしょう。しかし、私はそこでこだわりました。

私の勤務先である東京大学の社会科学研究所は、5年ごとの共同研究の成果として『現代日本社会』全7巻を、1991年から92年にかけて発表しました(東大出版会)。この共同研究のキー・コンセプトの1つが「会社主義」です。私はこのプロジェクトのなかで、女性についての論文の担当でした。

しかし、プロジェクトの運営委員会がまとめた「序論」(『現代日本社会1』)を見ると、やはりほとんど女性の姿は見えませんでした。

「どうせ周辺なんだから」と諦めて、周辺から基軸を照射するという戦略もありますが、私はそれよりは「女が周辺というのはおかしいんじゃないかな」と、こだわりました。

とはいって、家庭でも職場でも「男が主人で基幹・女は内助で補助」というように、社会のいろいろな領域で女性が周辺化されていることは事実です。女性だけを見て「女は周辺ではない」と言おうとしても、この議論はなかなか展開できない。しかし、「ジェンダー関係」として、男女がとりむすんでいる関係として見たときには、そのような関係こそが、現代日本社会の構造の1つの基軸であるという像が浮かびあがるのではないか。

たとえば大企業の正社員の男性が、休日出勤、サービス残業や接待等々で過労死寸前まで頑張ってしまうという働き方ができるのは、妻がいて、家事から育児から近所付き合い、夫の心身の健康管理までしてくれる、そういう女性に支えられているからであり、職場でも男性がそれなりにやりがいのある仕事にうち込めて、昇給・昇進もしていけるのは、雑務や補助的な仕事を引き受けた底辺の待遇に甘んじている、そういう女性労働者の存在をぬきにしては考えられない。それらのうえに「会社主義」や「社畜」といわれる男性の働き方が成り立っているとすれば、ジェンダー関係は周辺の問題などではなく、日本社会のあり方の軸と見るべきだという判断にたどりつきました。

こうお話ししますと2,3分ですが、『現代日本社会』プロジェクトのなかで研究を始めた当初は、私自身も「ジェンダー関係」というテーマも獲得していませんでした。非常に右往左往、試行錯誤しながらが論文を書いたわけです。この論文「現代日本社会と女性」(『現代日本社会6』)をもとにして、生活大国5カ年計画のような政策文書をジェンダー視点から分析するということが著書『企業中心社会を超えて』(時事通信社、1993年)のテーマになっています。

## II. 日本の性別役割分業は効率的か

性別役割分業を問題にすると、それは不公正かもしれないけれども、効率的なシステムなのではないか、効率が過ぎていろいろ摩擦を起こしているのではないか、という反応にぶつかります。ミクロの家計レベルでも経済的に合理的な選択をとおして現れているんじゃないかな、ということです。フェミニストでも、男性中心は効率至上主義で、ゆとりや正義に反するという議論をする人は少なくありません。しかし、日本の企業中心社会、日本型企業社会がはたしてそれほど効率的でしょうか。その点を考え直した方がよいと私はかねてから思っております。

たとえば日本生産性本部などが報告している日本の国民経済生産性（就業者1人当たり）は低い。92年はOECD11カ国中第8位です。ドイツよりも10%以上生産性は低い。業種別にすると製造業ではドイツよりも日本の方が高いとされますが、年間平均総実労働時間で500時間の差があることを考えに入れて、時間当たりの生産性を出してみると、製造業でも日本の方が数十%低いということになるでしょう。

どうしてこんなに低くなるのだろうか。労働統計の国際比較研究をなさっている方はかなりいますし、すでに一定の議論がなされていると思いますが、日本の働き方そのものが、どう考えてもそう効率的ではないのではないか。5時半で帰ろうと思えば帰れるときにも、上司が残っているから帰りにくいということで、だらだらと仕事をしている場合もあるでしょう。また本来の仕事以外で職場への拘束が、職場旅行、運動会、囲碁将棋大会や誕生会など、いろいろな形で会社側の労務の方から意図的になされている。まったくのプライベートな時間というものをなるべく少なくすることで、個人の生活を丸ごと会社が把握しようというのです。

また、過剰サービスということも、日本にはあるような気がします。ドイツでは宅配などまずしてくれないし、6時半ですべてのお店は閉まってしまいますから、いつも、今日は何を買って帰るから荷物はどのくらい重くなるかを考え

て生活をしています。その買い物に間に合わないような仕事のさせ方・拘束の仕方は論外なわけです。日本ではモノ作りでない技能とか気働きといったことの評価がまだまだ低い。「サービス」ということは「ただ」とか値引き、おまけをつけるという意味で使う。しかし、結局は価格にかぶさってきます。価格にかぶせない「出血サービス」をすると、その分の利益を就業者数で割って国民経済生産性を出すですから、その部門の生産性はどうしても低く出ます。

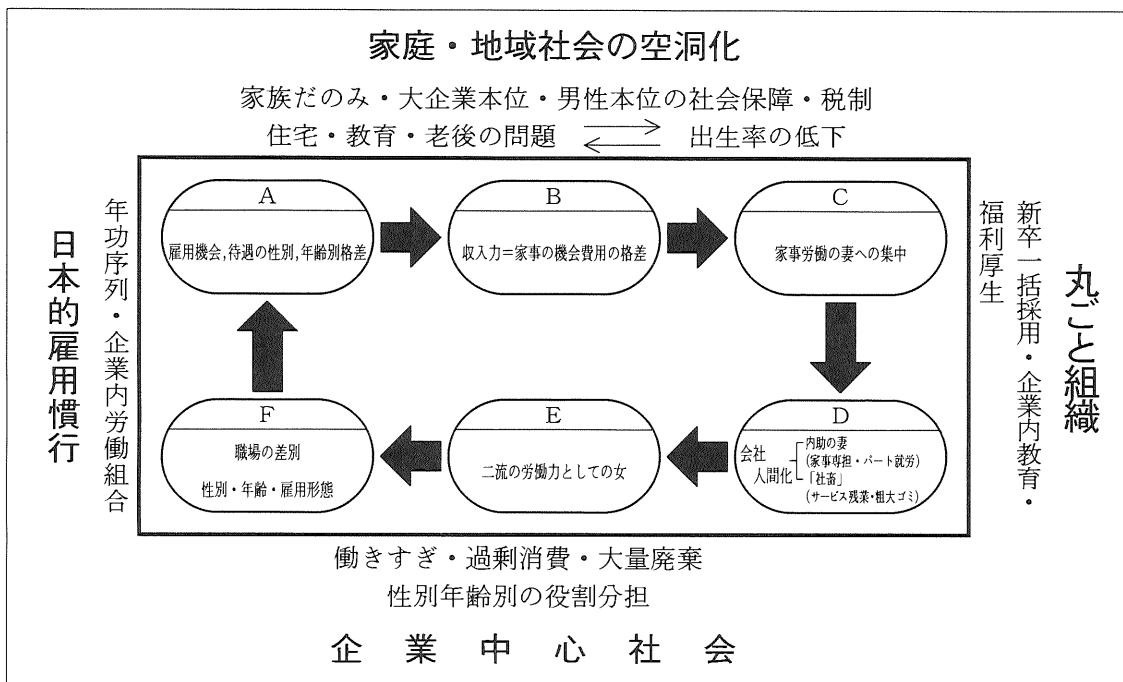
サービスが「ただ」であるという意識や取引慣行が、モノの大量生産や資源の浪費・消耗につながっている。そして女性はとくに気働きを要求されるような職務にたずさわるなかで、職務の評価が低く、低賃金のままであるということにも関係していると思います。会社主義は不経済だ、企業中心社会は非効率だという点を、もっと強調しなければならないのです。

### III. 男女格差の悪循環構造

今日の本題は、この企業中心社会の構造をどういう政策パッケージで変えていくかということです。「男女格差の悪循環構造」を示した図1は、短期の断面図でとっており、いろいろなことを捨象してかなり単純化しているのですが、「なぜ女は補助で、内助で、周辺で、底辺なのか?」に対する1つの説明です。循環構造ですからどこから始めてもいいのですが、雇用機会から始まっているように書いてあるのは、「どこから改めていくか」という点とかかわっています。

やはりまず雇用機会という入り口のところ、そして雇われてからの待遇そのものに性別の格差がある。それはまた、日本の雇用管理が年齢別で輪切りになっていることとも関係しています。年齢別の格差と性別の格差があいまって、女性の低賃金、つまりパートタイマーを含めると女性の賃金はちょうど男性の50%、フルタイマーだけをとっても60%にすぎないと

図1 男女格差の悪循環構造—どこにクサビを打つか—



いう、「先進」諸国（この言い方はあまり好きではないですが）のなかで最大級といつていい大きな男女別賃金格差をもたらしています。

この収入力の男女格差のもとでは、家事をおこなううえでの機会費用、つまり1時間家事をおこなうことによって失う収入の大きさが男性と女性では、あるいは夫と妻では全く違う。これをもっと中長期でみると、毎日男が5時半で「じゃあ帰ります」といって退社すると、その人の人事考課はどうなるか、昇格昇進はどうなるのかを考えれば、将来にわたる損失が男性の場合には大きい。「女はどうせそのうち辞めて、何年か主婦をやった後はパートでしか労働市場に復帰しないとすれば、失うものはたいしてない」ということで、家事は女性がより多く担う。家事分担の女性への偏りも日本の場合には異常で、国際比較調査はそれほど多くはないですが、家事・育児・介護という収入に結びつかない家庭内の労働の90%以上が女性に集中している。ほかの国にも、もちろん不平等はありますが、これほど女性に集中している国というのは珍しいのです。

家事労働が女性に集中すると、夫婦ともども会社人間化し、「内助の妻」と「社畜」になる。「内助の妻」というのは家事、育児、介護はとにかく担う。それから住宅ローンや子供の教育費のために家計収入が不足する場合には、パートにでも出てそれを補助する。「社畜」のほうは、休日にはほとんど「粗大ゴミ」でゴロゴロ寝ているか、休日出勤や接待ゴルフで家庭不在。家事労働をもっぱら担っている女性は、労働市場に出ていきますと、会社に100%捧げるという可能性がないためにどうしても「二流の労働力」として扱われる。100%利用可能な労働力ではないということが職場での女性差別を正当化することになり、それが賃金格差に結びついていく、という具合に事態が循環しているのではないかと考えました。

性別賃金格差をどう見るか、どのように解消したらいいかというとき、「女性は途中で辞めるから日本の雇用慣行のなかではどうしても待遇が悪くなるので、辞めなければよい」、つまり

「辞める本人が悪い」という議論が、女性労働論やパート労働論などで、しばしば出てきます。そして、「女が辞めなければならないのは、家庭での性別役割分業が悪いからだ」という話になり、労働市場には問題はないという議論になっていきます。男女が平等に家事を担うためには、労働市場はどうあるべきかという筋には進んでいません。

他方で、家族研究の議論をやや乱暴に紹介しますと、家族は民主的で愛の共同体だが、労働市場が性差別的で搾取的であるために、本来愛の共同体であるべき家族のなかに、夫の妻に対する権力的な関係・抑圧的な関係が存在する、という議論になっていないでしょうか。この点については、たとえば木本喜美子「現代家族とジェンダー問題」（社会政策叢書第16集『社会政策学と生活の論理』啓文社、1992年）の指摘をご参照下さい。つまり、労働研究の方は家族が悪い、家族研究の方は労働市場が悪い、とななり合っていて、少しも性差別解消への出口が見えません。私は、やはり雇用機会と職場の待遇の格差から取り組むべきではないかと考えるので、性別賃金格差の解消を第1に掲げたいと思います。

この目的にてらして雇用機会均等法をどう評価できるでしょうか。ザル法以下というと、ことばは悪いのですが、制定時からさまざまな規定が努力義務規定にすぎないという問題点がすでに指摘されています。それから、男女別枠募集あるいは女子のみ募集という方式を指針や通達の段階で禁じていません。したがって、実施されてからまだ数年しかたっておりませんけれども、統計数値で見る限り、これはむしろ雇用平等を進める法律というよりは、女性労働力の周辺化を推し進めるような効果をもったという評価になるのではないでしょうか。ようするに、均等法は企業中心社会に「見事にフィット」しているわけです。また、最近では育児休業法が急速に成立し、介護休暇もさかんに議論されていますが、育児や介護をめぐる議論のなかには、どうしてもこれは主として女性が担うもの、したがってこのような制度を普及充実することは

女性の就労にたいする支援策だというような立場が見えます。これでは企業中心社会の変革にはつながらない。

#### IV. 日本の社会政策における ジェンダー・バイアスと その是正の方向

社会政策の全領域を見渡したときに、そこには非常に強固なジェンダー・バイアス（現状の性別分業を当然の前提とすることから生じる歪み、偏り）が存在します。とはいっても、たとえば社会保険制度が扱うのは、「被保険者」であったり、その「配偶者」ということで、男・女と性別をついているわけではないので、そこにジェンダー・バイアスや女性差別の問題があるとは考えない、という風潮があったのではないかでしょうか。

逆にいようと、社会政策と女性という問題では、これまで遺族年金の問題や母子福祉のあり方などにしばられてきたのではないかという思いがします。しかし、そうした部分制度や特定分野だけのあり方ではない。社会保険がどういう生活上のリスクを国民の一般的なリスク、生活上の事故として認め、保険のカバー対象としているかをみると、明らかに男性の就労パターンを標準とする社会保険制度のデザインがされています。この点で最も明示的であったのは、ご承知のベヴァリッジ・プラン（戦後イギリスの社会保障計画）でしょう。もちろんどの国の社会保険制度も、そういう意味では多かれ少なかれジェンダー・バイアスをもっています。しかし、日本の社会保険を中心とする社会政策のジェンダー・バイアスというのは、一段と強いといえるのではないでしょうか。それを少なくとも中立的に、あるいは、できれば平等促進的に組みかえる必要があります。表1のような政策パッケージを考えてみました。

##### (1) 性別賃金格差の解消

まず雇用平等法が必要です。それから、パー

トタイム労働者の均等待遇です。これはILOのパートタイム労働条約案のなかで議論されている原則です。日本のいわゆるパートタイム労働法には、「均衡ある待遇」という微妙な表現が入っています。同法は昨年12月1日から実施され、4月1日から「パート・センター」も店を開きします。今から2年後の法律見直しが日程に入っていますから、これも非常に緊急性のある課題だと思います。

また、労働時間の短縮も重要です。「労働の人間化」の追求とあるのは、ショアースさんの『働きすぎのアメリカ人』に刺激されたこともあります。彼女の著書のなかでは「雇用レント」という、やや分かりにくい概念を使って説明がされています。ようするに、企業が市場で決まるレベルよりも少し高めの賃金を設定しておいて、転職するコストを高めて従業員の忠誠心と定着をうながし、1人当たりでは長時間労働をさせるというやり方であり、時短を防げる構造障壁の1つとされています。新古典派のタームでは「効率賃金」と呼ばれます、私は簡単に「転職コストが高いこと」と説明しています。ショアースさんの提案は、転職コストを高めることによってではなく、職場の労働を人間化することによってモラル・アップと生産性上昇を追求するならば、働きすぎをたえずうながすような、現在の労働システムの切り替えをはかることができるというものだったと思います。

それから、ILOの家族的責任条約〔ILO156号条約=男女労働者とくに家族的責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約、1981年採択〕と勧告の批准も、日本ではもう今年度中くらいの日程にあがってきたと聞いています。ご承知のように、子どもや近親者といった家族がいて、その家族への責任をもつ労働者の男女のあいだの待遇や就業機会は均等化されなければいけない、さらに、家族的責任のある労働者とその他の労働者のあいだの就業機会や待遇が均等化されなければならないというのが、その基本理念です。これを実現するためには、もちろん職場で看護休暇や介護休暇、育児休業が制度化されなければいけませんが、

それにくわえて、職場以外の生活領域でも家族的責任を均等化していく社会政策が必要になります。

日本では雇用保険のお金を当てにして育児休業に25%程度所得補償をするということになり、これで家族的責任条約を批准するためのハードルを越えたと労働省は判断しているようです。しかし、条約と勧告に書かれている豊富な内容にくらべればそれだけでは不十分で、これに関連した国内法制度の整備を進める必要があります。母性保護はその一環と考えるべきでしょう。

## (2) 個人単位の社会保障・税制

より理解がむずかしいのは、個人単位の社会保障制度という問題です。

人間のライフステージにそくして考えると、

児童手当あたりが始まりになります。児童養育費用を基本的にカバーするような児童手当、つまり第1子から親の所得による支給制限なしに、食べることと着ることの費用の60～70%はカバーするような児童手当が必要ということです。日本の児童手当は、ご承知のように所得制限がきついことに加えて支給額自体が大変低く、支給期間が短いので、児童養育費用を社会的に調整するという機能はほとんど果たしていません。それから保育所の保障、学童段階での保育の充実というのも必要であり、また日本では教育費の負担が大きいので、ここへの支援も必要です。

さらに、住宅政策の充実や保健医療の問題があります。現行の保健医療は職業上の立場によつて細かく分立しており、医療ニーズが高まり、しかも経済力が低い人に、保障が薄いというシ

表1 ジェンダーバイアス是正のための政策パッケージ

### ① 性別賃金格差の解消

- ・積極的差別是正措置と同一価値労働同一賃金の両原則を含む雇用平等法（年齢差別の禁止も含む）
- ・パートタイム労働者の均等待遇（同等賃金と労働時間比例の付加給付の保障など）
- ・一日の労働時間の制限にもとづく労働時間短縮
- ・「労働の人間化」の追求
- ・2家族的責任条約の批准、国内法制度の整備、その一環としての「母性」保護

### ② 個人単位の社会保障・税制

- ・児童養育費用を基本的にカバーする児童手当（親の所得による支給制限なし）
- ・ゼロ歳児からの保育所の保障、学童保育や地域の学童クラブの充実
- ・中・高等教育の無料化、奨学金制度の充実
- ・住宅政策の充実（ケアつき高齢者アパートなど公営住宅の供給、地方税の払い戻しによる住宅貧困層への支援など）
- ・保健・医療の保障（健保制度の一元化、地域家庭医制度など医療供給体制の整備）
- ・個人単位の公的年金の充実
- ・離婚における破綻主義への転換にともない、婚姻期間中の付加利得（資産と年金権）の離婚時二分、一定条件のもとで離婚後扶養請求権を設ける
- ・在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実、福祉労働者の待遇の抜本的改善、家族介護者に対する報酬支払いの導入
- ・所得税の配偶者控除、扶養控除の廃止

ステムになっています。こういうことは改めなければいけない。と同時に、医療供給体制の方を野放しにしたままで健保制度だけを一元化するという方式には問題がある、ということも指摘しておきます。

現在策定されつつある年金改革法案は、5年ごとの財政再計算にもとづく定期の改革ですが、来年にはいわゆる年金一元化という大きな改革が待っていて、今年と来年は「年金の年」になります。これに向けていろいろな団体から要求や政策提案も出されています。しかし、それらの提言の中では女性の年金は、支給開始年齢や保険料にくらべて特殊な小さい問題という扱いです。そういう提案を作っているワーキング・グループには、多分ほとんど女性はいないのだろうという感じを受けます。

私は、基本年金部分というのは、全住民に全額国庫負担で生活保護基準をクリアするだけの年金を出すべきだと考えています。雇用者の被扶養の配偶者（いわゆる「サラリーマンの妻」）は基礎年金の三号被保険者となって、直接保険料を収めなくても年金権をえることになっており、これにかかわっていろいろな問題があります。未加入、届出漏れ、未納による無年金や、免除による低額年金の問題を解消し、同時に個人単位制を徹底する最も合理的な方法は、全額国庫負担でしかも生活保護基準をクリアするだけのものを出すことでしょう。現在は国庫負担は3分の1ですから、あと3分の2を出せば、このような制度ができるわけです。

そのうえに、所得関連年金がもうけられなければなりませんが、ここでは私は、保険料の引き上げにはいっさい反対で、企業と国が負担すべきだといっているだけでは、済まないだろうと思っています。年金制度内部での垂直的所得再分配の要素を強める必要があります。具体的には、今のような標準報酬方式ではなくて、ボーナスも含めた所得総額に応じて保険料負担をし、給付には上限をつけるというシステムが合理的なのではないか。それと、女性の年金権に関連しては、所得関連年金の部分を婚姻期間に応じて配偶者で二分するという方式を提案したいと

思います。

ちなみに「連合」などの提案で女性の年金権を強めると書いてありますが、これは月々17000円の加給年金の部分を妻の名義にするといっているだけです。また、自治労の年金提案を見ますと、自治労の組合員の多くは共働きであるためか、専業主婦の年金権を強めることは、ほとんど意識の外にあるようですが、専業主婦は国民年金基金に入ればよい、という提案になっているようです。私は所得関連年金については、配偶者でそれぞれ年金勘定を作つておいて、互いに自分の所得に見合う年金権の半分を相手の年金勘定に振り込むという方法を取るのが、合理的ではないかと思っております。

実際にドイツで採用されている年金調整システムでは、離婚した場合に、婚姻期間中に形成された年金権を二分します。このシステムを西ドイツが導入したのは1976年ですが、離婚が破綻主義に移行したことと連動していました。ドイツはアメリカほどではありませんけれども、かなり離婚率の高い社会になっています。しかしそれ以上に、婚姻率が下がってきました。こういう制度の導入によって、結婚の経済的、物質的メリットが帳消しになって、いわば愛のみによって結ばれる関係に近づくのだろうかという気もしています。

日本では企業福祉にも大きなジェンダー・バイアスがあります。特に厚生年金基金に代表される企業年金に大きな税制上の優遇措置がとられており、その主な受益者は男性です。大企業の正社員が、自分たちだけで集まって公的年金から適用除外となり、税制上の優遇措置を受けつつ物価スライド・賃金スライド分については国庫負担してもらう、という大変ムシのいいシステムなのです。こういう制度は見直した方がいいのではないかというのが、私の考えです。また、「パート就労100万円の壁」に関連して、所得税の配偶者（特別）控除は廃止すべきだという声が女性のなかで大きくなっていました。

最後に、離婚における破綻主義への転換については、判例上は1987年の最高裁判決の段階から破綻主義になっているわけですが、法文上も

破綻主義に変えるということが法制審議会の身分法小委員会で論点として出されています。具体的には5年程度の別居期間があれば、配偶者のどちらに結婚の破綻の原因があろうと離婚請求を認めるということです。原則としては、片方に愛情がなくなったというか、婚姻を継続する意志がなくなっていても他方が承知しないから結婚を解消できないというのは、不幸な状態ですから、破綻主義がよいとは思います。しかし、現実に労働市場で女性差別と年齢差別があり、また結婚生活を通じて、事実上、妻の側は自分の収入力を減耗させながら夫の人的資本の形成に寄与するわけですから、中年期になってポンと放り出されるのではたまらないという問題があります。

したがって、婚姻期間中の資産形成と年金権については離婚時に二分するというシステム、それから一定条件のもとでは旧配偶者の離婚後扶養請求権を認めることも必要でしょう。こうした改革をしないで、ただ離婚だけ破綻主義に転換するということは、非常に問題があります。

## V. おわりに

社会政策のジェンダー・バイアスを是正し、両性の平等を促すような政策体系が以上のようなものであるとして、この政策を要求する主体をどう考えるのでしょうか。

率直にいって私は、「連合」はもちろんのこと「階級的」潮流であっても、既存の労働組合にそれを期待できるとは思っていません。当面私が取り組んできたのは、自治体の女性政策ないし男女平等政策に以上のような政策を入れていくことです。というより、たまたま93年の8月から住所の埼玉県新座市で「女性行動プラン懇話会」の委員になり、計画策定にかかわるなかで、労働と福祉の分野の計画として立てた部分を、今日は紹介させていただきました。

企業中心社会を批判する意識、それを変革するような運動の可能性は、労組の幹部よりも地域のレベルで男女平等の実現に正面から取り組もうとする住民や自治体労働者に感じられるよう思います。労働組合が変革される対象にとどまりつづけるのでなければ幸いです。

（おおさわ まり 東京大学）

### 好評！

基礎経済科学研究所編

企業中心社会から文化中心社会へ！！

## 文化中心社会の条件

労働旬報社 ￥2500

生活の芸術化・労働の人間化・人間的な「まちづくり」をすすめるために

執筆者＝池上惇・木津川計・中山久雄・小沢修司

森岡孝二・須田稔・大西広・柳ヶ瀬孝三

森岡孝二編著

## 現代日本の企業と社会

法律文化社 ￥2575

人権ルールの確立をめざして

企業中心の日本の労働と生活のシステムを考察し、働く個人が社会生活の主体として自由と幸福を享受する権利の保障には何が必要かを解明

執筆者＝十名直喜・高田好章・小野満・西田達昭・森岡孝二

森井久美・池田清・仲野（菊池）組子・高島嘉巳

# 日本型企業社会と 女性労働・家族

日本型企業社会論においてこれまで遅れていたジェンダー視点に立った研究が近年蓄積されつつある。この報告では、日本型企業社会と女性労働・家族をめぐる研究状況を社会政策学会での議論を概観したうえ、「家族賃金」イデオロギー批判と「労働力の価値分割」論、「同一価値労働同一賃金」論、家事労働の無償性論、「家父長制」の規定など、いくつかの論点をとりあげて私の基本的な考え方を述べ、討論の素材を提供したい。



NAKAGAWA Sumi

**中川 スミ**

## はじめに

私は九州大学大学院時代に始めた『資本論』研究を今まで細々と続けてきましたが、この数年、とくに基礎研に参加して議論をするなかで、現代社会が提起するもっと現実的な課題に応える研究をするべきだという批判を受け、またそうした呼びかけを内心にも聴くようになりました。こうして現代日本資本主義研究にアプローチする方法を模索しているとき、1992年春の社会政策学会第84回大会で、今日のパネリストの1人である東大社研の大沢真理さんを始めとする女性研究者たちがジェンダー\*視点に立った労働問題・社会政策研究の必要を提言されるのを聴き、あの内面の呼びかけに強く呼応するものを感じました。それ以来、女性労働や家族の問題を手がかりにして現代日本資本主義の研究を始めようと思い決めたわけです。今日のよ

うなテーマを掲げるには、もっと実証的な資料をふまえた報告をするべきですが、とりあえず私のこれまでの研究との接点を探りつつ理論的な領域で論点を整理するというスタンスから報告したいと思います。

報告の前半では、このところ社会政策学会を中心に日本型企業社会の分析にはジェンダー視点を欠くことはできないという提言が続いていますので、まずこれを紹介し、ついで基礎研ではこうした観点からの研究がどの程度進んでいるのかを簡単に見てみます。また後半では、日本型企業社会をジェンダー視点で見ていく場合議論の焦点になるであろういくつかの論点について私の基本的な考え方をお話したいと思います。これらは、たとえば先進諸国の中でも例外的に大きな日本の性別賃金格差を縮小するにあたって今日検討課題となっている「家族賃金」イデオロギーの問題、およびこのイデオロギーとマルクスの「労働力の価値分割」論との関連、あるいは賃金格差の解消をめぐってもう1つの論

争点になっている「同一価値労働同一賃金」論の問題、また性別役割分業の1つの軸である家事労働を経済学的にどうとらえるか、あるいは現代社会における性支配をめぐってフェミニストが提起している「家父長制」の概念をどう受けとめるか、などの論点です。

時間の制約がありますので、あまり細かい点に立ち入らずに、ともかくふろしきを広げてみることに重点をおいてお話をしたいと思います。

\* ジェンダー:gender……生物学的性差（セックス）とは区別して、社会的・文化的に規定される性差をいう。特定の時代や社会が制度や慣習をつうじて両性に付与する性差であり、いわゆる「男らしさ」や「女らしさ」のイデオロギーもここから生ずる。

## I. 日本型企業社会と女性労働をめぐる研究状況

まず、日本型企業社会と女性労働をめぐる研究状況については大沢真理さんの最近の仕事が注目されます。大沢さんは先の社会政策学会における報告で、日本の女性労働の現状は「日本の経営」や「日本の労使関係」を規定する基軸的な論点の1つをなしていること、それにもかかわらず從来の社会政策学や労働問題研究の大部分はこうした視点を欠き、女性労働研究を「女子労働論」という特殊な周辺領域に囲いこんだと批判し、これからは「ジェンダーにこだわった」研究を進めるべきだと提言しました。

現代日本社会を特徴づけるとき、大沢さんはそれがたんなる企業中心社会ではなく、「家父長制」（あるいは「家父長制的ジェンダー関係」・「男性中心のジェンダー関係」）を基盤とする企業中心社会であることを強調しています。その際、「家父長制」とは何かについては、女が「内助・補助・底辺」であり、男が「主人・基幹・トップ」であるというように、「女と男が、職場、家庭、地域で直接・間接に結んでいる関係、すなわちジェンダー関係」として説明しています（『週間読書人』第2000号）。彼女は「家

父長制」という言葉は前近代の家父長制との関係でややこしい問題を含むのでできれば使わずにすませようと苦心したけれども、こうしたジェンダー関係を端的に表わすものとしては「家父長制」しかないと思ってこの言葉を使うことを決断したと語っています。

氏の『企業中心社会を超えて——現代日本をジェンダーで読む』（時事通信社、1993年）は、企業中心社会の労働のなかにこうしたジェンダー関係がどのように貫いているかを分析した大変興味深い作品ですが、そこでは、社会的総労働時間（収入労働だけでなく家事をはじめとする無収入労働を含む）の性別分担、性別賃金格差、「水平的」よりは「垂直的」な面で著しい性別職務分離、賃金規定における「家父長制」としての「家族賃金」の問題、パートタイマーや下請制と性別分離との関係、無収入労働＝家事労働におけるジェンダー関係などが鮮やかに論じられています。

つぎに、昨年春まで大阪市立大学で教鞭を執られた竹中恵美子先生がその長年の女子労働論研究を集大成された『戦後女子労働史論』（有斐閣）が1989年に刊行されています（竹中編著『グローバル時代の労働と生活』、ミネルヴァ書房、1993年も参照）。竹中先生のお仕事については、大沢さんは先の学会でそれが女性労働研究を特殊な周辺領域に囲いこむ1つの原因になったとして批判されました。しかし、竹中先生の女性労働研究もフェミニズムの視点に立ったものであり、女性労働と性別分業の関連についても大沢さんが指摘されたのとほぼ重なる論点を早くから展開されていますので、先生の業績からはもっと学んでいく必要があるのではないかと私は考えています。

また甲南大学の熊沢誠先生も、いわゆる能力主義的管理の日本型システムが能力評価における男女格差をもたらすとして、企業が男性に対しては会社の仕事を最優先する生活態度をもって多様で変動的な企業の要請に柔軟に対応できる潜在能力の開発と発揮を求めるのに対し、女性に対しては限られた範囲の職務を決められた手順とスピードできちんと遂行することだけを

期待するというような能力評価における性差を強調しておられます、これもジェンダー的視点にたった女性労働論として大変興味深いものだと思います（『日本の経営の明暗』筑摩書房、1989年、「被差別者の自由」『女性労働問題研究』No.24など）。

一方、こうした観点からの女性労働論が基礎研ではどの程度行なわれてきたかについては、ここでは6人の方の仕事をごく簡単に紹介したいと思います。

まず、関西大学の森岡孝二さんは基礎研編の『日本型企業社会の構造』（労働旬報社、1992年）所収の論文で「労働時間の二極化」論を展開されました。氏は過労死を招くような日本の長時間労働を見ていく場合、平均的な数字だけではまったく不十分であって、性による労働時間の格差に注目すべきであること、1975年以降の女性のいわゆる短時間労働者の急増の対極には、男性のいわば超長時間労働者の存在があることに注意を喚起しています。この論文は、労働時間構造の分析のなかにジェンダー視点を取り入れた点で評価されますが、一般に男性を長時間労働者、女性を短時間労働者として二分する把握が一定の限界をもっていることについては、すでに氏自身が昨年夏の基礎研の研究大会の報告で反省されただけでなく、最近出た『通信』75号に掲載されている「日本型企業社会と労働時間」という論文では、この点を一步深めた議論を展開されています。

つぎに、広島女子大学の青木圭介さんは社会政策学会第85回研究大会で「二極化した労働時間構造のもとでの労働と生活」と題して報告されましたが、そこでは森岡さんの労働時間の二極分化論をふまえてこれを二重労働市場論に展開し、今日の長時間労働の背景に性別分業の問題があることを指摘しています（社会政策叢書第17集『変化の中の労働と生活』、啓文社、1993年）。

また、不安定就業労働者の問題を長く研究されてきた金沢大学の伍賀一道さんは、70年代後半以降に形成された雇用における格差分断構造、すなわち正規労働者数を抑制して長時間働くせ

る一方で、パートなど不安定雇用者を増やすという雇用管理が、性別役割分業と深く関連していることを明らかにしています。（『現代資本主義と不安定就業問題』、御茶の水書房、1988年、「雇用問題からみた『働きすぎ社会』」、『通信』70号など）

伍賀さんと同様に、パートタイマーや派遣労働者など日本の底辺労働者の問題に視座を定めて研究してきた仲野（菊地）組子さんは、女性パートタイム労働者の問題は「雇用問題のなかの一問題というものではなく、男性中心の日本型企業社会と男性不在の日本型家族生活の集中的な表現である」としてジェンダー視点に立った議論を展開しています（「労働市場の国際化と日本の底辺労働者」、『通信』同上）。

さらに、池田清さんは論文「女性の社会的労働参加と企業社会の変革」（森岡孝二編『現代日本の企業と社会』、法律文化社、1994年）において、現代日本社会が日本型経営と日本型家族によって成り立っており、この両者が性別役割分業によって媒介されているという観点から女性労働を分析しています。論文の後半で、企業社会の変革のために労働組合運動の改革とともに地方自治体の改革を提言しているところは自治体職員としての氏の経験が反映されていて興味深いものがあります。

最後に、森井久美子さんは論文「金融機関における『高生産性内勤体制』」（同上）において、長く生命保険会社に勤務された経験にもとづいて金融機関における女性労働の実態を分析し、80年代に入って労使一体になった残業削減運動が展開され、これをつうじて正規要員を削減し派遣スタッフに入れ替えていく雇用管理が追求されたこと、そのなかで、もしやめたくなればたとえ残業しても残業手当てを要求しない労働者が作られていく過程をリアルに描いておられます。

私はこれまで、基礎研の日本型企業社会論にはミッシングリンクがあって、ジェンダー視点にたった女性労働論の位置づけが弱いのではないかということを、ことあるごとにいって煙たがられてきましたが、こうしてみてくると、じ

つはかなりの人がこうした観点からの研究をはじめており、それがしだいに蓄積されつつあるといってよいのではないかと、少し考えを改めたところです。

## II. 日本型企業社会と 家族をめぐる研究状況

日本型企業社会と家族をめぐる研究状況については、まず昭和女子大学女性文化研究所の伊藤セツさんらの生活時間研究（伊藤・天野・森・大竹『生活時間』、光生館、1984年、伊藤・天野編著『生活時間と生活様式』、同、1989年、『生活時間と生活文化』、同、1994年など）をあげたいと思います。そこでは、「収入労働時間」だけでなく「家事的生活時間」を含めた「総労働時間」の範疇が早くから提起されており、都市勤労者夫妻の生活時間にかかる綿密な実態調査をつうじて、日本の労働者家族における家事労働分担のジェンダーギャップや、共働き女性の総労働時間の長さなどが指摘されてきました。

つぎに一橋大学の木本喜美子さんによる「共同体」的家族論への批判を取り上げたいと思います。木本さんは社会政策学会第83回研究大会の報告（「現代家族とジェンダー問題」、社会政策叢書第16集『社会政策学と生活の論理』、啓文社、1992年）や論文「家族の現在、そして未来」（「女性労働問題研究」25号）において、家族論の領域ではこれまで家族を「共同体」としてくくって家族の外の社会と家族共同体とを対比して分析する家族論が支配的であったこと、こうした「共同体アプローチ」にもとづく家族論は家族の内部の諸関係を解析できない方法的欠陥をもっていると批判しています。そして、成瀬龍夫さんと小沢修二さんが編集された『家族の経済学』（青木書店、1985年）をこうした家族論の一典型であり、そこでは「『家族共同体的労働』の現実における『荒廃』に着目するあまり、主婦の賃労働者化を否定的に把握している」と批判しています。木本さんはこうした共同体的家族論の限界を超えるものとしてミシェ

ル・バレットらのマルクス主義フェミニズムの家族論の可能性に注目していますが、この理論は、ブルジョア家族だけでなく労働者家族のなかにも性支配や「家父長制」が内蔵されていることを指摘し、その根拠を「家族賃金イデオロギー」によって説明しています。ところで、フェミニストのなかには近代家族がもつ女性抑圧の側面を強調して、家族は解体すべきだと主張する人もいますが、これに対しては木本さんは近代家族が女性抑圧の面だけでなく、近代以前にはなかった家事・育児領域の成立という普遍的な意義をももっているとして、性急な家族解体論には批判的姿勢をとっています。

さいごに名古屋市立女子短大の安川悦子さんによる「マイホーム主義的家族イデオロギー」の批判をとりあげます。安川さんは「家族思想の現在」という論文（名古屋市立女子短大生活文化センター「生活文化研究」第1号、1990年）の中で、「資本主義的生産様式の胎内にビルト・インされた『家族』は、子どもの『社会化』と（財産の）『相続』をとおして、セクシズムと階級支配の培養基となる」として「家族」神話の解体を展開しています。そこでは、先にもあげた成瀬・小沢編の『家族の経済学』が「ロマン主義的発達家族」論の一典型であるとして批判されていますが、それだけでなく、経済的に自立した夫婦からなる「平等主義家族」をもふくめてあらゆる家族を資本主義システムを支える土台として批判しています。

安川さんは、昨年秋の社会政策学会第87回研究大会で「日本型企業社会と家族問題」と題して報告し、日本型企業社会論におけるジェンダー視点の欠如を家族論の領域から展開されました。すなわち、日本型企業社会論においては日本の労使関係や日本の経営が経営家族主義や企業一家主義などの家族論的視点から批判されながら、この社会を労働力の再生産の場で支える土台としての肝心の家族については批判の対象から脱落させられている、というわけです。氏はたんに「イエ」イデオロギーだけでなく、「マイホーム」イデオロギーも含めて家族イデオロギーが日本型企業社会を支えていることを強調してい

ますが、その場合「マイホーム」とは、性別分業によって支えられた労働力商品の再生産の場であり、基本的には夫が「家族賃金」を稼いで妻子を扶養し、妻がその不足分を「家計補助賃金」として稼ぐというシステムであり、年功賃金がこれを制度的に媒介していると説明しています（拙稿「日本型企業社会と社会政策——社会政策学会第87回研究大会について——」『労働総研クォータリー』14号参照）。

こうしたジェンダー視点に立った家族論の提起と「共同体的家族論」批判に対しては、基礎研としてはまず『家族の経済学』の新版を出すことによってこれらの批判に積極的に答えていくことが求められていると思いますが、いまのところ作業は進んでいないようです。そこで基礎研の家族論としては、神戸大学の二宮厚美さんの「共働き家族論」と広島女学院大学の佐藤卓利さんが最近書かれた家族論を取り上げてみました。

二宮さんは昨年春の基礎研の研究交流集会の報告「企業社会からの自立と人権・主体形成」（『通信』73号）において、企業社会から自立する主体の形成にとって核心となるものは労働者の人格的独立性の確保であるとし、これを労働力商品の売買契約の問題に「流し込む」ではなく、労働過程と生活過程の関連に注目するならば、共働き家族こそが自立主体の典型としての位置を占めると強調されました。

しかし私が疑問に思うのは、労働と生活の関連に注目することがなぜすぐに「家族」に直結されるのだろうか、しかも家族のあり方が共働きか片働きかという点に集約されて、家族構成員間の関係の問題に踏み込んでいかないのは一体なぜだろうかということです。家族を安易にひとまとめにしてくる発想は、現代社会が時代の課題の1つとして提起している男女平等の問題をとりこぼすことにつながるのではないかでしょうか。今日の企業中心社会における変革主体形成の契機は、変貌し、多様化しつつあるさまざまな家族、あるいはさまざまな個人の労働と生活の諸側面にはらまれていると見るべきであって、変革主体となる家族の典型を探し求め

ることにはあまり意味がないのではないかと私は思っています。

つぎに佐藤さんは論文「働きすぎ社会と家族」（『通信』74号）において、労働者家族が共同体的関係と支配従属関係の二重性をもっていること、労働者家族においても妻子に対する夫の支配があり、その物質的な基盤が「家族賃金」にあることを指摘して、フェミニズムの提言をほぼ受け入れています。そして、自立した男女の自由な選択による新しい家族の形成のために何よりも男女が自立できる「個人賃金」を獲得するとともに、家事労働と賃労働の矛盾の解決のために労働時間の短縮や、介護労働や育児労働に対する手当および有給休暇の保障などが必要であると指摘しています。

佐藤さんの論文は基礎研のこれまでの「共同体」的な家族論の限界を超えて家族構成員間の関係に踏み込んだ点で評価されますが、家族賃金規定の止揚にとって社会保障制度がもつ意義があまり位置づけられていない点や、介護手当・育児手当という形での家事労働の社会的評価は現状からすれば一定の前進ではあっても、いわゆる身内の者が介護や育児をすることが前提になっている点で限界ももっていることなど、いくつかの点で今後議論を深めていく必要があると思います。

研究状況の概観はこの程度にして、後半に入ります。ここでは4つの論点を取り上げました。それぞれに難しい内容を含んでいるので簡単に論ずることはできませんが、ここでは細かい点は省いてこれらの問題に対する私の基本的な考え方をのべて討論の素材を提供したいと思います。

### III. いくつかの論点

#### (1) 「家族賃金」イデオロギー批判と労働力の価値分割論

日本の女性労働の地位の低さは先進諸国のかでも例外的に大きな性別賃金格差に集約されることは周知のところですが、これをいかに解

消するかをめぐって近年「家族賃金イデオロギー」の批判、すなわち成人男性労働者の賃金が家族を養うに足る賃金でなければならないという考え方に対する批判が議論の焦点となってきています。私はこのイデオロギーの批判自体は今日の日本社会にとって重要な課題だと思いますが、それがしばしばマルクスの労働力の価値論に対する批判と絡めて行なわれていることにはかねてから疑問をもってきました。この場合、批判の対象となっているのは、マルクスが労働力の価値を労働者家族の再生産費として規定し、機械経営のもとで女性労働や児童労働が導入されるにともなってこの労働力の価値が家族構成員の間に分割すると論じている部分です。こうした議論の背景には賃金が本来家族を養うに足るものでなければならないという考えがあり、これは家族賃金イデオロギーに他ならないというわけです。

そこでまず、今日における「家族賃金」イデオロギーの批判の意義についていえば、第2次大戦後、先進資本主義諸国ではどこでも女性が労働市場に大量に参入し「労働力の女性化」とまで呼ばれるほどになっていますから、こうした段階でなお扶養家族をもつ男性労働者を標準とし、男性賃金を家族賃金として規定することは現実的ではありません。それだけではなく、この規定はその反照として女性賃金をいわゆる「家計補助」賃金として性格づけることによって性別賃金格差を温存し、したがって性別役割分業システムにもとづく社会を固定する役割を果たすわけですから、こうした「家族賃金」イデオロギーを批判する意義は大きいと思います。

しかしながらこのイデオロギーの源泉をマルクスの労働力の価値論に求めることは正当ではないと私は考えています。なぜならマルクスは労働力の価値が一般の商品とは異なって、たんに技術的に決まるわけではなく、労働者の再生産の歴史的・社会的条件によって規定されることを強調しており、このことは労働者の再生産条件が変化すれば労働力の価値規定も修正されることをはじめから含んでいいると考えられるからです。つまり、マルクスが労働力の価値を

「労働者家族の再生産費」として規定したのはけっして彼が家族単位での労働者の再生産をあるべき規範として道義的に捉えたからではなく、それが当時の労働者の再生産の平均的条件であったからだといわねばなりません。

これに対し今日のように女性労働が一般化し、社会保障制度が整備されて未成年者や高齢者の生活が社会的なシステムをつうじて保障される条件が作られるならば、労働者の再生産は家族単位ではなく個人単位で行なわれることが可能になるわけですから、労働力の価値は男女労働者の個別の労働力の価値として規定され、家族再生産費としての規定は長期的には止揚される方向にあるといえます。もちろん、このことは今日の日本がすでにこの段階に到達したということを意味するわけではありません。日本ではまだ労働率のジェンダーギャップが大きく、女性労働者は低賃金分野に集中しており、また社会保障制度のレベルも低いので、労働者各自分が個人単位で経済的に自立できる条件が整えられたとは到底いえません。ただ、個人単位での労働者の再生産条件の確保を課題とすべき時代に到達しているということだけは確かだというべきでしょう。

また注意していただきたいのはここで「労働者の再生産が個人単位で行なわれる」という場合、それはけっして生活共同体としての家族が消滅することではなく、たんに家族の経済的機能が止揚されること、つまりエンゲルスのいう「経済単位」としての家族が消滅することを意味するということです。家族が真の意味で「愛にもとづく共同体」になりうるためには、家族が現在もたされている経済的機能が消滅し、あるいは少なくとも現在よりずっと軽減されることによって、人びとが日々の、または老後の生活不安や経済的打算から解放されることが何よりもまず必要だと思います\*。

\*以上の論点(1)については、日本学術会議経済理論研究連絡委員会主催のシンポジウム「経済学と女性——市場による解決をめぐって——」(1994年3月15日、日本学術会議講堂)において報告する機会を得た。

## (2) 「家族賃金」イデオロギーの批判と 「同一（価値）労働同一賃金」論

1992年3月に女性労働問題研究会が主催して「雇用平等の最前線」というテーマで国際シンポジウムが開かれました。そこでは、一向に縮小されない日本の性別賃金格差を解消するためには欧米の「同一価値労働同一賃金」や「コンパラブルワース」の運動から学ぶ必要があるという提言が昭和女子大学の森ます美さんや日米女性センター所長のホーン・川島瑠子さんたちによって行なわれました（『雇用平等の最前線』、岩波ブックレットNo277）。これに対して雑誌『労働運動』が連続的に批判論文を掲載し、「同一価値労働同一賃金」の原則や「コンパラブルワース」の考え方を日本に導入することは日本の職務給の導入・強化につながり、労働者間に格差・分断を持ち込むという批判が展開されました（『労働運動』93年4月、6月、7月、9月号など）。

この論争については私は次のように考えています。周知のように賃金の本質は労働力という商品の価値ですが、ブルジョア社会の表面では賃金は労働の価格、つまり労働に対する支払いとして現象します。「同一労働同一賃金」あるいは「同一価値労働同一賃金」は、この賃金の現象形態に依拠して、同じ労働、または熟練・強度・責任などの観点から見て同一と評価される労働に対しては、性や年令や国籍に関係なく同じ賃金を要求するというブルジョア的 requirement の原則です。ところが今日の日本では同じ労働、またはほぼ同じ労働をしていても性によって大きく賃金に差がつけられているのが現状です。そこには同じ労働をしても男性には家族を扶養できる賃金が支払われるべきだが女性にはその必要はないという考え方があつて、『家族賃金』の概念が「同一（価値）労働同一賃金」原則の実現を阻む障害となつてゐるといえます。現代日本の性別賃金格差を解消していくには、「家族賃金」概念の再検討は避けられないというのが私の考え方です。

もちろん欧米から学ぶといつても、賃金決定

機構が欧米と異なる日本ではこれらの運動を容易に導入することは出来ないだろうということもいっておかねばなりません。賃金体系が企業ごとに閉鎖され、職務そのものではなく、これを遂行する諸個人の意欲や態度や能力が「人事考課」をつうじて評価される日本では、職務評価の客観的基準の策定は欧米以上に困難です。またアメリカの経験でも草の根の運動による広範な警戒を欠くならばコンパラブル・ワースは経営側のコントロールを強化する危険をもつということが指摘されています。この問題で大事なのは、同じ労働、または熟練や強度や責任がほぼ同じ労働に対しては性差にかかわらず同じ賃金を支払うという原則が性別賃金格差の縮小にとっても原則的意義を理解し、この原則がいかにすれば日本社会で実現できるかをねばりづよく討議し研究すること、そして可能なところから実践していくことだと思います。

ところで私の見るところ、「同一価値労働同一賃金の原則」を批判する人びとはたんにそれが職務給化に手を貸すという批判を行なうだけではなく、より根本的には労働力の価値を賃金闘争の目標におくいわゆる「労働力の価値規範説」（「労働力の価値貫徹論」とも呼ばれる）の立場にたって、労働力の価値は「生活給」であり、「生活給」とは労働者家族が生活できる賃金であると理解し、家族単位での労働者生活の擁護を強調する傾向があります。この「労働力の価値規範説」は、九州大学の下山房雄先生がかつて『日本賃金学説史』（日本評論社、1966年）において「労働力の価値以下説」の批判と絡めて批判されたのですが、いまなお労働運動のなかに根強い影響力をもつてゐるようです。労働力の価値を労働者家族が生活できる賃金として把握し、「価値どおりの賃金」を要求するこうした考え方はややもすれば「家族賃金」イデオロギーにつながり、性別賃金格差を解消するという課題に対しては鈍感な対応しかできないという限界をもつています。今日われわれに求められているのは、性や年令や国籍などにかかわらず労働者一人ひとりの人権を守る立場に立つて各自が「人たるに値する」生活を実現

できるような賃金とは何かを考え、これに答えられるような賃金論を構築すること、そしてこれに沿った運動を進めていくことではないでしょうか。

### (3) 家事労働の無償性をめぐって ——家事労働「搾取」説批判——

大沢さんが声をかけてくださって「『家事労働はなぜタダか』を手がかりとして」という彼女の論文に私がコメントを書いたのは昨年の7月でしたが、これが掲載された『社会科学研究』の45巻3号がつい先だってようやく出ました。

大沢さんは現代日本社会において「家父長制」がどのように作用しているかを、雇用労働の領域だけでなく、国の社会政策や家族などさまざまな領域で検証する作業を進めておられます。この論文では家族の領域における「家父長制」のあらわれを家事労働の「搾取」論として展開されています。その議論を少し乱暴に要約すれば、家事労働がタダであるのは家族長である夫が従属的家族員である妻の労働力を領有することによって、妻が行なう家事労働を「資源の反対給付なしに」享受しているからであり、これは搾取に他ならないというものです。

これに対し私は家事労働の無償性は、それが市場、つまり商品交換によって媒介される社会的分業の体系の外に置かれて個々の家庭内で行なわれる私的労働であって、社会的に組織されていない労働であり、したがって社会的労働として評価されないからだと説明してきました（拙稿「家事労働と資本主義的生産様式——私的・無償労働としての家事労働の性格づけをめぐって」、高田短期大学紀要、5号、1987年）。

私は、家事労働の無償性と賃労働が内包している無償性、つまり資本主義的搾取とは同列には論じられないという考えにたっています。家庭内の男女両性間の支配従属関係は、より根本的には資本の論理によって規定されていると見るからです。つまり、家事労働の搾取ということがもしいえるとすれば、それは資本制との関連でいうべきではないかと思うからです。とはいえる私も反省しなければならないと思うのは、

上野千鶴子さんによって私の議論は「極端な資本制一元論」であると批判された（上野『家父長制と資本制』岩波書店、1990年、120頁）ように、上述の論文では「資本の論理」に対する批判が先行するあまり、家庭内の家族構成員間の関係を批判的に考察するという視点がきわめて弱かったということです。これからはたんに家事労働の無償性と賃労働の無償性の違いを強調するだけでなく、両者がいかに関連しているかを追求しなければならないと考えています。

ところで今日では、家事労働の一部は私的資本、公的機関、協同組合組織などによって社会的システムのなかに編入されつつあります。これらは家事労働が社会的労働として組織され、したがってそういうものとして評価される過程、つまり家事労働の無償性の止揚過程であるといえますが、こうした動きのなかでどの方向を推進し、どの方向を規制していくべきかを明らかにしていく必要があると思います。

### (4) 「家父長制」の規定をめぐって

最後に「家父長制」の概念についてですが、この問題は私自身まだ十分考え抜いたとはいえないでの、とりあえず試論として受けとめていただきたいと思います。

現代社会に組み込まれているジェンダー関係を「家父長制」としてとらえることは、「家父長制」という概念がもともと前近代社会において生産と消費の単位であった家父長制家族に関して使われてきたという経緯から、さまざまな混乱や誤解をもたらす点で、必ずしも適切とはいません。しかしそれは、「性別役割分業」とか「性別分担」という言葉がもっている、どこかニュートラルな印象とは異なって、両性関係の支配・従属関係をより直截に表わすことができます。したがって、少なくともこれに代わるより適切な概念が開発されないかぎり、今日のジェンダー関係を、近・現代に継承され、再編された家父長制として説明することができるのではないかと思います。

この場合近代的家父長制は、男性が社会的労働に従事し、女性には無償の家事労働が配当さ

れるという性別分業にもとづいており、労働者家族の場合は、男性が「家族賃金」を稼いで妻子を養うという関係に物質的基盤をもっています。現在では、女性の労働参加によってこの家父長制は揺らいでいますが、女性の労働が低賃金・低条件の分野に集中しているために、女性が経済的に自立できる条件が確立されていないことが、家父長制的なジェンダー関係をたえず再生産しているといわなければなりません。

ところで、現代社会はたんに資本制によってだけではなく家父長制によっても規定されていると（マルクス主義）フェミニズムが主張するのに対して、資本主義のもとで家父長制があるためには資本が家父長制を生み出したことを論証すべきなのに、フェミニズムはこれを論証できないのではないかという批判がときおりきかれます。しかしこれは当たらないと思います。資本主義はけっしてそれが新たに生み出したものだから成り立っているわけではなく、前近代の慣習や制度であってもそれが資本による搾取や支配にとって有利な限りこれを解体することなく自らに取り込んでいきます。前近代社会の家父長制についても資本はこれを止揚することなく、資本蓄積に適合するように編成し直して、自らのうちに包摂していくととらえることができます。

他方、フェミニストが軽視しがちなのは、現代社会に組み込まれている「家父長制」は、両性間の支配従属関係だけでなく、親子関係に擬せられる社会階層間、社会組織間の支配従属関係をも含んでいるということです。この場合には、支配され、従属している階層のなかに男性も入ってくるわけですから、家父長制を単純に「男性本位のシステム」として了解し、男性による女性の支配の面だけに目を奪われるのは問題があると思います。今日の企業中心社会において、若年層、高齢者、障害者、不安定就業者、中小・零細企業の業者や労働者、外国人労働者などは男女を問わず重層的な格差構造のなかに位置づけられて差別され、支配されています。日本型企業社会の批判にとっていま必要なのは、こうした差別と支配の重層的格差構造を、これまで軽視されてきた女性労働の分析をも含めてより正確に把握することです。この広い意味での「家父長制」が現代社会のさまざまな位相でどのように作用しているか、それがどのように資本の論理と関連しているか、したがって「家父長制」を変革していくことが企業社会の変革にどのようにつながっていくかを明らかにしていくのがわれわれに課せられた課題ではないかということを申し上げて、今日の報告を終りたいと思います。

（なかがわ すみ 所員 高田短期大学）



# 企業社会克服の戦略

日本における企業社会克服のためには、「新福祉国家」戦略を考える必要がある。それはヨーロッパにおける福祉国家戦略の新しい動きにも学びつつ、労働者協同組合の方向、さらにジェンダー・エコロジーの視点を取り入れたものでなければならない。それは従来型の福祉国家建設と同時に、現在進められている自民党型福祉国家を崩そうとする戦略に対抗したものである。その担い手は大企業労働者ではなく、年功賃金と企業福祉を標準にしない、女性労働者や職能的労働者をはじめとする勢力であろう。



KINOSHITA Takeo

木下 武男

## はじめに

最近でこそマスコミをはじめ政府の審議会などでも「企業社会」、「企業中心社会」、「会社中心社会」等々の言葉が用いられたりしていますが、それほど古くから企業社会が論じられて来たわけではありません。労働問題研究の場合にはどちらかと言うと賃金、合理化、組合論等々の個別分野で研究がなされていて、企業社会論というトータルな形では出てきませんでした。それが、政治学の分野から早く企業社会論が提起され、労働問題研究の方が立ち遅れました。

労働問題研究をやっていて、私の経験で印象的だったのは、斎藤茂男さんの『妻たちの思秋期』（1982年）です。彼は高度成長の中で働く男たちの実態をリアルに分析するところから、やがて次に、その裏にいる妻たちの実態をえぐり出しました。そのときにはじめて企業社会論として労働問題と女性の問題が結合しているこ

と、労働と家庭を同一平面でとらえなければならないことを痛感させられました。

ご承知のように企業社会論としては渡辺さんの議論がいち早く体系化されて出されてきました。渡辺「企業社会論」が提起したことのなかには、市民社会の領域で企業をとらえることや、民間大企業における労働者支配を、今日の保守化の軸に据えてくるという問題など、われわれが確認しなければならない点が多くあります。その渡辺「企業社会論」を豊富化してゆく、そういう作業が労働組合の視点から、あるいはジェンダー視点からなされ、よりあわされていくことによって企業社会を超えていく道筋が出てくるのではないかでしょうか。

## I. 企業社会の構造

### (1) 渡辺「企業社会論」の豊富化

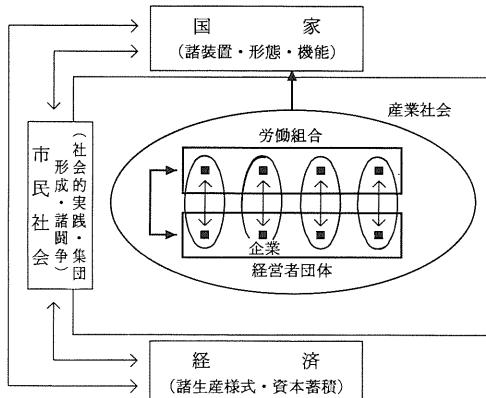
渡辺さんも強調しているように、1960年以降、

人事考課制度や能力主義管理、小集団活動などのさまざまな競争を組織する機構が完備し、今日の企業社会が形成されていくわけですが、それがほとんど労働者の抵抗を受けることがなかつたのはなぜか。それはやはり、1950年代の民間大企業の争議の敗北が大きな要素でした。その争議の敗北とユニオン・リーダーの後退があった。その50年代民間大企業争議の最後が三池の争議で、以後大企業における争議は見ることができなくなつたわけです。それ以後、労働組合のパワーは一貫して衰弱している。それは日本の労使関係の確立・再編と並行的な関係で進行していきます。したがって、市民社会の領域である労使対抗で決着をつけられたのが、企業社会の形成の主体の側の要因だと考えるならば、企業社会を超えていく場合にも、この領域が重要であることを確認しなければならないでしょう。

もうひとつ強調したいのは、渡辺「企業社会論」では、民間大企業における労働者支配というのがあってその構造が市民社会に伝播するというかたちでとらえられていますが、その中に産業社会というものをあと1枚入れ込む必要があるのではないかでしょうか。それが縦長や横長の楕円を書き込んだ図1です。

産業社会とは、農村社会から産業社会へという意味で用いる「産業社会」ではなくて、単なる「場」というか、フィールドを設定している

図1



にすぎません。縦の小さな楕円が民間の大企業内の労使関係、横の大きな楕円が産業社会、そして長方形が市民社会全体と考えるわけです。民間大企業の狭い楕円の中にあるのが企業内における労使対抗の関係です。産業社会の大きな楕円の中にある長方形の2つが産業社会における経営者団体と労働組合との対抗関係を表しています。これが産業社会のそれぞれの国の色合いを決めます。結論的に言うと、この四角の枠がないのが企業社会型の産業社会で、枠があるのがいわば福祉国家型の産業社会、つまりヨーロッパ型の産業社会だと言うことができます。要するに、これら3つの成層で企業社会を分析することができるのではないかと考えます。

## (2) 民間大企業における企業社会

民間大企業における企業社会は3つの柱でとらえることができると思います。

1つは企業依存の生活構造です。競争構造の方は比較的強調されるけれど、企業依存の生活構造が民間大企業の場で作られているということが、ややもすると軽視されています。終身雇用制、年功賃金、企業福祉を通じて大企業の労働者が、生活の全面にわたって企業に依存している、依存できるという構造があります。

日本的な雇用慣行の特徴は、定期一括採用方式、内部昇進制、内部労働力移動、定年制の4つがあり、日本的な賃金慣行としては、定期昇給制と人事考課制度がセットになった仕組みがあります。これらが一体となって過熱した競争と企業依存の仕組み作り、大企業労働者の支配・統合のシステムとして作動しています。定年前管理が徹底てきて、すべての人が定年までまとうことができなかったり、少数のものに絞られたり、あるいは広域の終身雇用ということでお向や配転という形で行われる、そういう事情を見れば、確かに終身雇用制は動搖している。しかし、全体的な支配・統合のシステムが自動的に解体することはないとみなければなりません。

2つめは、生活の企業依存や競争の構造だけで説明できない大企業労働者の労働のあり方、つまり仕事に自己を投入する仕組みの問題です。

それは高度な労務管理の一環ととらえることができるとしても、一定の労働欲求が組織されていることも見ておかねばなりません。

職域が明確でなく、集団で仕事が成され、また一定程度、責任が下部に分有されているなど、さまざまな日本の仕事のやり方があります。これは「ポスト・フォーディズム」にかんしていま議論されていますが、この問題は日本の働きすぎという視点からもとらえる必要があるでしょう。また、労働を通して企業への統合がなされている面もみなければなりません。

3つめは、研究上、非常に不当に軽視されている抑圧のシステムです。この抑圧の装置を装備することなしには、過熱した競争社会が大企業のなかに作られることはできません。

### (3) 産業社会の「企業社会」化

民間大企業の中における企業社会はコアの部分ですが、それよりもやや広い産業社会も「企業社会」化しています。これは民間大企業における支配・統合、つまり第1成層が形成されたことは、結局、「年功賃金と企業福祉」を標準とする労働者層が生み出されたことを意味します。企業別組合が定着し、同時に上層労働者が労働者階級の中から離脱することによって、階級の均一性が失われていくという事態が生まれてきます。このことが、産業社会を日本のものにしていく原因になったのではないかと思います。

第2成層をなしているこの日本の産業社会は、「競争」、「格差」、「分断」にいじめられています。競争については、日本の労働者の競争は2様に組織されている。1つはもちろん企業内における競争の構造ですが、もう1つ、企業同士の競争に労働者が巻き込まれているという事態がある。日本では産業別労働条件規制がありません。たとえばドイツの35時間労働制のような産業別労働条件規制は、あらゆる企業を貫いて35時間の労働制をひく。つまりそれは企業間競争の場外に労働条件をおく。したがってどんなに企業間競争が激しく展開されているとしても、賃金や労働時間などの労働条件を切り下げるという形で企業間競争をすることは許さない

いことにつながります。労働者の競争という観点からすると、きわめて重要な仕組みです。

格差社会については、企業間の賃金・労働条件の格差が大変大きいことから生まれます。分断については先程述べたように労働者階級の均一性が失われていることがたいへん重要な原因です。企業別にバラバラに組織されていることだけでなく労働者階級の中に様々な類型が生まれ、統一する基盤が難しいという状況が生み出されています。これが企業社会型の産業社会と福祉国家型産業社会の違いでしょう。このような、第1成層・第2成層という編成の原理に基づいて日本の市民社会がきわめて企業本位に成り立っていると言えます。

### (4) 企業本位の市民社会

さらに第3成層として、学歴競争社会、性別役割分業、階層化社会などの要因があります。日本の現在の教育問題の背景には、まず、格差社会のなかで親が財産として学歴を身につけさせる以外にないことがある。それから、日本型雇用、つまり定期一括採用方式の際の採用の「ものさし」として、偏差値による大学の序列がある。そういう供給側・需要側の要因とあいまって学歴競争社会が生み出されている。したがって単に教育政策だけで学歴競争社会を見ることはできません。これは企業社会のなかで形作られた教育構造であり、病理現象でもあります。

## II. 企業社会超克をめざす変革戦略

そのようなものとして企業社会があるとするならば、どのように超えていく道筋があるか。これについては、まだ確たるものはありません。しかし、企業社会についてはもう様々に論じられていますが、もはや状況の指摘にとどまらず、どのように超えるかを模索しなければならない時期にきています。以下は、まだ固まった議論ではなく、企業社会の超克を模索するうえでの参考として受けとめていただきたい。

## (1) 福祉国家モデル

まず想定されるのは、従来型の福祉国家です。以前から、福祉国家という言い方を変革展望として日本の左翼の陣営は一貫して使ってきました。しかし、1955年の保守合同のときの自民党の綱領は3つの柱の1つに「福祉国家の完成」を掲げていました。福祉国家というのは資本主義の延命策である、現代修正主義であるという福祉国家イデオロギーの批判も左翼は展開しました。福祉国家については一連の研究書が出されていますから、そういう成果もふまえながら新しく日本の変革展望のなかに福祉国家を位置づけ議論しなければならないと思います。

ヨーロッパの福祉国家は、ホワイトカラー・ブルーカラーという階層の差はあるとしても均一的な労働者階級を基盤にした大きな産業別労働組合があり、そのうえに社会民主主義政党があり、そして議会制民主主義という保障のうえで実現している。イギリスの場合には自由主義という考え方からも福祉国家は推進されてきたわけですが、いずれにしても労働者階級、産業別労働組合、社会民主主義という構造があった。それは確かに帝国主義政策と親和性があったり、一国的な成長経済を前提にしている面がありましたが、しかし産業別労働協約の体制と福祉国家は一体であるということは見ておかなければなりません。

日本の年功賃金は生活費の上昇にともなって年功的な上昇カーブを描きます。しかし、ヨーロッパのブルーカラーの賃金は20歳代後半から水平の寝た状態の賃金カーブです。ヨーロッパは不都合のようにみえます。しかし、そうではない仕組みが福祉国家としての政策です。つまり、住宅、教育、年金という生活費の上昇を抑える仕組みが公的な政策で展開されていることと、児童手当を中心とした所得再分配の政策によって賃金以外に所得が上昇する仕組みがあるということです。

## (2) 「新福祉国家」戦略の模索

さて、日本をそういった福祉国家にする、つ

まり俗にいえば、日本の縦型の社会をヨーロッパ型に横にひっくりかえせばそれでいいのかというと、そうではないと思います。しかしひとつ見なければならぬのは、ヨーロッパの福祉国家が、いま新自由主義の攻撃と苦闘しながらも新しい方向を模索しつつあることです。たとえば後藤道夫さんは、「福祉国家の推進勢力の中でも1968年の感覚で、いわばヴァージョンアップした、フェミニズム、エコロジズムなどを取り入れた政策・思想が、1970年代は展開され始めていた」が、しかし「社会民主主義政権そのものの敗退で長続き」しなかったと述べています（「現代の社会変動をひきおこすもの」『社会主義を哲学する』大月書店、1992年）。

このような1968年以降の流れ、ヨーロッパ左翼の苦闘とその方向性のなかに、今日の日本における福祉国家の実現も位置づける必要がある。ポストフォーディズム論争とも関連しますが、経営民主主義あるいは労働の人間化へのドイツやスウェーデンなど様々な国の努力がある。経営の内部での参加あるいは労働者の統制といった方向、労働改革、自らの労働は自ら設計していくという運動が強まってきています。

同時に既存の経営だけでなく、労働者協同組合といった方向性も出てきました。協同組合第3の波と言われており、「レイドロー報告」が1980年でしたから、時期的に言えば、これらの動きも、68年以降の新しい動きのなかに位置づけられます。

もう1つは言うまでもなく、男女の完全な平等社会を建設していくことです。1960～70年代の女性の労働力化の進展を背景にして男女平等の国際的な潮流が形成され、典型的には1981年に発効した女性差別撤廃条約と同じ年に採択されたILO156条約という形で、これまでの機会の平等から結果の平等へという方向が明確になってきています。まさしく性別役割分業そのものを解体していく必要があるし、新しい男女共生の社会システムを作る必要があるといった認識がそこに現れています。

新しい福祉国家という場合には、労働改革の方向や、ジェンダー視点、エコロジーの視点、

第3世界を含めた新しい国際経済秩序等々、旧来の西欧の福祉国家の段階とは明らかに異なる部分がそこには見えてきています。

### (3) 日本型新福祉国家

後藤道夫さんは、「日本型企業社会の形成」(『日本近現代史4』岩波書店、1994年)において、「自民党型の『福祉』(?)国家構造」という表現を用いています。社会保障が完備しているわけではないが、中央に集められた税収を弱いところに散布するという意味では、自民党型の福祉国家的な構造といえるというわけです。弱いところとは、農村や都市の自営業者などです。今の連合政権はこの自民党型福祉国家構造を突き崩す形で進んできている。それはなぜか、後藤さんは、戦後自民党を支えた巨大独占資本と農村地域住民および都市自営業者との政治的ブロックが改変あるいは縮小され、今度は独占資本と都市の新中間層とくに中層上層労働者との政治ブロックに移行しながら、これまでの自民党型の疑似的な福祉国家を突き崩す方向に進んでいるとみています。この動き、つまり対外的には帝国主義、対内的には新自由主義を志向する動きに対抗する方向として何かが模索されなければならないだろうと考えられる。それが、日本型の新福祉国家、と一応表現できます。

労働者の困難の根源は、非「福祉国家」、つまり西欧型の福祉国家ではないことと、労働組合の規制力が脆弱であることにあります。現代の生活課題と目標は、表1のように見事に右から下にシフトしていって、年齢をへるにしたがって耐久消費財→住宅→教育→親の介護→自分た

ちの老後と移っていく。こういう形で自己努力がされていて、現在の預貯金額は461万円、毎月の預貯金・任意保険の月額は6.5万円になっています。これは労働総研編集の『現代の労働者階級』(新日本出版社、1993年)の調査報告データです。ただ、これは生活・家庭のところの表で、それ以外はほとんど男女計になっています。ですから、ジェンダー・プライドというそしりをまぬがれない欠陥を持っています。

日本の労働者の根源、困難の根源がもしこういうところにあるとするならば、新しい方向は大きな支持を得られる可能性があります。新福祉国家の日本の特徴は、言うまでもなく、福祉国家戦略と新福祉国家戦略の同時性です。ヨーロッパがまず福祉国家を建設し、次にその新たな展開を探求するという2段階の跳躍をやろうとしているのを、日本は一気にやらなければならないという困難な仕事です。また、この戦略と、日本的な社会構造、日本の労使関係の解体とは一体的な関係にあります。さらに、変革勢力の特殊性、つまり労働者階級の均一性が失われているという日本の困難性があります。新保守主義が突き崩そうとしている農村都市自営業者層をともに支える福祉国家政策が必要であるし、とりわけ女性をも基盤にする政策が必要です。

### III. 日本型「新福祉国家」戦略と 変革勢力

産業社会における分断状況については、5つぐらいの分類ができます。まず民間大企業型の

表1 現在の生活課題と目標（3つまで）

	耐久消費財の充実	住宅の安定	子どもの教育	子どもの結婚	親の介護	自分たちの老後	転職・再就職	その他	特になし
女性 計	22.7	34.5	37.7	11.6	19.6	39.3	12.3	10.7	18.7
24歳以下	(32.9)	15.1	0.7	—	11.0	4.1	17.8	11.6	43.2
25歳～39歳	(26.0)	(39.9)	42.6	0.8	17.4	25.8	14.2	13.6	18.6
40歳～54歳	15.9	(34.5)	48.0	(28.4)	(25.7)	(67.9)	7.7	5.6	10.1
55歳以上	3.7	29.6	—	(44.4)	(25.9)	(81.5)	11.1	22.2	11.1
無配偶	24.9	27.3	4.8	5.4	18.5	21.7	18.7	15.8	34.0
共働き	21.5	41.3	67.3	12.9	20.0	48.9	8.4	7.6	7.3
男性 計	34.0	41.1	45.7	15.0	178	46.8	11.4	5.8	15.9

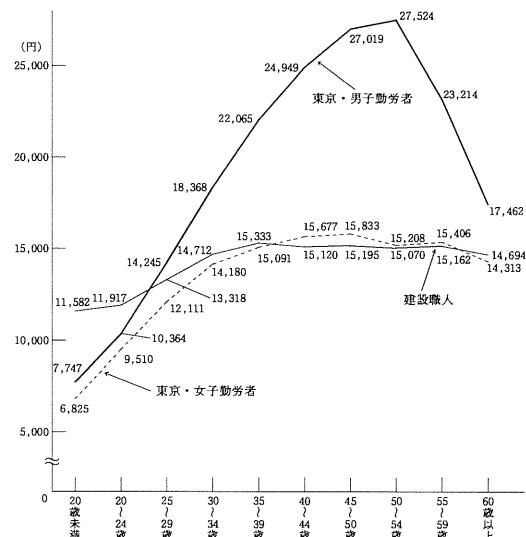
年功的労働者と官公労型の労働者。これは日本の労使関係からいえばひとつにくくられてしまいますが、企業社会論からいえば2つに分ける必要があります。第3は、年功制の程度の弱い労働者です。第4はパートタイマーの非年功的な労働者。第5は職能的な非年功型の労働者で、これは実はかなりいるのではないか。建設職人・労働者は就業人口の9%ぐらいです。このような色分けのなかで、年功賃金と企業福祉を標準にしない変革勢力は、もっとも中心的な部隊にならざるをえません。そういう点では、大企業労働者前衛論、あるいは中核論のような考え方が長らくありました。これは幻想にしかすぎないことをはっきりさせる必要があります。

内部昇進・昇給の高さと労働組合との戦闘性は逆比例します。そういう点からいえば、女性は、まさに非年功的な労働者であり、企業社会の改革の担い手としては、職能的な労働者とともに2つの先進部隊を構成すると思います。これに官公部門と中小企業の労働者が接合し、未組織労働者を大々的に組織しつつ、さらに民間大企業で戦っている舞台をささえるという展開になると見えられます。男女共生の社会システムへの日本の障壁が、同時に企業社会の機構そのものですから、企業社会を超えることと男性本位の今の社会を超えることは同時的課題です。

しかし、近代的な家父長制の廃棄は企業社会を超えることと同一でないことには留意しなければなりません。年功賃金については、大沢さんが「妻子を養う男の生活に見合った賃金」と表現されていますが、その解体が必要です。

最後に職能的な労働者について一言ふれておきます。図2は東京土建の建設職人と一般労働者の賃金カーブを比較したもので、これは日額に換算しておりますが、建設労働者のカーブと東京の一般女子労働者のカーブは、ほぼ一致しているという注目すべき結果になっています。

図2 建設職人と一般労働者の賃金カーブ(日給に換算)



ここに女性労働者と職能的労働者の企業社会を超えていくうえでの、大きな中心的な役割を担う根拠があります。たしかに建設、土建の職人さんが、ジェンダーだとかフェミニズムだとかいう議論と相対的に無縁であることは重々承知していますが、客観的な年功賃金カーブという状況からすれば、企業社会の克服は、自らそのことを必要とするひとたちが運動の舞台の主役を演じるときに可能になるでしょう。東京土建は11万人の組合員がいて、世帯比率で47世帯に1世帯が組合員です。これは建設の労働者という意味ではなくて、東京の世帯をずっと見渡して、47世帯のうち1人は東京土建の組合員だということです。いまこの組合は、産業別労働協約の体制を目指すことと、建設労働基金を政府と経営者団体に要求して設置させるという基本的な運動路線を確立し、建設、ゼネコンの会社と毎年1~2回、団体で交渉しています。そういう運動のなかに、企業社会を超えていく方向を見いだすことができるのではないかでしょうか。

(きのした たけお 法政大学・非常勤)

# マルクスにおける 労働論の射程

20世紀「社会主義」が社会主義でなかったように、20世紀マルクス主義も、基礎的な理論的態度においてすでにマルクスから分岐していた。マルクス主義も非マルクス主義も、20世紀は、実証主義的不可知論の時代であった。マルクスの批判的社会認識は、実証主義的態度の根本的克服である存在主義から帰結するものである。労働論にもとづいて存在主義を復権し、現代の自己批判的社会認識を完遂することがマルクス継承の意義である。



ARII Yukio

**有井 行夫**

現代において、マルクスの何を継承すべきか。これが企画者のあたえた問い合わせである。しかしこの問い合わせも、マルクスとは何か、という問い合わせに還元されるべきである。論者のマルクス理解の方向と深さとが、論者のマルクス継承論・有効性論の方向と深さを決定する。そして今日、マルクス像における通説的権威は自壊しているのである。

逆に、権威の言葉におけるマルクス像の消失した今こそ、原理の言葉によって普遍的な形式でマルクスが演繹できる。マルクスをマルクスに成さしめている原理が有効性論の対象である。有効性論議に参加する論者は、すべからくマルクス原理を提示するとともに、この原理からマルクス像を演繹し、通俗的なそれに対置すべきである。さらに、そのマルクス原理がマルクスの試みた方向にだけ帰結しうることを確認するべきである。そのうえで現代認識におけるマルクス原理の実践性を論じるべきである。

本報告は、マルクスの原理を労働論に見いだ

す。もちろんマルクスに労働論を見いだすのは、あまりに常識的である。しかし逆に労働論にマルクスの原理を見るのは、20世紀の理論的コンテクストにおいて実は巨大な空白であった。労働という人間的行為様式の理解のうちに、存在論的に、認識論的にマルクスに帰結させる原理がある。マルクスの批判的社会認識の原理がある。マルクス継承とは、忘れられているこの原理を現代に復活させ、それにもとづいて現代の批判的自己認識を完遂することである。

あたえられた時間内でこの原理の仕組みを開発するのは困難であるので、マルクスにおける労働論の射程として、便宜的に10項目を提示することにより、労働論原理の批判力の全面性について問題提起するにとどめる。

## I. マルクス認識と状況認識

マルクスが解決課題として直面したのは、現

代ブルジョア社会の自己分裂的構造である。現代ブルジョア社会とは、理念的には商品生産社会であり、実在的には資本主義的生産社会である。ここでは、全面的な意味において主客の分裂が社会的に展開され、主客の分裂として、諸個人の主觀性・個別性と諸個人の社会力の客觀性・普遍性とがきたえられ実在化されている。それは、共同体的な生産有機体が私的生産に解体し、二重の意味で自由な労働者、すなわち私的人格としての労働者が自己の社会的生産にたいして、他人の〔=疎遠な(fremd)〕生産として対立している世界である。それはまた、市場システムとしては、市民的に同等な関係によって、自己意識にたいして社会システムを自由なシステムに正統化しながら、生産のシステムとしては、資本としての社会的生産に諸個人を必然的に飲み込み、システムの物象的・人格否定的本性を露呈しつつある蓄積論の世界である。

現代ブルジョア社会にいたって、はじめて、社会的に、個別と普遍、主觀と客觀、主体と客體、個人と社会、自由な自我と自由な社会的連関（=普遍的に組織された社会的生産）という2項がくっきりと対立的に形成された。2項が実在化されたという意味と、それは対立的にであるという意味とを、同時にとらえることが重要である。マルクスの課題は、実在化された2項の対立の実践的和解の必然性の把握であり、これがマルクスの人間的解放論・自由論・社会主義論の骨格をなしている。

賛否はともかく、個別と普遍の2項の統一が社会主義の境地であるということは、マルクスの独特の「思想」として知られている。しかしあまり知られていないのは、現代ブルジョア社会の分裂構造の認識そのものが、分裂した2項の実践的統一の実現（=実践的解放）プロセスの一契機（=認識的解放の契機）であり、かつ、この認識の契機そのものが現代ブルジョア社会の分裂構造に制約されているということである。マルクスの理論的営為の意義は、実践的解放の先行段階として認識的解放を達することにあり、現代ブルジョア社会の自己分裂の制約を認識的に脱することにある。認識的解放によって実践

的解放は「思想」の境地から理論的必然性の境地に転換する。

それでは認識における現代的制約とはなにか。理論的アトミズムと理論的ホーリズムの分裂である。

共同体からの自由な自我の解放によってはじめて思想は科学の形式を獲得した。自由な自己意識の確実性に妥当する形式の知だけが普遍的な知=科学となった。しかし自身の生活根拠、社会的存立根拠から自由な意識とは、抽象的な意識=不幸な意識もある。自己の存立の由来、自己の存在的・社会的実体を知らないという存在様式のもとでのみ自由にすぎない。ここに社会の自己認識固有の困難がある。存在世界と自由な意識世界とが分裂している。真なる知とは、「存在するものが存在するままに知られていること」、存在世界に定位した知である。しかるに知とは、まさに自由な自己意識の作用であり（カント）、さらに自由な自己意識とは、存在世界から疎遠になった抽象的な意識にはかならない。自由な自己意識とは、「自分の心のうちにはいって来た一切のものは夢に見る幻影とひとしく真ではないと仮定」（デカルト）しうる自己意識である。

存在世界から疎遠な科学的意識が存在世界（=現代社会）を対象とするとき、必然的におちいるのが理論的アトミズム（=抽象的個別性原理）と理論的ホーリズム（=抽象的総体性原理）の分裂と原理的動搖である。存在の連関は生きた自己産出運動であるが、抽象的な科学的意識は、存在連関に定位する立場について、意識の確実性に直接的に正当化できないがゆえにこれを拒絶せざるをえない。かわって、社会を認識的に（=意識に確実な手続きで）構成するための起点に、ある仮説的存在を要請するのである。そのひとつの仕方が理論的アトミズムであり、社会に先行して個人を仮定し、この個人の行動から社会を構成しようとする。もうひとつの仕方が理論的ホーリズムであり、個人に先行して社会なるものを仮定し、諸個人の行動を社会的全体の存立を媒介するたんなる機能としてとらえようとする。

スターリニズムの現代ブルジョア社会把握（史的唯物論と経済学の二元論）も、普遍的には、抽象的な科学的意識の自己分裂的振る舞いに還元できる。資本主義的社会空間を生産手段の所有関係によって定義するさいには、この社会に先行する私的所有者を前提し（所有のアトミズム），ひとたび社会的空间があたえられてしまえば、生きた諸個人は、この空間を媒介するたなんなる機能にすぎない（構造のホーリズム）。他方、マルクス主義内部における反スターリニズムやマルクス主義をスターリニズムと同一視する立場からの反スターリニズムも、それぞれ理論的アトミズムないしホーリズムをあるいは純化し、あるいは実践化する工夫であった。新古典派経済学やポバー主義の理論的アトミズムであり、ヒルファディング（マルクス主義的現代資本主義論の原型をなす新カント派マルクス主義）や構造主義派の理論的ホーリズムであり、実存主義派やフランクフルト学派のアトミズムからホーリズムへの直接的反転論である。

これらは、すべて現代ブルジョア社会の分裂構造に制約された社会認識であり、労働論によって克服すべきマルクス自身の当の克服対象である。本報告の提起するマルクス原理は、対置すべき理論状況をスターリニズムとかブルジョア的意識というように見ない。一方がアトミズムであれば、他方はホーリズムとして対立し、一方がホーリズムであれば、他方はアトミズムとしてこれを批判するというように、分裂した意識の一方を相互に担いながら偽の総体認識を補完的に形成している「スタと反スタの相互補完構造」と見る。20世紀は、この構図による社会の自己認識の窒息経験である。スターリニズムの崩壊の意義は、理論的には、この構図の破綻のはじまりを徵表することにある。

なお、哲学的基礎にたいする現代マルクス経済学の無関心は、批判的認識の根拠への反省の拒絶であり、現代ブルジョア社会の科学意識への屈服の容認である。マルクスにおいて哲学と経済学の区別はなく、ひとつの批判的・理論的社會認識だけがある。

## II. 理論的唯物論の原理

マルクスの理論的唯物論は、抽象的な科学的意識の自己分裂的限界の克服であり、科学的意識の抽象性の批判である。それゆえにこそ、マルクスの唯物論をたんに実在論の世界観的確信（=観念論的存在論の批判）として受容するのは、その理論的意義をほとんど見失うのにひとしい。

抽象的な科学的意識の出発点は、デカルトの「我思う」という自己意識の確実性である。現代科学主義とは、自己意識の確実性のみに固執して、その存在根拠への問い合わせを断念する不可知論である。他方、自己意識の確実性に無頓着なままに自己の真理性を断言する唯物論は、独断論である。世界観の確信の場面をはなれて科学的手続きの場面に立つとき、この唯物論は、科学主義的・実証主義的不可知論のそれから自身の手続きを区別することができないはずである。マルクスの課題は、自由な意識における正当化という近代科学の要件をみたしながら（確実性要件の充足）、存在根拠からの知の分裂を認識的に克服することである（存在性要件の充足）。

解決の道の分岐点は、自由な近代的自己意識のとらえ方そのものにある。認識的刺激をたんに受動的に受容する主觀性としてとらえるイギリス経験論の道か、能動的に世界にかかわり実践的に存在する主觀性としてとらえるドイツ観念論の道か。マルクスが着目し、かつ現代マルクス主義が無関心であるのは、後者の能動的思惟である（フォイエルバッハ・テーゼ）。デカルトの「我思う」を淵源としながら、カント以来のドイツ観念論のきわだった特徴は、思惟の能動性の保持にあった。

ドイツ観念論の伝統を継いで、ヘーゲルは、確実な「我思う」世界（=意識・思惟世界）が自己完結的な関係空間を維持しながら、同時に個別性と普遍性の不断の統一という実践的存在運動をとることに着目した。この実践的存在運動によって、完結した思惟世界は自己批判的である（「意識経験学」＝『精神現象学』）。自己意識の確実性要件を保存したまま、思惟世界自

身が思惟の抽象性をつぎつぎに自己批判し、やがては存在秩序の世界に帰結することを見いだしたのである。ヘーゲルの最大の功績は、確実性要件を充足しながら近代的科学意識の不可知論を克服したこと、狭義にはカントの「物自体」を克服したことにある。

マルクス原理としての労働論の根源的な意義は、ヘーゲルの能動的思惟の運動性格を受け継いでいることがある。ヘーゲル自身は、意識経験学のある地点における飛躍のために存在世界を精神世界、絶対知世界へと誤導した。これがヘーゲル体系の壮大な破産の秘密であり、狭隘な現代科学意識がヘーゲルの試みを黙殺しつづける口実でもある。マルクスのヘーゲルからの前進はただ一点である。ヘーゲル意識経験学の飛躍地点において厳格に振るまい、思惟の能動性自身が思惟性格そのものを自己批判して労働の能動性に脱皮することを確認したことである。これによってヘーゲルの存在世界は、精神世界から意識に先立つ労働世界に、さらには自己産出する自然の世界に転換されたのである。

マルクスの唯物論世界は、労働論を介すことにより、科学の確実性要求をみたしながら存在世界の秩序に真理性を求ることを可能にしている。この立場は、社会認識の態度をただちに2つの方向から限定することになる。第1は、認識手続きにおける認識主義から存在主義への転換である。今や、疎遠な認識対象を媒介すべき根源的な自立性は、認識する自己（cf.高度化する反証可能性を受容する自己）ではなく存在する自己であり、自己産出する自然という自己である。第2は、人間的世界（意識世界、精神=社会世界）を自然の自己産出運動から特殊化する能動性形式は、思惟行為でも社会行為でもなく、労働という限定された自然行為（大自然そのものの自己産出=自己限定行為）だということである。第2の意義からのべる（III, IV）。

### III. 人間論の原理

人間という認識主体が人間という本質性をとらえることは、原理的に不可能ではないか。このような偽問題が初期マルクス研究においてまとことしやかに流布されて久しい。この問いは、認識は認識の関係空間の領域を突破できないという先にのべた近代的科学意識の抽象的確信に由来するものである。認識空間内部においては、認識空間そのものである人間本質性を相対化して把握できないのである。しかし、このような認識の悪循環を脱することが実はマルクスのヘーゲル批判の成果であり、批判的社会認識の出発点だった。

マルクスは、ヘーゲル意識経験学批判以来、意識という普遍的関係行為形態と同等な関係能力をもつ普遍的関係行為形態として労働をとらえる。労働とは普遍的な合目的的関係行為なのである。そのさい、生命一般の合目的的運動（自己再生産性と物質代謝性の円環的媒介運動）から労働を特殊化することが理解を分けるポイントになる。

労働を生命一般の直接的（本能的）合目的的運動から区別するのは、合目的的運動の総体そのものを媒介することによってこの運動を対目的な「行為」にしているあり方である。この媒介性は犬や猿などにも認めることができる、さしあたりは量的な度合いの区別である。媒介性の量的な高度化において質を画するのは、媒介の度合いが世代をこえて蓄積するほどに分化することである。道具や社会関係として行為の合目的性が客観化し、個別の行為の外部に分化することになると、これは個別生命の限界を越えて世代的に継承され蓄積される。合目的的行為の成果が行為の合目的性のさらなる発展の原因になり、同一生命種において行為の合目的性そのものが歴史的に累進的に自己発展を始める。行為の合目的性そのものを自己発展させるほどに発達して合目的性が、諸動物の媒介的合目的性から区別される「労働」の合目的性であり、生命の諸種から人間を特殊化させる運動の限定である。

以上的一点を原理として、意識や言語、社会形成や思惟諸形態、認識実践など、すべての人間性の諸形態が自然的生命世界の特殊化として把握可能になる。言語論において挙げられてきた言語（=人間性！）労働起源説にたいする諸反証は、生命一般の直接的合目的的運動にたいする媒介的合目的的行為の区別、および媒介的合目的的行為における量から質への区別、という「労働」を限定する尺度があいまいであったことにもとづいている。

#### IV. 歴史認識の原理

人間原理としての労働の把握の直接の系論は、歴史的・社会形成の原理である。

スターリニズムの理論の一表現は構造認識と歴史法則認識の二元論であるが（理論的には新カント派マルクス主義が起源、アドラーの歴史とヒルファディングの構造）、実証主義的な歴史法則観を共有しながら、これの主張・擁護や批判（宇野弘蔵、K・ポパー）がおこなわれてきた。しかしマルクスの歴史認識は、歴史的諸事実の大量からこれを説明する「法則」として導かれたものではない。ポパーの「歴史法則主義」批判は、この誤認にもとづく。そうではなく、IIの手続きによって正当化される人間的現象領域の限定、自己産出する自然の人間的特殊化の原理の限定の直接の帰結である。

諸動物から人間を特殊化する労働は、合目的的運動の総体を媒介する諸環を生命個体から分化して客觀化し世代をこえて蓄積しうる、というほどに媒介的な合目的的運動である。道具と社会関係が、客觀化された労働媒介的な諸環である。後続する世代は、継承した客觀的媒介諸環を出発点として、さらにこれを媒介的に複雑化して次世代につたえる。労働の媒介性は世代累進的に発展する。労働の客觀的媒介性に応答して、意識、言語、思惟、認識、社会意識など、もろもろの個体的媒介性=人間性が発展する。すなわち労働の媒介性の発展史は同時に人間性の発展史である。自然史から分化した人間の固

有の歴史=人類史とは、労働の媒介性の発展である。

だから歴史は、出来事の無意味な連続ではなく、労働の客觀的媒介性の普遍化という意味=原理をもつ。生産力と生産関係の関係についても労働原理にそくしてのみ理解するべきである。労働の客觀的媒介性の普遍化は、内容的には、自然にかかる労働の関係力の普遍化として生産力の発展であり、労働の社会関係は、生産力の発展を媒介する生産関係である。さらに、労働の客觀的媒介性の普遍化という歴史プロセスにおいて、資本主義時代は独特の意義をもっている。すでに述べた主客の分裂構造において、労働の媒介的普遍性が実在的に全世界化するとともに、自由な個別意識が自立化している。つまり労働は対立的に完成しているのである。マルクスは労働の発展の対立的な完成局面に定位しながら、人間労働の自己発展原理をこれに重ね合わせて、本源的状態と資本主義時代とを媒介する「先行する諸形態」として、そして資本主義的現代に実在化している主客の自覚的統一の必然性として人類史前史を把握したのである。

#### V. 経済学批判の原理

つぎに認識手続きにおける存在主義への転換にそくしてのべる。すでにIII、IVの論点も認識空間の悪循環を克服した存在世界の限定手続きの成果であるが、ここではとくに生産関係論の認識批判的意義に着目する。生産関係としての社会関係把握そのものが批判的社会認識=経済学批判の原理である。マルクス経済学の主流はこれも忘却している。

マルクスの唯物論は、疎遠な直接性（=課題性）として提起される認識対象について、意識の確実性に媒介する（=認識主義）のではなく存在世界の自立性に媒介すること（=存在主義）を、意識の確実性にたいして正当化している。だから認識は、意識に確実な直接的所与一般から出発して、これの説明仮説の妥当性を証明する、というような実証主義的手続きをとらない。

媒介するべき真理は、すでに自己産出する存在世界であることが確認されているのである。直接的対象の認識とは、存在世界を自立性にそくして限定すること、直接的対象が存在世界を媒介している関連に位置するところまで限定することである。

社会関係についていえば、自己産出する自然がまさに労働という関係運動によって人間的自然を特殊化する関連が発生的な位置である。つまり労働の媒介的関係＝生産関係が存在世界の自己媒介に社会関係を位置させる存在世界の限定である。だから直接的社会関係について生産関係に媒介すること、生産関係に還元すること、これがとりもなおさず批判的社会認識の手続きなのである。労働媒介的社会関係という普遍性と個別性とを不斷に統一している合目的的円環において、アトミズム、ホーリズムという観点の抽象性は克服されている。

『要綱』序説にそくして土地所有や利子生み資本のマルクス的把握方法を想起してみるとよい。土地所有現象の大量から土地所有仮説を導出しこれを確証するという手続きを主張しているかどうか。商品や資本を生産関係としてとらえることそのものが認識批判であり、資本という支配的生産関係に媒介することがたとえば土地所有の現代的認識なのである。

## VII. 物象化論の原理

労働論原理を堅持することによって、マルクス経済学における問題設定上のズレをただして実践化することができる。5点についてのべる（VII～X）。

マルクスの商品理論・資本理論の主導的な精神は物象化論であるが、この意義についても労働能動性にそくして厳格に理解すべきである。人間は個別的な力を社会的な力として発揮する。社会的な力が個別的な力と分離して他の力として妥当するとき、他の力の発生原理として反省される実在性が「社会的実体」である（cf. 神、国家）。このような社会的実体の形成がマルク

スにおいて広義の物象化（＝人格性の自己否定）である。狭義の物象化は、私的生産におけるものである。私的に発揮される社会的労働は、労働の私的主觀性から分離して他の存在の効力として妥当する。この効力の反省的な起点が商品であり（厳格には使用価値も物象的実体である）、狭くは、価値対象性という社会的実体である。

労働価値の実在性は、端的に私的労働の存在によって指定されるものであり、労働の私的性の否定によって否定されるものである。「価値論の論証」として共有されている問題設定は、多くの場合、偽問題である。

マルクス物象化論の眼目は、物象的実体性が厳格に人間的能動性によって限定されている点にある。もろもろの社会的実体の存在性格は、これをうみだす社会的能動性によって区別されるのである。商品価値の場合、私的労働によって区別され、価値実体の物象的自立性は、労働の私的主觀性にたいして定義される。労働の主觀性と意識の主觀性との区別はマルクスのヘーゲル批判の核心に属していた。しかるに、今日の物象化論においては、物象的自立性が意識の主觀性にたいするとして、物神性と混同されている（廣松涉にとどまらず主流的態度）。これによって物象化論は、資本主義が発展すればするほど発展する神秘化傾向などと、システム正当化機能に一面化され、理論的ホーリズムに転化している。マルクスにおいて社会的労働の物象化は、悪無限的システム原理としてシステムの有限性を端的に表現するのである（資本として完成した物象化＝蓄積のための蓄積、生産のための生産、消費のための消費）。

## VII. 所有論の原理

マルクス経済学において物象化論以上にみじめな状態にあるのは所有論である。マルクスの経済学批判とは、所有論批判もある。所有という固有の社会関係の批判的認識を生産関係としての再把握によって達成しているのである。ところが現状においては、資本の社会空間を規

定するさいには、「生産関係の基礎としての所有」などと生産関係のシステムに私的所有者を先行させ（所有的アトミズム），ひとたび資本の社会空間が前提されると，今度は支配や決定などと特定の観点からする機能に所有を同一視する（所有的ホーリズム）。つまりマルクス経済学は，情緒的には所有論議にこだわりながら，実は，生きた実在的社会関係としての所有を対象にしたことはなかったのである。

所有関係の必然的位置は，労働の社会的媒介性，すなわち労働共同体の形成にある。ここでは，労働する諸個人は，生産手段・生活手段について二重の仕方で関係する。人間〔Mensch〕として自然力的に，共同体員である人格〔Person〕として社会効力的に関係する。後者が所有であり，社会的に承認された関係力である。社会的労働（社会的分業）が人格的相互依存に立脚する共同体的生産においては，所有関係は生産関係から未分化である。しかるに展開された私的生産＝商品生産の意義は，生産関係が物象的に編成され，社会的生産が狭い人格的相互依存の限界を突破しているところにある。だから生産関係が物象化＝非人格化される反面で，所有関係は生産関係から疎外される。このような所有が，範疇的意義における私的所有，法的・抽象的・絶対的所有であり，商品の交換過程において規定される形態である（『資本論』交換過程論冒頭）。

以上の私的所有の把握は，資本のシステムの総姿態における自己否定プロセスをとらえるさいに重要な意味をもつことになる。

### VII. 社会システム理論の原理

マルクス主義は，理論的に展開されたものを無視し，マルクスの片言隻語からマルクスの社会システム理論を構成しようとしてきた（土台上部構造論，社会構成体論）。その事実上の理論的態度は，非マルクス的なもうもろの社会システム論に通底する機能主義的システム観であり，理論的ホーリズムであった。しかしマルク

スの社会システムとは，労働諸関係＝生産諸関係のシステムであり，さらに，この編成様式に具体的に制約される社会意識のシステムである。だから『資本論』そのものがマルクスの社会システム理論である。

資本の存立＝自己媒介運動の原理をあかしているのは，『資本論』第1部直接的生産過程論であるが，基礎的社会意識を媒介して資本のシステム的存立の媒介運動を把握した理論的頂点を，「取得法則の転回」論に見ることができる。すなわちマルクスの現代社会システム理論の原理は，「取得法則の転回」論ということができる。ここで基礎的社会意識とは，前項の私的所有である。

労働する諸個人は，労働市場において資本家と労働力売買契約を取りむすび，生産過程に身を投じる。市場における労働者と資本家との関係は，私的所有者と私的所有者のあいだの自由な市民的関係であり，契約は，自由かつ偶然的である。しかしながら価値増殖過程を介して，資本の蓄積過程という規定をうけた生産過程の再生産連関（生産関係の総体）があらわれてみると，労働する諸個人の私的所有は必然的非所有に，私的所有の自由は資本への必然的従属に，さらにまた，資本家としての諸個人は資本の自己目的的増殖運動を実現するための機械に，総じて，自由な諸個人（＝人格）は資本の自己運動の道具（＝物象）に転回して，つまり，それが正反対物に転回してあらわれてくる。

してみると資本のシステムは，生産関係が物象的に編成されることにより，つぎのように屈折（自己矛盾）して存立している社会システムである。すなわち，資本のシステムは，労働する諸個人の労働が不断に関係形成している労働のシステム（生産関係のシステム）であるにもかかわらず，直接には物象化した社会的労働の力によって生産関係を編成させているので，物象のシステムとして労働のシステムを実現しており，その反面，生産から疎外された私的所有する人格のシステムとして，自由な市民の関係を抽象化しているのである。

資本のシステムの相貌を具体的に編成させる

矛盾（形態展開矛盾）は、諸個人の私的あり方と諸個人の社会的あり方との分裂である（ここにアトミズムとホーリズムという抽象的認識が不斷に生みだされる客観的対象の側の根拠がある）。なかでも私的所有としての諸個人の主觀性と資本としての社会的生産の物象性との矛盾こそは、実は資本のシステムの自己止揚的な矛盾である。

## IX. 社会主義論の原理

マルクスの社会主義構想においても労働原理から帰結するものだけが必然的である。

人間的労働は、労働そのもののなかに自己形成原理・歴史原理を内包していた。だから労働は、自己形成原理を実現して安定的に自己媒介するにいたるまで自己形成の歩みを止めることができない。労働の自己形成とは、労働の客観的媒介性の普遍化であり（これを社会的労働の形成といってよい）、生産手段と生産関係の体系の普遍化であり、これに対応する労働の主觀性の形成である。労働の客観性と主觀性の両項が実在化されかつ安定的に媒介されたとき、社会形成は静止する。これが社会主義であり、人類史の「前史」の終わりである。社会形成史が無限につづくと考えるのは、マルクスにそくしても誤解である。

以上の原理的意義は、資本のシステムとしての労働のシステムの展開において、展開された相において確認できる。資本のシステムにおいて、労働の客観的媒介性がはじめて普遍的に実現しており（=社会的生産の実現：大工業と資本の生産関係の世界的展開）、労働する諸個人の自由な主觀性が私的所有者の主觀性として実現している。しかも、自由な主觀性と社会的生産との抽象的分裂の問題性が社会意識に客観的に課題提起されている。すなわち、資本のシステムとは、それ自体が純粹な私的所有のシステムではなく、資本の私的所有領域の内部に労働する諸個人の生産的社会関係を内包している。私的所有の主觀性（=私的人格のシステム原理）

からすれば、この社会関係はたんに生産諸要素の関係であって社会関係（=諸人格の関係）ではない。それにもかかわらず、私的所有とともに成立している現実的な社会意識からすれば、これは厳然たる社会関係であり、私的所有の完結性の方が今やその抽象性を露呈し正統性を喪失している（取得法則の転回）。資本のシステムの自己内の歴史は、資本の私的所有領域内部の労働する社会関係を社会関係として公然と承認し、諸商品の交換過程で現実化された自由な主觀性・人格性の原理と一致させようとする達することのない当為の運動である。この当為として、諸個人の社会的生産と諸個人の自由な主觀性との一致である社会主義が資本のシステム内部に実在している。

## X. 変革運動の原理

資本のシステムの矛盾のゆえに、資本のシステム内部の改革運動は、結局は社会主義的な体制変革運動に還帰せざるをえない。社会主義についてのマルクスの根本命題は、資本主義の内部に社会主義がある、資本主義が社会主義を生みだす、である。社会主義運動のイデオロギー化は、この命題を尺度に判定することができる。イデオロギー化には2つの理論的源泉がある。

1つは、スターリニズムの構造理論と歴史法則理論の二元論であり、とりわけ後者の階級闘争史観の契機である。しかし労働者階級と資本家階級との階級対立は、資本のシステムの存立矛盾でも形態展開矛盾でもない。これは、自由な人格の抽象性を批判する重要ではあるが1つの現象である。マルクスの階級論の本質は物象化論である（『ドイツ・イデオロギー』『聖マックス』参照）。そして物象化論の本質は労働論である。賃労働と資本の矛盾として俗称される資本の存立矛盾は、厳格には諸個人の労働の自己矛盾（自己疎外的労働）である。資本のシステムの諸形態を展開させる矛盾は、「取得法則の転回」として総括された資本のシステムの矛盾（資本と私的所有の矛盾、物象化された

社会的生産と自由な人格との矛盾) につらなる私的あり方と社会的あり方の矛盾である。

もう 1 つは、政治主義と経済主義、主意識主義と自然主義、主觀主義と客觀主義の相互循環的な対立である。この対立の抽象性は、資本の自己否定が、その自己徹底において、したがって展開した資本の総姿態、資本のシステムの総姿態においておこなわれることを理解せず、経済システム場面に固執することに由来している。資本のシステムの総姿態のもっとも具体的な諸形態はわれわれの社会意識である。資本の自己否定の場面は、資本の社会システムであり、その基本構造は「取得法則の転回」であった。

以上をふまえて、現代の変革運動の原理は、階級闘争戦略から物象化克服戦略に整理されるべきである。巨大化する物象的自己蓄積運動としての企業と抽象的に自由な私的所有者としての社会意識、企業的な社会的生産の物象性の矛盾（所有者からも経営者からも労働者からも自立的である企業！生産のための生産、消費のための消費！），市民的自由の抽象性の矛盾、これらは資本のシステム自身の產出物である（神秘化の高度化論は、理論的ホーリズムという自身の理論尺度の抽象性をしめすものであって、現実をとらえるものではない）。

ここに現代民主主義の根本的意義があかされている。民主主義の場面は私的所有の自由として実在化した。しかし民主主義は成立史の語るような国家権力からの自由を本質とするものではない。そうではなく社会的生産の物象的・非人格的編成に対立する直接的な人格性原理を本

質とするのである。現代社会の存立の正統性にそくして、自由な人格性原理＝民主主義原理が経済編成の原理をも包摂して総体システムに形成すること、これが社会主義である。この実現の起動力は資本のシステムの形態展開矛盾の表現である資本と私的所有の矛盾である（私的所有を「資本の基礎」としたり「資本の機能」とするが資本の生きた自己形態としてはとらえない通念は、実践的に反動的ですらありうる。「社会」と「私的所有」との対立場面においては、前者が資本の論理を体现し、後者が人格の論理を体现している）。市場の社会意識的制御というシステム的物象化の否定の問題も、非人格的個別性という企業の個別的物象化の否定の問題（物象的企業の正統性問題＝民主主義問題）と相互制約的である。

「社会主義」が崩壊した現在、マルクス主義にとどまろうとする者は、「反スタ」を叫ぶ。しかし理論的振る舞いとしては、「スタ＝反スタ」として、「資本のシステムの自己意識＝実証主義的不可知論」への屈服ではなかったか。マルクス唯物論をヘーゲル的観念論の批判としてのみ情緒的に受容し、そのヘーゲル批判がカント的観念論の批判の完遂であるということを見落としているのが「スタ＝反スタ」である。実証主義的・認識主義的常識を前提したマルクス継承論そのものが問い合わせるべきである。この問い合わせは、マルクス主義だけではなく、20世紀そのものが、社会の理論的な自己認識としては、巨大な外れの経験でなかったか、という問い合わせに連結している。

（ありい ゆきお 所友 駒澤大学）

# マルクスのはじまり

## ——マルクスの政治経済学の 理論的可能性について——

マルクスの経済学研究のほぼ全容が明らかになってきた時期にマルクス（経済学）離れの傾向が進行しているが、それはマルクスの経済学と「マルクス経済学」を区別し、前者の意義と限界をみずから見定め、後者について反省したうえでのことではない。科学のうえで2つの経済学が並立したままではおかしいが、マルクスの経済学の科学的な内容や方法、人間=世界観を否定するのはいっそうおかしなことである。



KAKUTA Shuichi

角田 修一

### I. 價値論から物象化・物神性論まで

1989年から1991年のソ連邦崩壊にいたる世界史的大転換を通過した現在、マルクス経済学は終焉したという攻撃がいたるところでなされている。専門研究者の集まり（会員約1,050名）である経済理論学会自身も「マルクス経済学の有効性」を問い合わせ（1992年度第40回大会、詳細は『年報』第30集、青木書店参照）、経済学教育学会（会員数450名）では「経済学の基礎理論教育」において「マルクス経済学と近代経済学を区別して教える必要があるか」という問題提起と討論が行われている（同学会『経済学教育』第13号、1994年、における中谷武と飯田和人の両氏の報告を参照）。マルクス経済学者として語り論文を発表してきた人たちの中には、沈黙、古典派経済学への立ち戻り、マルクス批判や「近代経済学」への転換がみられる。

まるで、かつてのファシズムの時代が再度、静かにやってきたようだといえばいいすぎであろうか。

このなかで注目されるのは、従来から、オーソドックスな（あるいは旧ソ連流の）マルクス経済学に組みせず、『資本論』解釈学ではないマルクス経済学について発言してきた研究者の動きである。たとえば、置塩信雄氏は以前、労働価値説がなくても搾取は説明できるとされていたが、近著『経済学はいま何を考えているか』（大月書店、1993年）などでマルクス労働価値論の新たな積極的な展開を行っている。また、1991年に急逝された高須賀義博氏は、かつての『マルクス経済学の解体と再生』（御茶の水書房、増補版、1988年）においては「転化」論を否定し、弁証法「嫌い」を公言し、恐慌は資本主義の自動調節機能であると一面化し、矛盾論と発達論を欠くたんなる物象化論を積極的に評価されていたが、遺稿「『資本論』の問題点と『下降の経済学』」（『経済研究』第43号第1号、

1992年3月)では、市場価格体系と価値体系とを区別し、価値体系が特殊評価値であり平均化機構によって媒介されるものであるとして『資本論』の独自な体系性を強調されている。平田清明氏もまた『経済学批判への方法叙説』(岩波書店、1982年)において、「物象化論とは質料(素材)的生産関係とその社会的歴史的(形態)規定性との癒着の批判(解体)である」ことを強調されていたし、近年はマルクスの自由時間論に「市民社会論」の活路を見いだしている。さらに、「労働の社会化」論で知られる山口正之氏は、マルクス経済学におけるスターリン主義に対する理論的批判はまだ緒についたばかりであるとの認識から、『社会経済学一なにを再生するか』(青木書店、1994年)を編まれた。

このようないくつかの例を見ると、日本のマルクス経済学にはマルクスの理論的可能性を正当に評価する財産がある。『資本論』の範囲においてそれは、冒頭の価値論から最後の「諸階級の収入」論の全体にわたっている。他方では、大野節夫『マルクス経済学のパラダイム』(大月書店、1992年)のように、高須賀氏のような「転化」論の否定論をさらに推し進め「価格の価値化」をキーワードにしたパラダイム「転換」論も提出されている(大野氏の見解については、中川スミ「大野節夫氏による『資本論』批判について」『高田短大紀要』1993年3月、が参考になった)。また、より若い世代のあいだには、マルクスを研究することは経済学者として障害になるような状況も生まれている。

マルクス経済学の従来の枠組みにとらわれず、マルクスがやり残した仕事を歴史的に全面的に検討する材料が新MEGAをはじめとしては完全に与えられつつあるいまの時期に、マルクス経済学の「終焉」がいわれ「マルクス経済学とは何であったか」(雑誌『経済評論』最終号特集、1993年5月)と過去形で語られることは、じつに歴史の皮肉というべきかもしれない。そして、マルクス経済学自体、「知の社会学」の対象とされ、総括されるべき時であろう。しかし、筆者としては、マルクスの理論的・思想的

可能性はなお汲みつくされておらず、彼の理論はワンノブゼムではなくベストワンであり、マルクスの経済学は20世紀(21世紀ではなく)経済学の出発点として正当に位置づけるべきだという立場から、「マルクスの何を引き継ぐべきか」という問い合わせたいし、ここで要項風に答えたい。それは、経済学自体がもう一度Political Economy(社会あるいは政治経済学)としての性格をとりもどし、「21世紀への経済学の挑戦」に前向きにとりくむためであることを確信している。

## II. マルクスの自然・人間観の優位性

まず最初に強調すべきことは、マルクスが自然の所与性を認め、人間の対象的活動を自然が他の自然に働きかけるものととらえ、そのうえに人間の経済活動をとらえたということである。その経済活動とは、自然との物質代謝を媒介し規制し制御する生命活動としての労働のことである。マルクスは、その生命活動としての労働において、変化し発達する人間的本性(=自然)をとらえた。そして、両性(男女)の関係は人間の人間にたいする直接的・自然的関係であり人間的本質の程度を示すものである、と考えた。これは、同時に、「生産-消費」をたんなる財=経済的な物(素材)の流れではなく、生活過程としてとらえたということである。生活は社会的生産であり、生産は生活である。

以上のこととは、いわゆる初期マルクス(『経済学=哲学草稿』や『ドイツ・イデオロギー』に代表される)にのみ固有のものではない。『資本論』において散見される彼の自然・人間観である。しかし、このことがまとまった形でのべられなかったのは、なによりも『資本論』の対象と性格による。このことを理解するためには、マルクスの経済学における独自な方法である「素材と経済的形態規定(性)」の区別と関連についてのべなければならない。

### III. 素材—物象—関係の三項関係： 素材とその経済的形態規定(性) に関するマルクスの6つの命題

マルクスの経済学の方法は、見田石介氏によって「分析的方法を基礎にした弁証法的方法」と性格づけられた（『見田石介著作集』大月書店を参照）。これに関連して注目されるのは、久留間駿造氏が『マルクス経済学レキシコン②③』（大月書店、1969年）において「経済学の方法」を編集された際、「総説」「研究の仕方と叙述の仕方：下向の道と上向の道」「分析的方法」「抽象」「弁証法的方法」「経済学批判」の後に「経済的形態規定」を重要な項目として配置されたことである。つまり、見田氏によるマルクスの方法の性格づけに関わる「分析的方法」と「弁証法的方法」の項目に統いて実質的に意味のある方法の内容が、この「経済的形態規定」において語られている。そして、この項目にもられた内容はマルクスのいう「物象化」の意味内容を正確に理解する鍵であって、「物象」は経済的「素材」にたいする人間相互の「関係」によって規定されている。

マルクスによる経済的形態規定の意味は、この「素材」と「物象」と「関係」の三項を軸にすれば、次の6つの命題に集約される。

第1に、特定の経済的形態規定性（価値、一般的等価物、価格、剩余価値、賃金、利潤、地代など）は、人間の特定の社会関係（自由や支配、権力）を表現する。この点からいえば、マルクスの経済学は何よりも〔関係の経済学〕である。

第2に、経済的形態性は何らかの素材的内容（労働、使用価値、労働過程—技術・組織、剩余生産物、労働力を含む人間の生産力、経営体、土地など）をもつ。それぞれの経済的形態規定のこの面に注目すれば、マルクスの経済学は〔素材の経済学〕としての性格をもつだろう。

第3に、経済的物象（=事象。例としては商品、貨幣、資本など）は、ある特定の経済的素材とこれに対応する特定の経済的形態規定性とを媒介するものとして把握されたときに特定の

「概念」になる。したがって、物象は、生産関係が物象「化」したものである。物象は物象化である。このことを把握しないと、物象はたんなる物象にすぎず、物象化論はたんに物象を強調することに終わる。しかも、物象は特定の経済的素材と結合・癒着しているのであるから、これを素材と形態規定とに「分析」し、物象を両者の「総合」として把握することが大切である。〔物象化論〕としてのマルクス経済学を強調することと、分析的方法の重要性を強調することはひとつである。

第4に、粗雑な観察者は素材と形態を混同し、ある素材が「生まれながらに」ある特定の経済的规定性をもつかのように見る。ある物象が素材と癒着している事態が「物化」であり、その「物=素材」にたいする人間の態度が「物神崇拜（経済的フェティシズム）」にほかならない。マルクス経済学における範疇批判としての〔経済学批判〕の意味は、この関係の暴露にある。

第5に、ある経済的素材と、それが歴史的にとるある特定の経済的形態とのあいだには一定の必然的な関係がある。しかし、それは制限された時間と範囲の関係である。素材と形態とのあいだには一定の照応と非照応という「矛盾」した関係があり、その矛盾の展開をとらえることが経済の発展関係を理解するうえで必要である。マルクスの経済学はたんに経済を動態的ととらえその変化を強調するだけでなく、それが〔矛盾とその展開〕によって生じることを明らかにし、したがってその変化の方向性をも明確にする。

第6に、以上のことから、経済的形態規定自体の高度に複雑な発展関係を追跡することは、マルクスの経済学における主要な内容となる。「研究は、その素材のさまざまな発展形態を分析し、これらの発展形態の内的なBandを探り出す」（『資本論』第1部第2版後記）。この事物の発展関係を把握するうえで、〔普遍と特殊の弁証法〕が重要な方法となることは見田石介氏が強調されたところである。また、経済的形態の展開と同時に、経済的素材（物）内容の変化や発展も研究される（両者の照応・非照応関

係が問題になることは第5で指摘したところである)。

また、マルクスは、言葉として「機能」や「制度」(たとえば貨幣のそれ)を使用しているが、上述の「形態規定」との関係をほとんどのべなかった。しかし、生産の社会的関係は、諸個人や主体の「機能」として現われ、さらに特定の「制度」として固定される。あるいは、関係の変化・発展は、機能や制度の変化・発展を伴うと考えられる。この点から、マルクスの経済学を「関係の経済学」としてだけでなく「制度の経済学」さらには「機能の経済学」としていっそう展開することは、「マルクス以後のマルクス経済学」の発展にとって重要な課題であったはずである。

以上、経済における素材、関係、物象の三項関係を軸に、経済的素材と形態規定性との関係を6つの命題に集約した。この命題がもつ具体的な意味はここで詳しくのべられないが、抽象的人間労働と価値形成労働、使用価値と価値、労働と賃労働、生産手段と不変資本、生活手段と可変資本、労働の生産力と資本の生産力、剩余労働と剩余価値、土地と土地所有と地代といった諸問題に関わって、これらのあいだの関係を理解するうえで重要な命題である。また、抽象的人間労働論争、社会的必要労働時間における技術説と需要説、技術と組織の資本主義的性格をめぐる論争、人間疎外と人間発達論、生産的労働論争、地域経済と環境経済をとらえる理論的枠組みを考えるうえで重要な命題であると考える。

さらに、この命題をいっそう展開して考えると、『資本論』の基本的性格は、いわば物象化・人間発達・矛盾の3つの糸によって織られた織物であるととらえることができる。

#### IV. マルクス『資本論』の基本的性格 ——3つの糸による「織物」

『資本論』はマルクスの主著であるとはいえ、いくつかの制約をもって書かれた。それは、何

よりも、当時の正統派ないし主流派経済学である古典派経済学にたいする体系による批判的叙述として書かれた。したがって、諸カテゴリーの批判であることをみてもわかるように、あきらかに当時の経済学の到達点に制約されていた。またそれは、マルクスのプランに従って「理想的平均」のもとでの内的諸法則を叙述するという限られた目的=範囲で書かれた(もっともこの点は、マルクスが「競争」「土地所有」「賃労働」その他の諸項目を完成させることにどこまで本気になっていたかという問題を、いまでは感じるが)。第3に、「ここでは、人格は経済的諸カテゴリーの人格化であり、特定の階級および利害関係の扱い手である限りで問題になる」といっているように、より深い人間(的本性)論からの展開として資本主義経済の学および経済学批判を開拓するのではなく(またそれを初期の草稿のように一挙に行なうことは不可能であろうが)、所与の経済的諸関係とそこでの経済的諸法則に対象を限定している。いいかえれば、『資本論』に著された限りでマルクスの人間論を理解するのはまちがいである。生産諸関係の物象化があり、さらにその物象の人格化はとりあげられているが、人格の物象化という逆の関連は直接の課題ではない。さらに、資本主義経済の社会主義的批判を「自由な科学的研究」として行ったものではあっても、社会主義経済や思想や運動それ自体を論じたものではない。

以上のことをふまえたうえでいえば、先に拙著『生活様式の経済学』(青木書店 1992年)第4章で詳しく検討したように、『資本論』の基本性格は、(1)物象化、(2)人間発達、(3)矛盾の3つの性格をあわせもつ。すなわち、それは第1に、商品から経済的三位一体式(諸階級の収入とその源泉)批判にいたる物象化の発展論であり、そのいっそうの追跡として「競争の形態」分析や「賃労働の特殊研究」などがその先に予定されていた。第2に、それは、生活の生産(素材的)過程の主体として個々人の人間としての諸能力が発達する経済的必然性と、それを促進しながら同時に制限する特殊な資本主義的な経済的形態規定の展開を扱うという意味で、

1つの人間発達論であったし、マルクス固有の人間観と通じるものであった。そして第3に、経済的素材の内容の発展と特定の経済的形態の発展とのあいだに生じる経済的諸矛盾を論じる経済発展論であった。

この3つの性格は別々のものではない。なぜなら、それらはいずれもIIIでのべた経済的素材と形態規定性の展開に関する6つの命題から生じるものだからである。ところが、日本だけではなく、世界的にも、これらの性格をそれぞれを別々に、そして一面的に強調したり単純化するところから多くの偏向=誤りが生じたのである。それらをここで詳しく特徴づけることはできない。「たんなる物象化論」、関係主義または構造主義、さらには方法論的全体主義と個人主義、物象化と物化の混同、人間性と人格の一面的把握（発達論の否定または楽觀的な成長発達論）、たんなる対立や闘争への諸矛盾の解消、全般的危機論、主觀主義と客觀主義への分裂などはいずれもこうした『資本論』の基本性格の一面化もしくは誤解から生じたものである。

また、ソ連体制の崩壊と関連して近年、マルクス社会主義「像」への疑問がひろがっている。周知のようにマルクスは『資本論』のなかでは社会主義・共産主義という用語を使っていない。しかし、『資本論』における資本主義分析の基本性格からみれば、マルクスが理解した社会主義・共産主義経済社会の基本性格は、物象化すなわち非人格化の解消による人格的関係を基本とする経済であり、人間発達を保障する経済システムであり、資本主義経済の諸矛盾を解決する新しい経済システムであったはずである。これらの内容は、マルクスの共産主義像としてこれまで主に議論の材料となってきた『ゴータ綱領批判』（1875年）よりもある意味で経済学的にはより明快である。

## V. 『資本論』と「マルクス経済学」 および「近代経済学」との 連續性と断絶性

しかし、ともあれ人間マルクスの思考は1883年に止まつたのであり、われわれがいくら新しい草稿を発見し研究しても、その経済学の時代的制約は免れない。いわゆるマルクス以後のマルクス経済学の歩みは、IVでのべた『資本論』の基本性格と1930年代以降のマルクスのオリジナル草稿の発表と研究に照らして、再評価されなければならない。

マルクス以後のマルクス経済学は、個人的であれ集団的であれ、新たな資本主義経済の変化や発展をかれの思考方法と「自由な科学的な研究」によってどこまで明らかにし、「限界革命」後の経済学を（マルクスのいう意味できちんと）批判してきたのか。現在、真に問われるべきはマルクス以後のマルクス経済学の成果である。そして、われわれがここでマルクスの理論的可能性を論じるのも、マルクス経済学における現在の危機的状況を開拓するためである。

既存のマルクス経済学の問題点について論じるのは別の機会にゆだねるとして、ここでは、マルクスの経済学といわゆる限界革命後の「近代経済学」との連續性と断絶性を、先の『資本論』の基本性格の理解をもとに簡単にスケッチしておきたい。

第1に、物象化のいっそうの展開を批判的に追究する課題である。いわゆる限界革命が1870年代に生じたのは偶然ではない。それには社会的・歴史的背景もあるが、マルクスが批判した古典派経済学の理論的世界は新古典派経済学に脱皮する必然性があった。簡単にいえば、『資本論』がもっとも最終的に（理論的には具体的に）批判の対象にのぼせた「経済学的三位一体」定式を無批判に受容し、そこからのいっそうの理論的展開をはかったのが新古典派経済学である。すなわち、生産諸関係と経済的素材との癒着にもとづく転倒した関係をもとにして、「資本—利潤または利子」「労働—賃金」「土地—地代」を経済的担い手のミクロ的な行為、経済的

諸機能さらにはそれによって形成される経済的諸制度を無批判に理論展開しようとすれば、古典派のような平均原理の世界ではムリであり、ここにまず費用（価格）と効用の関係や限界原理にもとづき、経済的諸要素の外的な均衡関係を数理的に展開する必要があったのである。それは、経済学者の思想的立場とは無関係に進む必要性のある課題であった。

また、マルクスが資本主義的生産諸関係における人間（性）の物象化をもとに物象の人格化までを追求したとすれば、新古典派経済学はホモ・エコノミクスという形で物象の人格化をさらに抽象化しいわば完成させた。さらに、マルクスは「理念的平均」の想定のもとで経済の内的諸傾向や法則を追求し、諸傾向・法則が競争において外在化することは競争の特殊理論の範囲として自覚していたが、新古典派は、マルクスのいう外在化の特殊理論を、内的・平均的諸法則とは無関係に積極的に展開したというべきであろう。

このような意味で、マルクスの経済学と新古典派経済学には連続性があり、また断絶性がある。しかし、新古典派経済学にはマルクス経済学と異なった文脈での批判がある。たとえば、ヴェブレンなどの制度学派、コースの「企業の本質」（1937年）における取引費用論、それを受け継いだ新制度学派による企業内ヒエラルキー論、組織・管理論の古典とされるバーナード『経営者の役割』（1938年）に示される「協働」論などは、新古典派が無視してきたものを対象にし取り入れようとするものであるが、それゆえに却って、マルクスの労働過程＝市場論および大工業における技術＝組織過程論に連続するもの、マルクスの先駆性を示しているといえないだろうか。しかしながら、そうだとしても、従来のマルクス経済学はどこまでこれらの問題提起（事実と理論の両方による）を批判的に発展させてきたといえるだろうか。

第2に、人間発達の可能性のいっそうの展開とその理論化である。マルクス以後、資本（企業）におけるヒエラルキー的支配・管理のもとでマネジメント労働を含む協働能力は大きな発

達をみせているし、自由な競争市場における個人の自立的な学習あるいは選択能力は否応なしに、しかも社会的に発達せざるをえなかつた。また、これらと結びついて、社会的な分業はいっそう広範にひろがり、これにともない全社会的さらには地球的規模での経済管理あるいは制御の必然性が増大し、資本主義国家の大規模な経済的介入と、ケインズ経済学を経てマクロ経済学とを成立させた。これらはいわば社会の「共同業務」の新たな成立ともいえよう。個人の自立の発達は協同能力の発達をも必要とするのである。しかし、同じく、従来のマルクス経済学はどこまでこうした問題提起を受けとめ、批判的に発展させてきたといえるだろうか。

第3に、生産の「社会化」の進展とそれが生み出す諸矛盾の展開の理論化である。労働の技術的過程と組織的過程（企業内階層制）の発展とその制限された性格は、大規模な生産単位としての企業のマネジメントをめぐる諸矛盾を生み出した。近年のレギュレーション派などによる「フォード主義的労働過程」や「ポスト・フォーディズム」あるいは日本の経営システムに関する問題提起は、まさにこれを矛盾物として把握する必要を提起している。また、市場の失敗、政府の失敗とされている理論的諸問題は、まさに生産の「社会化」の進展にともなう矛盾の現れをとらえたものである。あるいは、動学的な不均衡の問題も、資本主義経済の諸矛盾の理論展開として積極的に位置づけられるであろう。

## VI. これから政治（社会）経済学

いまわれわれには、個人を軸にして、企業、市場、協同、政府（国家）の相互の経済関係を包括する新しい民主主義の経済理論が求められている。

従来、マルクス経済学はPolitical Economyを名乗り、「近代経済学」はEconomicsを自称してきた。しかし、たとえば、ブキャナンらの公共選択理論は立憲的政治経済学をうちだし、自由な個人による「合意の計算」にもとづく集

合的行為あるいは協力の可能性をさぐっている。その思想的立場から、新保守主義、ケインズ批判、政府の失敗論だけが強く印象づけられているが、政治と経済における民主主義の確保という問題は評価してよいし、マルクス経済学の社会主義論にたいしてもこれは有力な挑戦を行っている。これにたいして、マルクス経済学はいまのところほとんど有力な理論的武器をもたない。

経済における政治性を脱色し、本来の政治と経済の関係を問わない新古典派にたいし、民主主義を実現する方向で政治経済学を復権させること、また、階級や貧困、性差別や人種差別、都市・環境・福祉などの社会問題にたいし人権を実現する方向で新しい社会経済学をうちたて

ること、こうした意味で、マルクスの社会=経済理論は現在もなお最大の可能性をもっている。この意味を評価できないマルクス経済学は、新しい事態にたいしてのみならず、非マルクス経済学からの理論的・思想的挑戦にも応じられないであろう。

(なお、筆者は、アメリカのラディカル・エコノミストの旗手ボウルズとギンタスの理論にマルクスの経済理論を生かす可能性を見いだしている。この一端は、「抗争的交換と可変資本節約の論理」『立命館経済学』第43巻第1号、1994年4月、および「協同社会の経済システム」『(京都)くらしと協同の研究所年報』1994年9月を見ていただきたい。)

(かくた しゅういち 所員 立命館大学)

### 好評！基礎経済科学研究所の最近の出版物

基礎経済科学研究所編

『人間発達の経済学』

青木書店、¥1751

経済の発展のなかでの人間の発達と人格形成の問題を中心にしてわかりやすく具体的に叙述されたロングセラー

基礎経済科学研究所編

『ゆとり社会の創造——新資本論入門12講』

昭和堂、¥2100

今日の日本の「働きすぎ社会」の現実を、情報化・サービス化のもとでの生活と労働の変容を中心に考察する、新しいタイプの『資本論』入門

たちまち5刷！

基礎経済科学研究所編 『日本型企業社会の構造』 労働旬報社、¥2800

執筆者=伊藤誠・渡辺治・十名直喜・奥村宏・熊沢誠  
成瀬龍夫・森岡孝二・池上淳・二宮厚美

バブル経済の崩壊、国際社会のなかで孤立する日本企業、企業犯罪の続発、サービス残業の増加、過労死の頻発……。さまざまな困難を抱える日本社会。「企業中心社会」日本の構造とその改革の道筋を明らかにする。

### 講座・今日の世界経済と日本（青木書店）

競争と協調、統合と対抗の中の80～90年代、世界政治経済と日本を多角的に追究

第1巻『世界秩序とグローバルエコノミー』 関下稔・森岡孝二編 ¥4120

第2巻『ドル体制の危機とジャパンマネー』 奥田宏司編 ¥4120

第3巻『日本経済の国際化とアジア』 中村雅秀・林堅太郎編 ¥4120

# 古典としてのマルクス

## ——脱体系的理解——

マルクスを次代の経済学に「引き継ぐ」ためには、マルクス理論を超えて・自己完結的な「体系」としてではなく、分離して検討することが可能な、社会的・経済的諸事実に関する個々の理論的・分析的な諸命題の集合としてとらえることが必要である。今後の経済分析に示唆を与えるマルクスの課題設定として、①社会経済システムの再生産、②その歴史的変化、③労働時間と自由時間、④生産手段の所有関係、⑤労働市場における余剰の機能に注目し、それぞれの意義と問題点について考えてみたい。



MORIOKA Masashi

**森岡 真史**

### はじめに

本稿では、19世紀のもっともすぐれた経済学者の1人といえるマルクスの理論のうちで、現代的意義をもついくつかの課題設定について、必要な修正・限定、関連する問題点にもふれながら述べてみたい。多くの場合、マルクスは自らが設定した課題に対して誤った、あるいは一面的な仮説や命題を示しており、また問題が存在することを強調するだけにとどまっていることも少なくない。しかし、そのようなことは（とりわけ社会科学において）すべての「古典」に共通する歴史的制約であり、マルクス以降の経済学の進歩、人間の認識の発展を意味するにすぎない。古典の価値は、説明の誤りや欠如にもかかわらず、著者が立ち向かい格闘した問題が、時代をこえてわれわれに豊かな示唆を与えるという点にある。その意味で、古典的著作は

つねに多かれ少なかれ「現代的」諸問題を含んでおり、以下はそれらをマルクスから抽出する暫定的試みにほかならない。

マルクス理論の特徴がその強固な体系性にあることは周知の通りであるが、本稿においてはあえて個々の論点を「切り離して」論じている。これは、マルクスを「マルクス学」（その意義をわたしは否定しない）の研究対象としてのみでなく、経済学の共通の財産のひとつとして次世紀に継承してゆくためには、体系としての全面的受容または拒絶の二者択一的態度が、擁護者・批判者の双方において放棄されねばならないと考えているからである。

### I. 再生産の視点

#### (1) 二重の再生産

マルクスは、社会経済システムを、ある一時

点における断面としてではなく、不断の時間の経過、すなわち過程のなかでの事象の継起および状態の回帰としての再生産（または循環）過程の局面においてとらえている。マルクスの再生産概念において注目すべき点は、それが一方においてはあらゆるシステムに共通する財・サービスの再生産であり、他方においては人々の形成する特定の社会経済システム（社会構成体）の再生産であるという、二つの側面が重なり合った二重の再生産として理解されている点である。

財・サービスの再生産は、人々が生存してゆく条件であり、経済過程における基礎的制約である。社会経済システムの再生産の概念は、ある社会経済システムを、何らかの指標や基準に基づいて、一定の特質をもつものとして他の社会経済システムから識別することを前提している。構成要素間に相互作用が存在し、それらの相互作用の多くが「1回限り」のものではなく一定期間にわたる持続性をもち、このような持続的関係が全体として一定の構造と秩序（それらの相互関係における規則性）を形成している場合、構成要素間の相互作用の全体をシステムとして、とくに構成要素が一定の時点・地域における人間集団とその環境である場合には社会経済システムとしてとらえることが可能になる。

社会経済システムが再生産されるとき、マルクスが言う生産関係（生産手段の所有関係、生産過程の組織形態等々）もその一部として再生産される。しかし、生産関係、あるいは生産力（人的・物的生産技術、固定設備の蓄積量、生産性や成長率の水準や変化率、交通や分業のひろがり等々）などの経済的因素は、その他の要素に対してつねに因果的優越性をもつとは限らない。マルクスによる経済的な「土台」と政治的・法律的・宗教的その他の「上部構造」との区分は、相互作用する諸要素の分析に際してより規定的な要因とより派生的な要因とを区別するという意味においては方法上の妥当性をもつが、「土台」の中身を経済的因素に限定し、非経済的因素が同等あるいはそれ以上の規定的因素となりうる可能性を事前に排除している点で誤っている。

## (2) システム中立性の基準: 多元的基準設定

二重の再生産の視点から、再生産過程における人々の動機や行動、結果として生じる諸現象は、どこまでシステムに固有なものであるか、またどこまで一定の条件のもとでシステム中立的な要因であるのか、という課題設定が生じる。これは現存するシステムの改革などの実践的問題との関連で、可能なことと不可能なことを区別するために必要となる課題設定である。

その際注意せねばならないのは、財・サービスの再生産としての側面を取り出すことが有効であるのは、その側面があらゆる社会経済システムの集合に共通している場合に限られないということである。例えば、大規模な社会的分業に基づく社会経済システムという部分集合を考え、それらの再生産に共通する側面を取り出すということも、分析の目的によっては、十分に有効であるし、必要でもある。すなわち、ある要因がシステム中立的であるという場合、その中立性のレベルは、あらゆる生産に共通か否かという唯一の基準に基づくものでなくともよく、社会的分業の程度、経済成長率、生産性の上昇率などにかんして種々のレベルを想定しうる。その意味では、二重の再生産というよりも、多重ないし多次元の再生産という方が適切かもしれない。

マルクスも、必ずしも生産一般と資本主義的生産という二分法のみにとどまっていたわけではなく、大規模な社会的分業に基づく社会一経済システムという中間的レベルを設定しているようでもある。しかし、そこで必要となる機能の内容について掘り下げて考察していないことは確かであり、大規模な社会的分業に基づく社会経済システムの維持・発展に必要な機能は何か、それらは資本主義に固有の機能とどのような関係にあるか、は不明瞭なままであった。

そのことはすなわち、人類の生存のための物資の確保に必要な機能（あらゆるシステムに共通の機能）と、大規模な社会的分業に基づくシステムにおいて必要な機能とが明確には区別されなかったことを意味する。こうして、資本主

義における諸機能およびその前提となる諸条件の一部——財・労働・金融市場、競争、利潤動機、ヒエラルキー的管理組織、厳格な時間管理など——について、あらゆるシステムに必要とはいえない（かつある価値観からみて望ましくない）ということから、代替的システムにおいても不要であるという結論を安易に引き出す傾向が生じた。こうした傾向から脱却するためには、二重の再生産の視点の適用に際しては、システム中立性の基準が多元的であることをふまえたうえで、①分析者がシステム中立性にどのような基準を適用するを明確にすること、②それらの機能が発揮される度合いとシステムの一定の特質とはどのような関係にあるか、すなわち、ある機能は、それぞれの特質に照らしてどのシステムのもとでよりよく発揮されうるか、を検討することが必要である。

### (3) 経済分析における再生産視点の有効性

狭い意味での経済分析からみれば、再生産の視点、過程分析の視点は、①原材料購入期間、労働期間をその一部とする生産期間、販売期間の各段階の連続的・同時並行的な進行、各段階において平均的に要する時間が回転に及ぼす制約を論じた資本の循環・回転論（とくに注目すべきものとして、再生産過程の恒常性および連続性を維持するうえでの在庫ストックの役割と、生産・販売に関する諸条件がそれらに及ぼす影響についての検討）、②経済全体としての再生産の進行に必要な条件を生産財部門と消費財部門との関係において抽出した再生産表式論、③個別企業にとっての再生産の進行において販売がもっとも困難であることの認識およびそのことと景気循環、恐慌との関連への注目、④需要の構成における蓄積需要（投資需要）の規定的役割の強調、等々の論点と結びついている。

生産や取引に時間がかかるということは、経済過程における基本的事実であるにもかかわらず、その意義はいまだ経済分析において十分に明らかになっているとはいえない。その意味で、上記のマルクスの議論は今日においても依然としてこの問題を検討する際の数少ない先行業績

の一つであろう。再生産表式については、ケネーの経済表とレオンシェフの産業連関分析との間に位置する投入一産出構造分析として、すでに経済学史において確定した地位を占めている。ただし、それはあくまで学説史において評価を得ているということであって、今日の分析者が再生産表式を用いるべきである、すなわちその恣意的な諸仮定（生産財部門の蓄積率の先決あるいはその優先的発展、均等な有機的構成など）を継承すべきであるということではない。再生産表式から得られる正しい認識のうちで、産業連関分析から得られないものは存在せず、逆に産業連関分析からは再生産表式からは得られない多くの知識（異なる有機的構成をもつ多数の産業が存在する場合の数量や価格についての諸関係）を得ることができる。また、マルクスが販売の困難、産業循環、恐慌期における各企業の依存関係の連鎖的な崩壊、不況期における膨大な失業者・生活困難者と滞貨・遊休設備の共存などを資本主義の基本的特徴の一つとして強調したことは、（とくに同時代の多くの論者はこれらを主題としなかったことを考慮すれば）シュムペータも評価しているように、すぐれた認識であった。しかし彼は、それらの現象への一つの系統的な説明を与えてはいない。

### (4) 個別の行動および調整過程理論の欠落

資本主義の再生産の理解においては、個別企業や経済全体の再生産がどのような条件によって制約されるかという問題とならんで、①ミクロ・レベルにおいて、企業や家計などの主体がそれらの制約のもとでどのように意思決定し行動するか、②それらの企業、家計の行動は、市場における生産・取引の繰り起においてどのように不可避的な混乱を伴いつつ相互に調整され、結果としての再生産が可能になるか、という問題もきわめて重要である。

しかしマルクスは個別主体の行動の理論をもたず、市場での調整過程についても素朴なレベルの需給の部分均衡論（ある財の市場での超過需要〔供給〕⇒価格上昇〔下落〕⇒均衡回復）にとどまっている。これは大きな空白であるが、

あらゆる問題を論じることは不可能である以上、空白の存在によってマルクスを責めることには意味がない。問題は、マルクス以後のマルクス経済学において、空白が空白として認識されなかつたこと、すなわちそこに問題が存在することが見失われたことにある。

## II. 歴史的傾向の視点

### (1) 資本主義の歴史的傾向

再生産は、量的な拡大再生産の場合がそうであるように、必ずしもシステムが常に同一の状態にとどまることを意味しない。システムとしての基本的特質が維持されることは、その諸側面の緩慢な、あるいは急激な変化と両立しうる。歴史的な変化——「発展」あるいは「進化」——の分析は、再生産の分析とならんで重要であり、かつ、よりいっそう困難な課題もある。

マルクスによる資本主義の歴史的傾向にかんする議論は、このような困難な課題に正面から挑んだ業績である。それは、次のような諸傾向についての仮説から構成される。①資本主義の形成は、商品生産の一定の発展を背景として、一方における同業組合的拘束や共同体的・隸属的な依存関係の廃止による人格的独立と職業選択・営業の自由の確立、他方における（収奪によるものであれ、市場での没落によるものであれ）自給基盤である土地からの生産者の分離という本源的蓄積過程による賃金労働者の生成の過程であること、②資本主義がますます外延的に拡大し、また内包的に深化してゆくこと——ますます多くの領域の商品生産化、自給自足的領域の縮小・非市場的諸関係の解体、競争を通じた生産技術および生産組織の不断の革新と生産部門の分化・多様化、運輸・通信手段の発達と世界市場、水平的および垂直的な国際分業の形成、③資本主義的に経営される機械制工場のもとで、雇用労働という労働の形態が、人間の労働・生活様式、人間と自然との関係に根本的な変革を加え、そこに全く新しい局面をもたら

したこと——分業に基づく協業を基礎とした機械制大工業の確立と工場における労働の規律化、科学技術の産業への組織的応用、一方での全体としての人間の諸活動の多面化・豊富化と他方での労働過程における主体的・構想的要因の縮小・喪失、労働時間の著しい延長と労働時間短縮をめぐる闘争、人間的および物質的自然への破壊作用。

これらの資本主義像（ビジョン）は、今日においてもなお、マルクスに対する態度を問わず、多くの人々の資本主義の歴史的傾向、ダイナミズムの認識についての多かれ少なかれ共通の枠組みを形成しているといえる。マルクスが、むしろ死後になって全面的に進展した諸現象の一部を、それがまだ部分的であった段階において（多くの誤りを伴いながらも）的確に把握したことが、社会主义や共産主義の理想に共鳴しない人々にまで及ぶ影響力の持続を可能にした一つの要因であろう。

### (2) 理論と実証による修正・限定・棄却

歴史的傾向にかんする議論においては第1に、これらの傾向についての認識を歴史的事実に基づいて検証・反証してゆくこと、すなわち、まったく誤りであるのか、ある時期において有効であったのか、今日に至るまで有効であるのか、を区別することが必要である。例えば、17世紀後半から18世紀前半の産業革命期のイギリスにおける機械制大工業の確立や近代的労資関係の確立は、従来考えられていたよりも局地的で緩慢な過程であったこと、また労働者の状態についても、労働時間の延長、都市問題の発生など旧秩序の解体に伴う変動とならんで実質賃金の顕著な上昇がみられたこと、などが指摘されている。これらの研究、あるいはその他の時代・地域についての理論的・実証的な研究は、歴史的傾向についての仮説のあるものを棄却し、あるものをより長いタイム・スケールでの過程として理解することを必要にし、またあるものの時間的・空間的（歴史的・地域的）有効性を限定するであろう。このような理論的・実証的研究から影響を受け、絶えずその内容を修正する

ことによって、発展法則論は自らをたんなる信念から区別せねばならない。

例えば次のような仮説は、資本主義の「一般」法則としては明らかに誤りであり、ベルンシュタインをはじめ多くの人々によって繰り返し批判してきた。①生産手段の大規模化、中小企業の消滅と資本の集中は必ずしも持続的に進行しなかった。一部の産業において巨大企業が形成されたことは事実であるが、新規の参入は継続し、新しい産業が次々と誕生することにより、中小企業もまた増加した。巨大企業の売上や資本額は成長したが、それらが経済全体に占める比率は増加傾向にあるとは言えない。個人または少数の人々によって操作しうる機械の発達も顕著であり、家族経営についてもその消滅傾向を云々することはできない。②利潤率の傾向的低下法則（有機的構成の継続的な上昇）は、資本家による技術選択の基準の理論的考察に照らしても、また各種の利潤率の統計データに照らしても支持されない。③賃金労働者の貧困化については、それは労働者の物質的条件の絶対的悪化という意味においても、分配率の傾向的低下という意味においても事実と合致しないことは明らかである。もちろん、労働者のあるグループの状態、あるいは労働者の状態を表すある指標（労働時間、住宅・衛生条件、精神状態その他）について、一定の時期における悪化傾向を論じることは可能であるが、それらの傾向を、指標、該等する集団、時期などを限定することなく「貧困化法則」と呼ぶことは誤解を招きやすく適切ではあるまい。

第2に、一時期においてあれ、有効性が認められる場合には、なぜ、どのような条件のもとでそのような傾向が生じ、あるいはその作用を停止したかを明らかにすること、すなわち傾向が作用する条件と歴史的限界を確定することが必要である。例えば、西ヨーロッパやアメリカ合衆国における資本主義の発生の原因としては、マルクスのあげた本源的蓄積の契機とならんで、あるいはそれよりも強く、宗教的、文化的、地理的その他の条件が大きな役割をはたしたかもしれない。そのような可能性を検討に先

立って排除すべきではない。これらの作業を欠いた過度に粗雑な議論は、この種の問題設定 자체への信用を損なう結果を招く。

以上は過去の総括としての歴史的傾向を論じる際の注意であるが、現時点から将来にむけての歴史的傾向について仮説をたてる場合には、理論的推測が可能であるにすぎない。そのような予見的仮説の設定は、過去の歴史に傾向を見いだすことにもまして困難な課題であるが、社会の改革あるいは保守にかかる長期的展望をもつうえでは必要な作業であろう。

### III. 労働の視点

マルクスは人間を労働する存在としてとらえている。その際、注目されているのは、①労働手段を媒介とした対象（自然およびその一部としての人間）への目的意識的なはたらきかけであるとともに、人間自身の内的性質を変化（発達）させてゆく活動であること、②寿命という重要な相違を別とすれば、すべての人間に平等に賦与された資源である時間の消費（自由時間の削減）であること、の2側面である。

#### (1) 制御と実行

労働における制御と実行の機能は、個々の労働者に平等に分配されると限らない。マルクスによれば、資本主義における生産技術および管理組織のもとでは、これらの機能の分離が急速に進行し、経営管理に携わる少数の人々が構想機能を主として担い、他の多数の人々は、極端に細分化・断片化された実行機能を主として担うようになる。その過程で、熟練の解体、技能の衰退、単調な作業への一面化、機械と労働者の間の関係の転倒（労働過程における能動的主体であるという感覚が失われ、労働者が自分自身を機械の付属品、機械への従属物のように感じるようになること）が生じる。

これらの仮説は、理論的および実証的見地から支持され、あるいは批判されてきたが、労働能力の衰退や一面化の基準を確定することの難

しさや、産業的・地域的な相違などから、確定的な結論は出ていない。だが、かりにマルクスの仮説が誤りであったとしても、直接的生産過程における生産技術、管理組織の編成、労働者の状態と意識がいかなるものであるか、またそれらはどのように歴史的に変化してきたかという問題設定自体の重要性が否定されることにはならない。

ただし、資本主義における労働過程のあれこれの特質をシステムに固有または中立的であると判断する場合には、上述のように、参照基準の多元性に留意する必要がある。具体的には、あらゆる労働に共通する側面と所有関係から生じる側面という二分法だけでなく、大規模な経済において一定の成長や生産性の上昇を実現するために必要な技術的・組織的要因から生じる側面という中間的レベルを設定して考察することである。

## (2) 労働時間の配分

さまざまな資源の配分のうちで、マルクスはとりわけ労働時間の配分、すなわち、誰が、どれだけ労働するかという問題を特に重視した。この強調は、マルクスにおいては、労働のみを唯一の本源的な（生産されない）希少資源と考えて他の資源の配分について独自に考える必要を認めず、財の数量的配分についても価格や利潤についてもすべて投下労働量から説明しようとする労働価値説の誤りと結びついている<sup>1)</sup>。ただし、労働価値説が誤りであるということは、労働や労働時間が経済過程における重要な要因であるという認識を少しも排斥するものではない。この点は多くの人によって誤解されているのでここで改めて強調しておく。

労働の節約に土地の節約とは区別される独自の意義を認めることには長期的帰結はともかくとして、少なくとも節約のなされた時点では人間の自由時間を増大させるという性質をもつ点で、根拠がある。1時間働けば、それだけ処分可能な時間が失われるから、所得獲得の手段が労働の提供であるか、土地の提供であるかは、各人の時間の処分にかんして決定的な相違をもたら

す。1ヵ月、1年などある期間をとってみれば、時間はほとんどの人々が平等に保有している。労働時間を積極的な自己実現であると認識している人がいるとしても、多数の人がそれを生活維持のためのやむをえない拘束とを受けてとめてそれ以外の自由な時間から得られる充足と明確に区別している限り、ある期間中に何時間（家事なども含めて）労働したかは、やはり人々がどれだけの拘束されない時間を持ちえたかを示す重要な指標の一つであろう。労働時間の総量、人々の間での労働時間の格差、これらの歴史的变化などの事実を調べること、またその事実を理論的に説明することは、経済分析の観点からも、また平等などの規範的な観点からも、大きな意義をもっている。

なお、労働時間の配分に関する上記の視点は、労働を時間の消費という共通性においてとらえることに立脚している。労働が時間の消費として同質であることは、さまざまな労働が市場において、あるいは官僚機構その他の評価者によってどのような評価を受けているか（対価としてどれだけの貨幣や現物を受け取っているか）、またその評価はどのような原理によっているか（養育費、生得的能力、需要供給、民族的あるいは性的な差別その他）という問題とは無関係であり、混同すべきではない。

## IV. 所有の視点

### (1) 所有权とその歴史性

所有权、とくに生産手段の所有权は、管理権（とくに生産過程における指揮・監督権）、収益権（用いた用役への支払いの残額を取得する権利）、処分権（売買権、賃貸権）などの一定の有形・無形の対象に対する制約された諸権利の束（複合体）である。所有のあり方は、これらの諸権利が何を対象に設定されており、それを、誰が、どの程度、どのような制約のもとで保持しているかを内容とする。資本主義のもとであれ、他の社会経済システムのもとであれ、

所有権がどのような内容をもっているかは、経済主体の動機（誘因）、意思決定、行動に大きな影響を及ぼす。したがって、社会経済システムにおいて人々の行動を方向づけ、制約する種々の「制度」のうちでも、生産手段の所有関係はもっとも重要な要素の一つであるといってよい。

マルクスが、歴史的にみて所有関係に種々の形態が存在すること、資本主義的私的所有（雇用を伴う生産手段の所有）もまた歴史のある時点で成立した特殊な所有形態であることを強調したことは（それ自体としては誰も否定しえない自明なことからではあるが）、資本主義を歴史的視点から相対化し、他の社会経済システムとの比較において認識することを促す点で積極的な意味をもっていた。

## (2) 所有権と階級概念

マルクスは生産された生産手段を所有し労働者を雇用する人々である資本家、生産手段を所有せず雇用される人々である労働者という階級区分を設定し、資本家階級と労働者階級の対立が社会におけるもっとも根本的な対立であると考えた。しかし、所有権の主体や対象、権利、制限などに関しては、きわめて複雑で多様な組み合わせが存在し、しかもそれらの組み合わせは歴史的に変化してゆく。多くの人々が生産手段の所有を構成する諸権利の断片を持つ場合には、人々を「所有している人」と「所有していない人」とに二分することは概念的にも困難であり、首尾一貫しない基準をその都度便宜的に設定しない限り、属人的な「階級」概念は維持できない。

これに対して、マルクスは否定しているが、主たる所得の源泉（資産からの所得あるいは勤労からの所得など）によって区別することは可能である。しかしこの場合には重複が避けられないために属的な規定とはならない。しかも、例えば賃金労働者と株主の間の利害対立は、経営者と現場の労働者の対立、あるいは地域的、産業的、民族的、人種的、性（ジェンダー）的、世代的等々の要因で生じうる利害対立に比してより規定的作用をもつとは限らない。つまり、

あるグループ間の対立は、株主（資本家）と賃金労働者との関係からもっともよく説明される場合もあれば、そうでない場合もあるだろうということである。

経済社会システムを個人の集合としてではなく、各々の内部で共通の利害をもつ諸集団・諸グループの集合としてとらえ、各グループの行動とグループ間の対立・抗争・妥協・支配従属関係を彼ら・彼女ら自身の社会的・経済的位置とそこから生じる利害関係によって説明することは、経済過程の分析に際して有効かつ必要な方法である。ただしその際、あるグループの持続性や凝固性、グループ間の移動の障害の強さはまちまちであること、ある個人がしばしば対立的な複数のグループに属していることに留意せねばならない。グループ間の対立のうちで一定不变の「階級」対立こそがもっとも「根本的」な対立関係であるとみなすことは根拠がないだけでなく、他のあらゆる対立関係を「二次的」「派生的」とみなすことによって、それらの対立を「根本的」対立の除去とともに容易に解決しうるもの、かつ「根本的」対立の除去なしには緩和・解決は不可能であるものとして二重に軽視する傾向を生み出す点でも有害である。

## (3) 所有権の機能とシステムの特質

資本主義的所有についてマルクスは、①直接生産者に剩余労働を強制するという点で生産手段の私的所有（あるいは直接的生産者による生産手段の非所有）一般に共通する機能をはたすこと、②それ以前の所有形態の場合に比べて、市場での競争および機械制大工業での生産管理によって生産力を急速に発展させる機能をもつこと、③しかし生産力がある発展段階に到達すると、こんどは生産力発展に抑制的に作用すること、を主張している。競争のなかにおかれた資本家たちが、利潤動機、倒産を回避しようとする動機から、持続的な新技術・新製品の開発、生産組織の再編成、市場の開拓などへと駆り立てられているという、所有の誘因・懲罰効果についてのマルクスの認識は正当である。しかし、私的所有が無政府性や利潤動機のために生産力

発展を抑制するが、生産手段の社会化と生産の計画化がこの抑制を解除しうるというマルクスの議論は説得的でない。後に社会主義経済計算論争においてミーゼスやハイエクが示したように、マルクスの楽観的な社会主義像の根底には、社会的分業が高度に発展した経済がもつ複雑さの帰結、とくに経済の管理・運営に必要な情報を集中的に収集・処理することの困難、および市場において企業家（機能資本家）がはたしている創造的・革新的機能と私的所有制度との結びつきの不可分性に対する認識の欠如がある<sup>2)</sup>。

確かにマルクスは、資本家の機能のうちには、所有関係の特質のみに解消できない、大規模な社会的生産過程に不可欠な指揮・調整機能（すなわち、上述の中間的レベルにおいてシステム中立的な機能）が含まれていることにも注意を払っている。しかし、①不可欠性にかんするより詳細で具体的な基準——最低限、単純再生産を保証するために不可欠という意味か、あるいは、ある一定率の生産性上昇を実現するために不可欠という意味か）、および、②不可欠性についての限定——その不可欠性はどの程度歴史的条件に依存するか（ある段階では不要になるのか）は明らかではない。その結果として、流通や金融を含む広い意味での資本主義的生産に固有な機能およびその根拠となる市場および資本主義的な所有関係と、システム中立的な機能とは、それぞれ成長や生産性の上昇に対していかなる関係にあるか、ということもまた不明確である。

「二重の再生産」の項で述べたように、所有関係に注目する際に、再生産一般—資本主義的再生産という対比のみで、中間的レベルの設定が欠如している（または不明確である）場合には、生存に必要な物資の獲得それ自体には必ずしも必要でないさまざまな機能の存在根拠や必要性を、安易に所有関係に帰着させてしまい、代替的社会では不要な機能であると判断する傾向が生まれやすい。所有関係と密接な関係をもつ機能の一定の観点からの必要性や所有関係との分離可能性を論じる際には、システム中立性の基準を多元的なレベルで、かつ明確に設定す

ることが必要である。

## V. 余剰の視点

### (1) 労働市場における余剰

マルクスの相対的過剰人口の理論は、資本主義経済における余剰の役割を労働市場においてとらえた議論である。資本主義のもとではごく短い期間（景気循環における好況の末期）を除いて、労働力の余剰（相対的過剰人口）が存在する。この余剰の機能およびそれにかかる現象としてマルクスが注目しているのは、①他の産業から労働力を引き抜くことなく、特定の産業を円滑に拡大することを可能にすること（経済成長に必要な生産要素のストックを形成すること）、②就業者の長時間労働と大量の失業者が共存しうること（経済の一部でのある生産要素の過度の利用と、他の一部での未利用とが共存しうること）、③過剰人口と就業者との比率（失業率）の変動が賃金率に影響を及ぼすこと、④過剰人口の存在が、就業者への圧迫となり、就業者を経営者に対して不利な立場におくこと、などである。

なぜこのような相対的過剰人口が存在しうるかについて、マルクスは労働供給の増大（農村から都市への人口移動、女性や子どもの賃金労働者化）と、労働節約的な技術進歩（有機的構成の高度化）をあげているが、前者の過程の進行には限界があり、また技術進歩の性格とそれが労働需要に及ぼす性格は一義的ではない。したがってマルクスの説明、とくに相対的過剰人口が累積的に増加してゆくという命題は誤りである。しかし、このことは、資本の蓄積需要に対して過剰な労働人口の存在というマルクスの課題設定そのものを無効にするものではない。長期的には労働者の供給態度が雇用に影響を及ぼしうるにしても、短期的には雇用は企業の労働需要によって決定される、つまり労働市場が「買手市場」的状況になっている場合が多く、平均的にみれば労働力には余剰が存在する。資

本主義システムにおいてこのような関係が成立し、長期的に失業率が一定のノルム（正常値）水準に保たれるのはどのようなしくみによるのかを明らかにすることは依然として重要な課題である。

## (2) 売手と買手の非対称性

相対的過剰人口の機能についてのマルクスの議論は、いずれも立ち入った検討に値する。とくに、労働力を売ることができなかつた失業者の存在を、労働力の売手としての労働者に対する買手としての経営者の交渉上の優位に関連させている点、つまり所有関係からではなく、あるいはそれとならんで、売手と買手という立場の相違から生じる非対称な関係（不均衡な力関係）が存在することを指摘している点が注目に値する。すなわち、マルクスは、労働力の買手間の競争に比して、売手間の競争がより激しく、そのことが売手が特定の買手と継続的な関係を維持しようとして努力する誘因を生み出すことによって、個々の売手の買手に対する地位を弱めていると考えているのである。経営者と労働者との交渉が必ずしも「対等」ではないのはなぜか、という問題を考えるうえで、このような考察から重要な手がかりを得ることができるだろう。

労働市場での余剰の役割にかんするこれらの仮説は、必要な修正を加えるならば、商品市場での余剰（在庫や生産設備の予備能力）の役割にも適用することが可能である。すなわち、商品市場においても、長期的には商品の売手の供給構造が買手の需要形成に大きな影響力を与えるとはいへ、短期的には、買手が、多数の売手によって供給される多数の商品から自分の好む商品を選択するという状況、すなわち取引が買手によって決定される需要制約的状況が普通であり、取引が成立するための努力はおもに売手の側に課せられ（すなわち売手が買手に購入を「お願い」し、取引の成立に「感謝」する）、売手は他の売手に対して自分を競争上有利にするため、市場調査によって需要動向を検討し、新しい技術を開発し、新しい商品で買手の需要

を刺激・形成し、また広告・宣伝、販売促進活動を進める。売手と買手との間に品質や地理的・人的要因による持続的な結びつき（顧客関係）がある場合、ある企業では設備をフル稼働させてもまだ需要に応えられずに受注残高や待ち時間が増大するのに、他の企業では滞貨が累積する、すなわち、余剰と不足の共存という事態も生じる。

## (3) 労働の余剰と財の余剰：有効需要の原理

マルクスは、資本主義における設備拡張や技術革新が、労働のみならず、追加的な生産・販売の可能性としての原材料・製品・設備などの余剰を伴うことを認識していた。しかし、長期的には有機的構成の高度化によって資本が労働に比して相対的に不足する、すなわち資本ストックの相対的な不足が雇用増大の制約となるという誤った予見を強く抱いていたために、資本ストックも労働者の数も雇用量の制約とならず、財への需要が雇用量を制約するという事態が一般的であることを認識することができなかった。

財や設備の余剰が存在するのは、マルクスによれば、大衆の購買力が制約されており、かつ資本主義が個人的消費を考慮することなく「生産のための生産」を追求することの結果である。

前者については、購買力の制約が、各人がその絶対的な欲望のいかんにかかわらず、自分の所得の範囲内でしか支出できないことを意味するならば、この認識は正しい。しかし、予算制約の存在は絶対的な所得水準（人々の貧困・富裕の状態）とは関係がない。この理由では消費財産業での余剰しか説明できない。生産財や労働についての余剰は、企業の購買力もまた制約されている場合にはじめて広範に存在しうる。ソ連などの社会主義システムにおいて見られたように、国有化によって企業が支払能力による制約から解除されると、たちまち余剰は消滅し、かわって不足が恒常的となる。

後者の理由については、「生産のための生産」は自分の生産物の直接的消費者を予見できない程度のひろがりをもつ社会的分業に基づくいかなる生産についても該当する性格づけであって、

資本主義に特有とは言えない。むしろ、消費財についても、生産財についても、その生産・販売量が需要によって制約される点に資本主義システムの特質がある。だからこそ、生産・販売の増加を機敏にとらえるための余剰の確保が必要となるのである。

以上述べたように、労働市場に限定され、またさまざまな問題点をはらむとはいえ、相対的過剰人口説は、資本主義を、短期における特徴づけとして買手の優位すなわち需要制約システムとしてとらえる有効需要の原理を部分的にさきがける業績として評価できる。資本主義が需要制約システムであることは少数の人々によって認識されていたが、そのことがもつ意味内容は、社会主義が資源制約システムとして出現した結果としてはじめて明確になったといってよい。すなわちそこでは、コルナイが体系的に明らかにしたように、企業の生産が原材料・設備や労働の利用可能量に制約され、取引は全般的で慢性的な不足を背景として買手の優位のもとで進行した。とりわけ労働市場においては、出発点において存在した豊富な農村・家庭内労働力の余剰を吸収できる外延的な拡張期を経て急速に労働不足期に到達すると、一党独裁および

自立的労働組合の欠如という制度的枠組みにもかかわらず、雇用や労働条件をめぐる交渉において労働者が個人として一定の優位を保持するという事態が生じた。このことは、資本主義において労働力の余剰の恒常的な存在が、雇用や労働条件をめぐる交渉において経営者が労働者に対して優位を保つ条件として機能しているという仮説を、間接的にではあるが支持していると言ってよいだろう<sup>3)</sup>。

- 1) 労働価値説にかんしては、拙稿「労働価値説の再検討」『経済理論学会年報』第30集、1993年を参照。
- 2) この点についてより詳しくは、拙稿「情報システムとしての市場経済」『日本の科学者』1992年12月号、「分権的意思決定と生産手段の私的所有」『比較経済体制研究』第1号、1994年を参照。
- 3) 第V節の全体にかんして、拙稿「買手市場、売手市場と予算制約の有効性」『社会主義経済学会年報』第32号、1992年、「社会主義システムの理論」、木原・構端・大西編『経済システムの転換』、世界思想社、1993年を参照。

(もりおか まさし 所員 立命館大学)



# 南部イタリアの風土と社会

## ——南部イタリア留学体験記（下）——

TAKAHARA Kazutaka

高原 一隆

### V. イタリア汚職列島 ・政治的再編成

#### （1）政権政党の崩壊

イタリアの1990年代は、政治的カオスと全面的な政治の再編成で幕を開けた。94年3月末の総選挙の結果は、戦後一貫して政権の中核を担ってきたキリスト教民主党（以下DCと略記）は得票率3割から1割へ、中道政権の一翼を担ってきた社会党の全面凋落となり、他方、選挙直前に前面にあらわれたイタリア有数の財界人ベルルスコーニ氏率いるフォルツァイタリア（フォルツァは頑張れの意味）を軸に、南北の事実上の分離（連邦制）を主張する北部同盟、ファシズムの流れを汲む国民同盟（旧イタリア社会運動）による右派政権の成立となった。レーガン流の新自由主義路線を標榜するフォルツァイタリアもさることながら、得票率を1割台に乗せ、戦後ヨーロッパで初めて与党となり閣僚まで獲得したファシズム系の政党の進出は、ヨーロッパ諸国に警戒心をもたせる事になった。

周知のように、戦後イタリアの政権は、反共のDCを中心としたアメリカ、西ヨーロッパそしてイタリア財界は「鼻をつまみながら」この政党を支援してきたのである。しかしソ連崩壊、イタリア共産党解体という事態は、皮肉な事にとめどもない汚職、マフィアとの癒着という形で政権政党の積年の瞼をさらけ出し、反共の砦であったDCとそれと連合を組んだ社会党（PSI）の解体に

導いている。共産主義の崩壊で一番被害を受けたのはDCだといった皮肉さえさやかれている。イタリア人の元上智大学学長ヨゼフ・ピタウ氏は自戒の念を込めて次のように語っている。「戦後のイタリアでは、キリスト文明を何としても守らねばならない、と教会もアメリカも反共体制の維持に力をいれた。…政党の利益追求がはびこっても、共産主義よりはいい、という風潮が横行した」（朝日新聞 1993年7月16日付）。

R.Nanettiは、1970代以降のイタリア資本主義を社会資本主義の段階と促えているが、そのイデオロギ一面の指標がバチカンと国民との関係における変化だと把握している<sup>1)</sup>。

#### （2）イタリア汚職列島

さて、一昨年来明るみに出され、政治の全面的再編成に向かう直接の契機となったイタリア政治汚職の実態を少し見ておく事にしよう。

今回の一連の構造汚職の発端はミラノの養護老人ホームの所長（社会党ミラノ支部幹部で元首相クラクシの側近）への清掃会社からの賄賂のおとり捜査であった。賄賂さえ払えない経営不振のこの清掃会社の社長が、実態をミラノ検察庁に打ち明け、捜査に協力したのだった。92年2月の事だった。逮捕された老人ホーム所長は1ヶ月後、賄賂をめぐる国会議員との関わりを告白した。これによって芋づる式に汚職事件が明るみに出されていったのである。

新聞報道によると、それから2年

後の94年2月までに逮捕者2993人、捜査対象者6059人、捜査通告者2973人、捜査対象者のうち中央一地方の政治家は2416人を数える。その特徴は第1に政権を組んでいた5党（DC, PSI, 共和党, 自由党, 社会民主党）すべての幹部が関わっていた事である。中でも注目すべきは過去7度首相を経験してきたアンドレオッティと社会党のクラクシであろう。前者は、今回の汚職に関しては直接の関与は比較的薄いが、後で述べるマフィア、そして秘密軍事組織への関わりでは中心に位置している。後者の容疑は収賄など20件にのぼり、今回の汚職の象徴的人物となっている。94年5月にはクラクシら5人を倒産詐欺罪で起訴し、後述するエニモント事件でも起訴が予定されている。第2は、与党のみならず野党もかかわっている事である。捜査対象政治家のうちDCが975人、PSI 554人、左翼民主党（PDS=旧イタリア共産党主流派）167人、そして政権諸党の汚職腐敗を批判してきた北部同盟や共産主義再建党（RC=旧イタリア共産党非主流派）にも関わっている者がいる。第3に、ENI（炭化水素公社）、IRI（産業復興公社）などの巨大国家企業や民間大企業の幹部が関わっている事である。捜査対象の財界人も873人に上っている。これ以外に捜査対象の公務員も1373人おり、まさに政・財・官あげての構造汚職である。

その典型的な例を半官半民の化学会社エニモント社設立に関する贈収

賄事件を見る事ができる。エニモント社は、ENIと民間企業モンテディソン（フェルッティグループ）の共同出資による従業員5.2万人の大企業だが、ENIとモンテディソンの間の株式をめぐる主導権争いの中で、後者が政界工作として元首相クラクシに750億リラ、元首相フォルラーニに350億リラ、共和党、自由党、社会民主党の幹事長・書記長に合計1500億リラの賄賂を贈った事件である。94年4月に、この贈収賄の仲介役となった財政コンサルタントに求刑を上回る禁固8年の判決が下った。

94年4月の新政権が汚職と無関係かといえばそうでもない。同年4月、北部同盟代表ボッシ氏ら37名を政党献金法違反容疑で公判を開くようミラノ地検が求めているし、フォルツァイタリアはマフィアとの関係を指摘され、ベルlusコーニ首相の側近の汚職容疑も発覚し、またメディアの帝王といわれる首相自身、クラクシとの緊密な関係を利用してのし上がってきたのである。

### (3) マフィアの政治化と 政治のマフィア化

イタリア政界の汚職構造は、マフィア問題と密接に関連している。汚職の摘発と平行して進んだマフィアの摘発が、マフィアと関わりをもっていたDCの解体と平行したことは極めて興味深い。実際、南イタリアにいると、マフィアの問題は単にアウトサイダーの犯罪の問題のみでなく、イタリアの政治・経済・社会そして南部問題の重要な構成部分という感を強く持たざるをえない。南イタリアで聞いた「真のマフィアはローマにいる」という言葉は、いろいろな意味にとることができるにしても、政治そのものがマフィア化している現実を言い当てているだろう。政権政党のトップが自らマフィアに暗殺依頼をし、自らが構成員ではないかとさえしさやかれている政治は、まさにマフィアそのものだったのではないだろうか。

通常、マフィアとは3つのマフィ

ア的組織を総称して呼ばれている。1つは最も有名なシチリアのマフィア（Mafia）、2つ目はナポリを根城にしたカモッラ（Camorra）、3つ目はカラブリアのヌドランゲタ（Ndrangheta）である。通説によれば、シチリアのマフィアは15世紀のブルボン王朝支配下で大土地所有者が治安維持のために雇った集団があり、18世紀になって地代金納化の中で、不在地主が土地の貸貸料取得だけを目的として、土地は農地管理人（Gaberotto）に任せられるようになる。この農地管理人を中心とする集団がマフィアの発生史である。この農地管理人がならず者を雇い、中央権力不在の中で半暴力的に自らの利益を追求し、地域の治安維持に当たってきたのであり、これらの集団をマフィアといった。したがってともとは農村マフィアであり、半封建的大土地所有が長く残存してきたことが歴史的要因である<sup>2)</sup>。マフィアが都市型に転身したのは戦後とりわけ1960年代の奇跡の経済成長時代である。経済成長下の建築ブームの中でマフィアは企業家に転身した。その資金が南部開発資金であった事は言うまでもないだろう<sup>3)</sup>。さらに麻薬に手をのばし、年間数十兆リラといわれる一大産業を一手に握っている。カモッラは16世紀頃スペイン統治下でできた組織で、初めから都市型マフィアとして生まれてきた。ヌドランゲタも発生史が農地管理人と言われており、資源に乏しく貧困な地域状況から生まれた。1960年代にはカラブリアのコンビナートに食い込んで利益をあげた。誘拐マフィアとはこの組織を指す。

最近の新聞報道によると、現在のマフィア組織数は約600、構成メンバーは約25000人、その資金は約50兆リラ、選挙で動かせる票は200万票といわれる（赤旗外信部 93年12月）。竹山博英氏によると、麻薬の売上だけで45兆リラ、票は400万票であるから、相当な力を持つ事は間違いない<sup>4)</sup>。もちろん治安当局は全

く手をこまねいていたわけではない。1984年大量逮捕、87年には476人のマフィア大裁判が開かれた。ところがこの裁判では最高刑である終身刑を受けたが、後の裁判ではボスたちが次々と無罪になったのである。政治家から何らかの圧力があったことは容易に想像できる。

マフィアはもともと中央国家権力が弱かったイタリアにおいて、地方の治安維持と暴力的収奪を合わせ持つ地方権力的な側面を持っていたが、それが都市型マフィアへの転身、南部開発政策の資金への寄生との関連で、急速に国家権力との癒着を強めていった。だから政治家や捜査関係者の暗殺事件が目立つようになった。92年3月にサルボ・リーマ欧州議会議員（DCでアンドレオッちの側近）が暗殺された。彼はシチリアマフィアとDCとの仲介役だった。同年5月、多くのマフィアを逮捕した敏腕判事ファルコーネが高速道路上で5人の警官もろとも爆破された。彼の行動は極秘だったが、140キロで走る車を一瞬のうちに仕止めたのである。マフィアと政治家のつながりの極めつけは7回の首相経験をもつDCのアンドレオッちである。彼の容疑の1つは、1979年のジャーナリスト暗殺事件である。ご記憶の方もあると思うが、この前年に「赤い旅団」に誘拐・暗殺されたモロ元首相が、監禁中に秘密軍事組織「グラディオ」の存在を漏らし、その情報をこのジャーナリストが得たため、失權を恐れたアンドレオッちがマフィアに暗殺を依頼したという容疑である。もう一つは、1982年、同じく「グラディオ」の情報を入手したダラキエザ将軍（シチリアのマフィア対策責任者）の暗殺依頼をしたという容疑である。この疑惑は元マフィア最高幹部T.ブシェッタの証言によるものであるが、イタリア上院訴追審査委員会によると、アンドレオッちは逃亡中のマフィア最高幹部S.リーナとパレルモで会い、イタリア流の抱き合って頬をすり寄せる挨拶をしたという

（リーナの元運転手の証言）。

1994年になって、マフィアによるアンドレオッチ暗殺未遂事件が発覚した。失脚した同氏がマフィアにとって用済みになったからだと言われている。

#### （4）マフィアと南部

南部にいるとマフィアの話題に事欠かない。街の本屋にはマフィアの研究書が多い。反マフィアの雑誌も見かけた。日本のヤクザと違い、いかにもそれらしき格好をしているわけではないから、短期間の滞在者にとってその存在は身近にはわからない。近所の人に「この町には公園などが不足していますね」と言うと、「国からの補助金も政治家とマフィアが懐に入れてしまうから」という答。また別のは、「この街にはマフィアが3人いて、あくどい事をやっている」と言う。マフィアの存在は、計画的な都市政策を阻んでいる重要な要因である。ナポリ東洋大学の地理学の助手達と話した時に、「ナポリでは計画的で長期的な地域政策に基づいて、システム化を計るべきではないか」との問に対して「計画はたくさんあるが、マフィアのためにほとんど実行されない」という答は印象的であった。ナポリ駅の北側に、近代的に整備されている再開発地区がある。丹下健三氏によって設計されたものだが、この中の10階建ての建物の一部が下から上まで黒こげになっている。焼き討ちの理由は諸説あるが、カモッラの仕業だという事は間違いないさうである。民間企業の立地もマフィアがネックになっている。ある文献は、工場立地が南部で進まない理由として、第1に労働力の有効利用がなされていない事、第2に立地を阻む犯罪組織をあげている<sup>5)</sup>。実際、マフィアは大小を問わずTangento（ショバ代）を要求する。拒否すれば爆破される。ナポリの養鶏場で働いている日本人と知り合いになったが、この養鶏場の社長が要求を拒否したところ、数日後に爆破された。シチリア州政府の計

画局幹部は、「マフィアの真の狙いは、シチリアではありません。真の狙いはミラノであり、さらに以北の国々です」と述べ、マフィアの広域化の問題を指摘していた。

イタリアでなぜマフィアが暗躍できるのかという問題についてはイタリアの政治・経済・社会の構造に位置づけて分析する事が必要であると思われるが、ここでは竹山氏の整理に負う事にしよう。氏は次の5点にまとめている<sup>6)</sup>。第1は、南部の大量の失業者の存在である。南部の失業率は2割を超える。失業の概念が少し違うので日本との単純な比較は出来ないし<sup>7)</sup>、日本以上に地下経済の割合が高いので<sup>8)</sup>割引いて考える必要はあるが、若者の失業率は4割を超える。マフィアの予備軍はいくらでもいるのである。第2は弱体な国家権力である。弱体であるがゆえに、絶えず支持基盤を求めているのである。第3はマフィアを許す南部の風土的土壤である。マフィアは一方では住民にとって威嚇的存在だが、他方では公共事業のおこぼれを提供し、自治体に食い込んでコネを使って職の斡旋をしたり……。第4は自由の意味のはき違えである。既に述べたように南イタリアでは権利意識と自分勝手が微妙に織りなしている。自由という事を、自分の目的のためなら手段を選ばずという風土的土壤はあるかも知れない。第5は公共事業や麻薬による巨額の利益である。これは南部開発政策と密接に結びついた問題である。

#### （5）政権政党と南部

貧困な南部は左翼の基盤を連想させそうだが、実態は全く異なっている。これに関して民主的改革派の理論家であるC.Trigiliaが92年選挙の結果をふまえて興味ある事を述べている<sup>9)</sup>。

氏は当時の主要3党の得票動向について次のように言っている。DCは1972～92年に、72年を100とする、92年に中北部では67まで減少したのに対して、南部では95にとどまっ

ている。得票率も中北部では4分の1に落ち込んだのに対して、南部では4割近く得票率でありDCの南部化が進んだと言う。PSIは70年代にはほとんど伸びがないが、政権に参加し始めた80年代に急速に伸び、72年を100とすると92年に中北部の118に対して、南部では2倍近くに伸びた。そして80年代には南部の得票率が中北部を上回り、しかも92年総選挙では、中北部と南部の得票率がハサミ状にさえなってきた。それに対して共産党（PDSと共産主義再建党の合計）は、もともと南部に基盤をおいていないが、中北部、南部にかかわりなく平行して増減している。そして氏は、南部への公的介入は、それを遂行した政党に有利に作用し、特にDCは中北部での弱体化を南部で補い、PSIは政権に入ることによって南部化した。「このことは、公的介入と経済発展の関係を明らかにする際に考慮されるべき重要な現象を提起している」<sup>10)</sup>。

#### （6）イタリア政治の解体

周知のようにイタリアの政治的混乱は珍しいことではない。しかし1994年総選挙の結果は、既成のすべての政党の解体・分裂を伴っているだけに、単なる一時的混乱とみなすことはできない。つまり戦後の第一共和制の崩壊である。留学から帰った直後の前回総選挙はその前触れであった。既にイタリア共産党は解体し、主流派はPDS（左翼民主党）、左派はRC（共産主義再建党）を結成していた。

DCは得票率3割を切り、PSIも前回より減らし与党全体でも48.8%となって連立与党は過半数を割り込んだ。旧共産党系2党の合計も前回を下回り、ネオファシストのイタリア社会運動も横ばいとなった。この選挙でいわば1人勝ちしたのは、連邦制=南部切り捨てを正面に掲げた北部同盟であった。

総選挙後組閣されたアマート政権（社会党）は、汚職への対応に追わ

れて何もできないままで終わった。93年4月、元イタリア中央銀行総裁で非国会議員のチャンピ氏が首相に指名された。同年6月の中間地方選挙ではDC、PSIの凋落を決定づけ、北部同盟と左翼勢力が伸びた。地方選挙後、DCは党を解体し、人民党として再生することを明らかにした。94年1月22日創立大会を開き、中道路線をとることを確認した（右派は国家同盟を結成）。社会党は1993年12月に、非クラクシの改革路線を承認し、94年1月再建大会を開き、ディトゥルコ書記長の下で左派連合に合流し、3月の総選挙に臨むことになった（クラクシ派は社会連合を結成）。これに加えて、自由党、共和党、社会民主党も分裂し、DCを中心としたイタリア戦後体制は崩壊した。

#### (7) 右派政権の成立

1994年1月17日、上下院は解散し3月27日投票の総選挙に臨むことになった。

この直後、メディアの帝王と異名をとるベルルスコーニ氏が政界進出を公表し、自らがオーナーである3大民放テレビを使った戦略を駆使し、2月初めの世論調査では信頼度トップ（52%）の政治家に躍りでた。2月中旬には右派諸党の支持が左派連合を上回った。同月にはPDS、RCなど8党が政策協定に調印し、「進歩連合」を結成、つづいてベルルスコーニ氏の「・イタリア（がんばれイタリア）」、北部同盟などが右派連合を結成し「進歩連合」に対抗すると共に、ファシズムの流れを組むイタリア社会運動改め国民同盟との候補調整を確認した。こうして進歩連合、右派連合、中道派（人民党など）の3派で総選挙が争われる構図ができあがった。

総選挙の結果は、右派の大勝利、左派の停滞、旧政権の凋落を示した。下院では右派連合が630議席中366、左派連合が213、中道46、下院の比例区得票率は、右派42.9%（フォルツァ21%など）左派34.4%（PDS 20.4%など）、中道15.7%（人民

党11.1%など）となった。特に第3党になった国民同盟は13.5%を獲得し、ファシズムの流れを汲む政党が戦後ヨーロッパで始めて与党となつた。4月、ベルルスコーニ氏が首相に指名され、5月に国民同盟5人を含む新内閣が発足した。

政治不信をあらわにしていた近所の人々、のべ2週間居候をさせてもらった元社会党の市長のカルロ氏—彼はPSIに留まっているのだろうか？共産党が強すぎて国としての統一のなさを嘆いていた日本びいきの家主の娘リリア、ムッソリーニの時代は良かったと列車の中で述懐していたシチリアの老人、筆者にグラムシの議論をふっかけてきたコムニストの紳士（もっとも筆者の語学力では充分理解できなかったが）……こうしたイタリアの政治の激変を前に、彼らは今何を思っているだろうか。

#### VI. イタリア南部素描<sup>11)</sup>

イタリア語で南部をMezzogiornoと言う。真昼、正午という意味だ。南部とは、法律では南部8州と中部のほんの一部の地域が含まれている。イタリアの面積は日本の約8割で南部は国土の4割を占める。人口は2118万人で全国の37%を占めるが、人口増加数は南部が7割を占める。

自然条件は南部の方が悪い。山には緑が少なく禿山が多い。南部の平地は21%で土壤も北より悪い。夏期は雨が降らず農業生産力は低い。3月には猛烈な黄砂に襲われアフリカ近しの感をもった。北イタリアの人々は侮蔑の意味を込めて「ローマより南はアフリカ」だという。

南部の後進性の歴史的起源は、盛衰を繰り返す各王朝の支配と搾取によるものである。統一後も植民状態が継続し、南部対策を主張する人々は、いきなり北の国家保護産業との競争にさらされたため、南部の自生的に発展しつつあった産業化への道が閉ざされてしまったと主張した。公共支出によるインフラ整備は著し

く立ち遅れ、土地所有者も寄生地主化し産業投資に力を注がなかつた<sup>12)</sup>。さらに南部の社会的風土も急速な資本主義化に適応できなかつた。

20世紀初頭にも南部対策の試みが部分的にはあったが、南部政策が本格的に始まるのは1950年の南部開発公庫の設立以降である。当初は主に農業対策であったが、57年工業化地域法によって工業化を進めることになった。南部開発公庫による開発は典型的な外來型開発で、しかも開発の中心に座つたのが国家参加企業であった。小数の大規模なキー産業を軸にした開発地域と、それより小さな工業中心地を指定して、そこを拠点に波及効果を広げていこうとするものであった。

その結果、ナポリーカゼルターサレルノを結ぶ地域、バーリー・プリンディジーターラントを結ぶブーリア地域、カターニアーシラクーサを結ぶシチリア東海岸の3地域は南部の主要工業地帯を形成した。1950年代半ば～80年に2427の新規工業立地、30.5万人の雇用を創出した。サルデニャの工業化地域を含めた4地域への工業基盤投資は南部のそれの8割を超えた。しかし同時に、次のような問題点も指摘される。第1は指定地域が多すぎたことである。指定48地域は南部面積の5分の1、人口の6割を含んでいた。第2に指定地域と開発資金をめぐって地方政治に負の効果をもたらしてしまつた。カラブリアの開発計画は計画資金だけがマフィア組織に食い裂かれただけで終わった。第3に、より小さな工業中心地の開発は地場産業に依拠するはずだったが、このタイプの開発は極めて限定されたものにとどつた。第4に、立地した企業の73%は資本集約産業であり、雇用規模は相対的に小さかった。また企業の管理部門や技術部門は北部人で占められていた。第5に、政策決定権が地域外にあり、地元はそれに翻弄されてしまつた。南部問題研究者は、70年代後半に噴出した南部工業化の問題点はこ

うした従属的発展に原因があったと指摘している<sup>13)</sup>。南部開発公庫は84年にその役割を終え、86年に南部開発庁が設立され、南部開発も新たな段階に入った。「キリストはエボリにとどまりぬ」と言われたほどの貧困はなく、洞窟住居に住む小作人の姿もない。中北部を100とした場合の南部の家族の可処分所得は約66、消費水準は7割近い。南北の所得格差は60年代以降縮小傾向にあることは事実である。しかし古典的貧困が解消した訳ではない。政府が発表した「イタリアの貧困に関する第二次報告」によると、北部の貧困層9%に対して南部では26%に達している。

しかし現在も格差が存在している背景には、50年代と変わらぬ生産所得構造がある。51~88年に農業所得の割合は大きく減少したが、その減少分はサービスの増加となり工業所得は変化していない。その結果、36%の人口が24%の所得しか生まない構造となっている。しかも域際収支の赤字を補填すべき公的移転は個人の所得保障に向いている。これが南部の依存性を継続させ格差の固定化につながっているとC.Trigiliaは言う<sup>14)</sup>。1951~89年に南部に対するIntervento Straordinario（法に基づかない特別助成措置）の支出は1989年価格で185兆リラに上るが、その6~7割はハードなインフラ整備に支出され工業化インセンティブの支出は2~3割にすぎず、これが工業化の遅れと関連している。

社会サービスの質の面でもかなり悪い。乳児死亡率はドラスティックに減少したが、まだ高く、文盲率は中北部の4倍である。落第率も高い。犯罪の指標を見ると、重犯罪の頻度は南部で特に多い。

これは高い失業率と密接な関係がある。南部の労働力人口は801.7万人、労働力統計を基礎にした失業者は158.5万人で失業率は19.7%である。特に若者の失業は深刻である。

14~29才の失業率は4割以上である。もちろん、ヤミ労働がかなりの数に

上っていることを考慮する必要はあるが、それでもナポリの街を歩くと、失業の高さは実感できる。ナポリのあるカンパニーヤ州とシチリア州の2州で失業者の半数以上を占めており犯罪組織の温床になっていることがわかる。

## VII. おわりに

北イタリアとも異なる南イタリアについては、日本人に余り縁がないだけに書くべきことはまだある。爆竹を鳴らし、一斉に家具を外に放り投げる正月風景、独特の日常の政治活動……。

筆者が歩いた南部諸都市の様子ももっと書くべきであったろう。南部最大の工業拠点パーリ、イタリア最大の製鉄所のあるターラント、世界でもここだけのトゥルーリのあるアルベロベッロ、パロック様式の街レッチャ、オリーブとぶどう畑の続くサレント半島、洞窟住居のあるマテーラ、シチリアへの玄関レッジョ・ディ・カラブリア、住居が山にへばりつくよう建っている最貧困地帯の都市コセンザ、イタリア第4の都市パレルモ、ギリシャ神殿が美しいアグリジメント、シチリアの表玄関メッシーナ、スペイン風の町並みのサッサリ、年輩の婦人が黒い服をまとっているヌオーロ、典型的なリゾート都市ペスカーラ、丘の上にそびえ立つラクイラ、シェーンブルーン宮殿に匹敵するほどの宮殿をもつカゼルタ、13世紀の町並みの港湾都市サレルノ、ギリシャ神殿の残るペストゥム……。

留学報告としては長くなってしまった。地域経済研究の第1歩は現地に足をふみ入れることである。今回はその目的は果たしたと思うのである。

- 1) R.Nanetti,Growth and Territorial Policies,1988.64ページ。
- 2) 竹山博英『マフィア』1988年。D.Gambetta,La Mafia Siciliana,pp102~113.
- 3) レオナルド・シャーシ『真夏のふくろう』(竹山博英訳)は1960

年代のマフィアを描いた物語である。マフィアの企業化については、P.Arlacchi,La Mafia Imprenditrice,1983に詳しいが、同時に資本主義企業になりえないマフィア企業の脆弱な構造も描いている。

- 4) 竹山博英『マフィア戦争』1991年、248頁。
- 5) R.ボナヴォーリア編『イタリアの金融・経済とE C統合』(岡本義行他訳)1992年、66頁。
- 6) 竹山博英『シチリア 神々とマフィアの島』1985年、191~202頁。
- 7) イタリアの失業統計は、労働力統計が基礎なので基本的に日本と同じである。ただし、広義の失業は、就業意志のある主婦なども入るので、単純な比較は出来ない面がある。
- 8) イタリア中央統計局の調査によれば、地下経済の割合はGDPの2割程度である。長手喜典『イタリア経済再発見』1991年、53頁。
- 9) C.Trigilia, Sviluppo senza Autonomia,1992.
- 10) Trigilia,op.cit.,p.70.
- 11) この項の叙述は以下にもとづく。R.King,The Industrial Geography of Italy,1985.SVIMEZ,Rappoort 1991 sull'Economia del Mezzogiorno.長手、前掲書。Trigilia,op.cit.
- 12) 統一後のこうした議論のサーヴェイについては、S.Cafiero,La Questione Meridionale,1980.なお、この要約については、拙稿「地域経済学の課題」日本地域経済学会『地域経済学研究』第3号。
- 13) これについての論争は、a cura di C.Imbriani,Mezzogiorno e meridionalismo,1987. a cura di A.Giannola,L'economia e il Mezzogiorno, 1989.特に前者のA. Amendola,Mezzogiorno : il dibattito sull'industrializzazione,は日本の地域開発を考える上で比較できる議論をしている。
- 14) Trigilia,op.cit.p44.  
(たかはら かずたか  
所員 札幌学院大学)

# 経済学と人間



これはさる93年12月4日に開催された基礎経済科学研究所創立25周年の集いにおける水田洋先生の「経済学と人間」と題した記念講演の記録です。このなかで水田先生は論題に沿って経済学における女性の問題、労働全収権思想、A・スミスをめぐる人間の利己心とフェアプレイ原則、疎外と自主的な人間の形成、さらにマルクス（主義）の問題点などについて述べられました。

MIZUTA Hiroshi

水田 洋

## はじめに

「経済学と人間」というのが与えられたテーマですが、実は今から40年ほど前に、『経済評論』の1954年の4月号に「経済学の論理と人間の問題」という座談会があり、これがいろいろ物議をかもしました。共産党からお叱りがあり、大阪市大の方が大変怒ったという話を聞きました。そこでは、経済学の中に入間がどう入るべきかということ、自分の世界観とでもいいますか、研究者としての人間の問題ということが、どうもうまく整理されていなかったようです。この回顧的なことには深く立ち入りませんが、出席していた人の名前を挙げておきますと、故人が遊部久蔵、横山正彦、平瀬巳之吉、内田義彦、生き残ったのがぼくと平田清明と宮崎犀一です。

## 経済学に出てこない女性

「経済学と人間」という時に人間とは一体何か、という問題があります。もちろん経済学の中に人間は労働者として、資本家として出てきます。しかしほとんど全部が男性です。ぼくも近代的個人の解放ということをいろいろなところでいっていますが、それもよく考えてみるとだいたい男性です。ただし男性を人間と称して人間の解放を考えたその論理が、女性の解放に転用されているということはあります。ブルジョア革命の時にフランスで人権宣言を出しますが、そのhommeが男だということで、直後に女性の権利の宣言というのが出ています。しかし、だいたい男性がそれをつぶしてしまいます。

そういうことがありますから、経済学の中に人間が出てくる時には、それは必ず男性であり、女性は取り残される、あるいは抑圧されます。

女性の解放は男性の論理を逆用することによって成り立ちますが、これを組み替えるのがなかなか難しく、男中心にでき上がった社会科学の体系を、どこまで組み替えたら女性に適用できるのか、というのは意外にわからないことです。最近はフェミニズムが盛んですが、組み替える能力がまだ女性ではない、と言うと、わが家ではそれは男性による5000年の支配の結果であり、男性が悪い、となります。これも事実かもしれません。しかし事実としてこの問題は依然として残っていると思います。

経済学の中で女性を取り上げた例はいくつもあります。たとえば産業革命の時に不熟練労働者の例として女性を出していることもあります。それは男女対等ではありません。われわれは長い間、男性支配の社会で生きていますので——まさにこれがイデオロギーというものだと思います——、男女差別が当然だ、というのが不思議にしみ込んでいます。時々指摘されてあつと思いますが、これがなくなるのは大変なことだと思います。進歩的な顔をしている男性もあやしいものです。ぼくの体験がありますので、これはうそではないと思います。

たとえば、しばらく前の話で直接に聞いたわけではありませんが、名古屋の交通関係の組合が、女性が職場に来るなんてとんでもない、というわけです。しかし女性は地下鉄の運転もできます。やらせてみないのがいけないです。そのように、当然なことを初めからとんでもない、当然ではないと考えるのがイデオロギーです。実際にわれわれの体全体にしみとおっているという感じがします。

## 労働全収権の思想

もともと経済学は人間の解放の学問として出発しました。封建社会が解体して、ルネサンスや宗教改革で人間の解放、つまり独立・自由・平等な人間がいろいろな形で出てきます。ところがルネサンス、宗教改革、それよりしばらく後まで、そこで出てくる自由平等な人間が、ど

うやって生きていくかという問題が抜けています。信仰は個人の内面の問題で、誰も侵すことはできないということは言います。人間は自分が生きるために、全力を擧げる——これは利己心ということですが——、これは当然のことだというのあります。それではそういう人間がどうやって生きていくのか、あるいは、それぞれ自分の目的を追求している人間がどうやってお互いに社会をつくっていくのかという問題になりますと、これは経済学が入らなければ解明できません。したがって近代的な人間の解放に具体性を与えるのが、経済学だと考えていいのではないかと思います。

その場合に最初に出てくるのは、独立小生産者——自分の道具で生産している人間ですが——という言葉をよく使いますが、そういう人間を典型として考えます。独立生産者だけの社会というのはフィクションですが、まずそういう人間を考えると、そこから出てくるのは自分の労働で生産したものは自分のものだ、労働全収権という考え方です。それが近代の初めに出てきます。ジョン・ロックを考えれば一番いいと思いますが、彼の『統治論』がイギリス革命のしばらく後、1688年ぐらいに出ていますが、そこで労働収益権は定式化されます。労働投下によって発生した所有権、労働収益権が、近代的個人が自分の労働で生きていくという立場を表すものとして、イギリスのブルジョア革命の産物として出てきたといってよいでしょう。

しかし、経済学史の中ではロックの考え方よりもペティの投下労働量による価値の決定ということが、少なくとも今まで重視されてきました。これはマルクスの『剩余価値学説史』——あれは学説史ではありませんが——の中でペティが高く評価されたためで、その系統の経済学史の研究者たちはロックよりもペティの方が上だと言ってきました。しかし、ペティがやったことは、アイルランドの原住民の土地を奪い取るための1つの計算方法にすぎず、自分も土地をたくさん巻き上げました。ですから、もともといわゆる労働価値論は、他人の労働を搾取する理論といったら言いすぎになるかもしれません。

せんが、他人の労働を搾取している状態についての理論といった方がいいでしょう。

それに対して労働全収権論というのは、自分の労働の成果を守ろうという思想です。しかし、これでは資本主義社会の分析のトゥール〔道具〕はできません。ですからこれは資本主義社会からの、あるいはその前の封建社会からの人間の解放の思想のよりどころにはなったでしょうが、分析のトゥールとしては、労働価値論あるいは剩余価値論の方がすぐれているという結果になったと思います。

ただ残念なことに、今までの経済学史の研究では——特にマルクス主義の影響の強い領域では——、労働全収権論というのは意味がないものだと、要するにチ・ブル的だとして退けられてきました。その弊害はかなり大きいと思います。

繰り返して言いますように『剩余価値に関する諸理論』〔『剩余価値学説史』〕というのは、歴史的な著作ではありません。あれはマルクスのメモであり、自分の理論を作り上げるために書いたもの、自分の理論を歴史的に証明しようとして書いたものです。そう考えれば、マルクスの体系を全体として見る時に、『剩余価値に関する諸理論』は一昔前と比べるとかなり変わった位置づけになるのではないかと思います。

## スミスにおける人間の利己心

経済学のその後の発展は労働全収権、あるいは人間の利己心問題を中心としていきます。そこで出てくるのは、1つは自分の労働で生産した商品が社会の中でどう流通して、どう交換され、自分の生活にどう帰ってくるかという問題です。もう1つは、そういう利己心を持った人間が自由に活動して、社会がどうやって構成され、維持されるかという問題です。この2つが経済学によって統一されると言つたらいいのではないかと思います。

利己心問題というのは、ルネサンス以来いろいろな形で出てきます。1733年から34年にかけ

てウォルテールが『イギリスだより』という本を書きます。33年に英語で出して、34年にフランス語で『哲学書簡』というタイトルにして、その付録にパスカル評注というのをつけます。その中でウォルテールは、パスカルが当然のことですが、利己心がいけない、人間のおとりだ、というのに対して、なぜ利己心がいけないんだ、自分の利己心によって何かしようしたら、他人の利己心も尊重しなければならない、それで社会が維持される、といっています。しかし、ウォルテールにはそれ以上の理論はありません。

自分の利己心と他人の利己心を互いに尊重しなければならない、ということを具体的に証明したのがアダム・スミスの『国富論』だと思います。その前にルソーなども一所懸命解決しようとっています。ルソーの場合には、人間は確かに利己心というのを持っているけれども、同情も持っていて、バランスがとれている。そのバランスをうまくとるのは井戸端会議をやっているおかみさんたちで、インテリはだめだ——これはぼくが勝手にいっていることですが——、要するに民衆の中には、利己心と他人に対する同情のバランスをとる要素があると片づけていますが、これでは社会の問題は解けません。各個人の心構えの問題になってしまいます。そこでルソーが考えたのが一般意志というものです。これは政治学の領域に入りますので、ここでは触れません。そこで残された問題をスミスがとりあげるわけです。

スミスは道徳哲学の教授で、最初に書いたのが『道徳感情論』ですが、『道徳感情論』を彼は生涯のさいごに増補して2巻にします。ですから『道徳感情論』の初版が1759年に出て、それから『国富論』が1776年に出て、5回版を重ねますが、その後に『道徳感情論』を増補して出しています。これはただ書誌学的な観点でいっているのではなくて、スミスにとって道徳哲学が全体の体系であって、『国富論』というのはその中に含まれるのだということを言いたいために、そういう書誌的なデータをいったわけです。

その『道徳感情論』の中で、スミスがいって

いることを簡単に言いますと、次のようになります。

人間が利己的であることは当然だと認めます。書き出しへは「人間がいかに利己的であろうとも他人の同感を求めている」となっています。それはどういうことかと言いますと、人間がそれぞれ自分の利益を追求しているが、その利益の追求、自由競争は、他人が同感してくれるよう、フェアプレイで行われなければならないということです。それは、利己心を発動させる場合に、自分がやることは他人にも許さなければならない。そこで人を突き飛ばしたりするのはルール違反だと、そういうことをやっていると人間は社会から仲間はずれにされてしまう。

だから、すべての人間が利己的であるということは認めていい、けれどもすべての人間は平等に利己的である権利があるはずだ、とスミスは何回も繰り返していっています。あなたが自分の利益を追求することは当然だ、しかしあなたは他の人もそうであることを忘れてはいけない。だから第三者の目から見ればそれはみんな同じだということです。こうして、スミスの利己心のなかには平等という条件が必ず含まれています。そういう平等な条件のもとで自由競争が行われるならば、つまり取引が1日に何十回と行われるならば、あいつは詐欺をするということが広まると仲間はずれにされ、契約が成り立たなくなる。それに対して一生に1度ぐらいしか取引をしない場合には、1度ぐらいだましても略奪しても、もうけは残る。こういうことで、取引が一般化すること、つまり商品流通が一般化することによって新しいモラルができる。だから、道徳哲学の問題を彼は、道徳の方から下りてゆくよりも、むしろ経済の発展の中から新しいモラルが出てくると考えたのです。この新しい経済社会というのは、スミスがいっている商業社会、あるいは文明社会という状態に該当します。

## 「市民社会」の意味

ちょっと脱線しますが、日本では「市民社会」という言葉がよく使われたために、ずいぶん混乱しています。

「市民社会」という言葉はcivil societyとして使われている場合があります。これは完全に中立的というか、つまり私有財産がある社会、私有財産があるために政府がある社会、もう少し言い方を変えるならば、市民法としてのローマ法が適用される社会ということになりますが、これは必ずしも歴史的に特定される段階とはいえない、歴史的にかなり広い範囲を含みます。

ところが面倒なことに、この言葉がヘーゲルとマルクスによって、非常に限定された意味で、ブルジョア社会という言葉に非常に近い意味で使われました。そのブルジョア社会が日本人にとっては、日本にない社会ですから、憧れ的になりました。これはたぶん大塚金之助あたりから、高島善哉、それからぼくですが、そこでちょっと待ってくれ、これはおかしいではないかということになりました。その点については詳しくやるときりがありませんから、ここでやめますが、スミスが言っているコマーシャルソサエテ、商業社会、あるいは文明社会は、この市民社会概念で言えば、ヘーゲル、マルクスの用語にやや近いが、ただスミスにはマイナス面はほとんど自覚されていないので、全面肯定といつていいくでしょう。

そして、もう1つ市民社会概念に混乱が加わったのは、グラムシです。グラムシ自身はローマ法の伝統を受け継いでいるだけだろうと思います。ぼくにはグラムシについて言うだけの蓄積がありませんが、アレクサンドル・ジュリアーニというイタリア人が18世紀の終わり、フランス革命の直後に「市民社会の必然的な没落」という小さな論文を書いています。それを見ると市民社会というのは、グラムシ的な意味というか、政治権力と離れた、といいましょうか、それはドイツでいうと国家と社会の対立概念といわれた時の社会の概念に当たるだろうと思います。脱線しそぎましたが、これはスミスの著書

で商業社会あるいは文明社会という言葉が使われるのことへの、注みたいなことです。

## 自由放任と介入

スミスはそのようにして人間が自分の利益を追求していく、そしてそれを平等の原則にしたがって、フェアプレイの自由競争でやるべきだといっていますが、それまでに存在していた特権をどういうふうに考えていたかについては、どうもあいまいです。

スミスは自由放任ではなくて、政治権力の介入を許しているという意見もありますが、それをスミスがはっきりいっているとは思えません。特権の1番大きいものは植民地支配、アメリカ支配です。そのようなフェアプレイ原則に反する特権を政治権力がコントロールしてフェアプレイの状態に直さなければいけませんが、スミスがそれをどうするかという前に、アメリカの独立がそれを解決してしまいます。スミスはアメリカの植民地に対する独占が不当だということは繰り返していますが、それはアメリカの立場からいっているというよりも、むしろ植民地の独占がイギリス経済の自然な発展、富裕の自然的進歩を妨げるという、イギリスの国民経済の立場からいっています。結局、アメリカの独立——これはアメリカの暴力革命ですが——によってこの問題が解決されることになります。もしこれを現代で考えるならば——スミスはそのようなことをいっていませんが——、彼の意図は独占禁止法、あるいは最大の独占財としての土地の国有化ではないかと思います。ガルブレイスはスミスの弱点として、彼は組織の力ということがわからなかった、と指摘しました。これは無理もありませんが、組織の力というのは要するに自由競争の結果独占ができ上がることに関して、スミスが十分な認識がなかつたということです。それをどうやって処理するかというと、やはり政治権力の介入、つまり独占禁止法や土地の国有化が当然出てきます。そのような政治権力の介入が可能になるには、ど

ういう条件が必要かという議論になると、それはまた経済学の範囲を超えると思いますが、政治権力の民主化にならざるをえません。

スミスから現代に飛びすぎましたが、スミスはすべての人間は利己的であるが、利己的であるからお互いに同感しあう、フェアプレイの原則がある限り、お互いの利己心を認め合うことができると言いました。そして、それから逸脱した場合に関しては、今述べましたように、現実にはアメリカの独立がそれを解決しますが、もう1回彼の理論を構成し直してみると、政治権力が介入してフェアプレイを維持しなければならない、ということになります。

## スミスにおける自主的な人間

スミスが分業による生産力の上昇を強調していることは有名ですが、それは、『国富論』の最初のことで、後の第五篇では分業が労働者を、人間として可能な限り愚かにするといっています。それが疎外論の萌芽という説もあります。そこでとくに労働者の子どもの教育の必要を説きます。

教育については、脱線ですが、次のようなこともあります。オックスフォードの大学の教授はここ数年、講義のまねをすることさえやめてしまっている。それは、彼らは生活を月給で保証されているからだ。だから、大学の学問水準を上げるために、固定給をやめてしまつて、受講生が直接に教師に授業料を払うようにすれば、良い講義をして収入が増える、といっています。しかし、今の日本の大学でそのようなことをすれば、ぼくは干上がってしまうと思います。

分業の弊害についての対策として、もう1つ彼は軍事教練の必要をいっています。とんでもないやつだということになるかもしれません、軍事教練で彼が表現しようとしたことは、今から50年前に日本の学生を戦場に追い出したあの軍事教練ではなくて、自主的に独立して人間として判断のできる状態をつくりだすために必要

だといっているのです。

これは恐らく、ストア哲学の影響だと思っています。ストアの哲学は、禁欲主義とか隠遁とかいわれていますが、実際には古代ローマのストアはキケロにしろ、セネカにしろ政治家としてかなり際どいことをやった人たちです。簡単な例を挙げますと、キケロはカエサル暗殺の時に直接は加担しませんが、その後始末の混乱の中で、最後は権力者に見捨てられて殺されます。セネカは暴君ネロの家庭教師ですが、ネロに自殺を迫られて自殺します。乱世の中で生き抜く人間、それをスミスは軍事教練で表現していたようです。ここにもスミスが考えた人間類型があります。

先程、女性について述べましたが、スミスは女性の賃金について、男性の半分でいいといっています。男性が女性の倍もらっていいのは、男性は家族を維持しなければならないという理由からです。その家族の中に妻が入っているのか、子どもだけなのかはわかりませんが、子どもを引くと男女は賃金が同じでいいことになります。少なくともその程度の意識はあったようです。

そのようにしてスミスは資本主義社会のなかで、特に労働者が人間として限りなく愚かになり、それを救うためには教育が必要であり、また全体として資本主義社会の中では、分業が社会全体に広まり人間が専門化して、専門ばかりになる、それを救うためには軍事教練、martial spirit [軍事的精神] が必要だといっています。ここでいう軍事精神は古代ローマの活動の人間、自主的な判断のできる人間、乱世の中で生き抜く人間ですが、そういうものがスミスの『国富論』の中に出ています。

### スミスの疎外論

そのほかに『国富論』の中には地主や資本家などのいろいろな人間類型が出てきますが、それはすでによく知られていることですから、ここでは第五篇の問題、疎外の問題と自主的な人

間の形成をスミスがいっていることに絞りました。これはずっとさかのぼっていくと、マキャウェリが君主が生きるために宗教や道徳にかまつていられないといって、古い、いろいろな仕組みを否定したあとで、それでは積極的にどうしたらいいかということについて具体化して、経済社会の中で考えるところなるというのが、スミスの理論の意味だと思います。

このスミスの理論の中に、普通では投下労働量による価値の決定と支配労働量による価値の決定があり、前者が科学的で後者が非科学的といわれますが、スミスの中ではこの2つが並んでいることに意味があり、だから搾取の問題が出てくる可能性があるわけです。2つ並んでいることに意味があると最初に指摘したのは、内田義彦ではなかったかと思います。その後、リカード学派が投下労働量の方を純化していくますが、それは先程申し上げたような労働収益権の理論ほどには人間解放の理論につながりません。これはペティの場合もそうです。そういう意味でいわゆる労働価値論は経済構造の説明には役立ちますが、そこから人間を解放する理論、思想にはなりません。その後は、労働収益権の思想を継ぐものが、マルクスの場合には疎外論という形で出てきます。

### マルクスの疎外論

今度はマルクスの疎外論です。マルクスは疎外がいちばん極端なプロレタリアートに自己解放の意欲と能力が一番あると考えました。ところが一番資本主義が進んでいるイギリスでは、どうもプロレタリアートは立ち上がりそうもない。そして最後には、とうとうイギリスのプロレタリアートは植民地支配のおこぼれで買収されているという労働貴族論が出てきます。

マルクスが最終的に期待したのは、ドイツのプロレタリアートです。しかもマルクスはドイツのプロレタリアートは哲学を持っているといって、大変大きな期待をしています。ところが、これは良知力君がいろいろな例を挙げているよ

うに、やはりマルクスの思い込みが非常に強いです。

たとえば1848年にウィーンに革命が起ります。そこにマルクス博士がやって来て、ウィーンの労働者にアジ演説をやりますが、そのウィーンの労働者はプロレタリアートではなくて親方職人です。ですから、マルクスの話とまったくずれてしまって、煽動効果はありませんでした。そのウィーンのプロレタリアート、親方職人の位置については良知君の『向う岸からの世界史』（未来社、1978年）、『青きドナウの亂痴氣』（平凡社、1985年）が明らかにしていますから、これ以上触れませんが、要するにマルクスという人は、プロレタリアートに対する思い入れが大変強くて、実際のプロレタリアートはマルクスが考えていたのとは、かなり違っていました。

それから先の長期的な展望というと、このプロレタリアートはイギリスの労働者が労働貴族になったのと同じように、抱え込まれてしまう。確かに絶望的な貧困のなかにあって、暴動を起こしたということはありますが、しかし長期的には抱え込まれてしまいます。それはどういうことかと言いますと、やはり資本主義の方がずるがしこいというか、利口でした。

つまり資本主義体制を維持するためには、多少の妥協はやむをえないということです。1872年のドイツの帝国統一とほとんど同時に、ドイツ社会政策学会ができて、資本主義を維持するためには多少の妥協はしなさいということで、ビスマルクのようなウンカーの意見と一致しました。国家が介入して資本家から取り上げたものを労働者に社会保険で分けて、労働者をなだめるという発想が、それからイギリスにわたって、やがて福祉国家制度を生みます。その福祉国家制度によって、プロレタリアートはからめ捕られてしまう。だから福祉国家は社会主義を買取ったと言えます。そういうことで、プロレタリアートは解放の中心的な動力としての意味をだんだん失っていきます。もちろんそのことは、第1次大戦でロシア革命が起こって、それに勇気づけられたマルクス主義の運動が世界的に広がっていくことと矛盾しませんが、長期

的に見ればからめ捕られてしまうと言えます。それは同時に大衆社会、大衆デモクラシーの進行と一致しています。

## 価値観の多様化

経済学の領域で言いますと、限界革命が1870年代です。ですから1870年代初頭はいろいろな事件が起こっていますが、だいたい同じ性格を持っています。

限界革命では主観的価値論が出てきます。同時に哲学では新カント派が出てきます。新カント派哲学のなかには2つの流れがあります。1つは価値観の多様化を考えるハイデルベルク学派です。もう1つは、カントが考えた人格の共同体は資本主義社会ではできない、社会主義に期待するしかないというマールブルク学派の新カント派社会主義です。これは実は戦前の日本にも輸入され、さんざん正統派マルクス主義にブチ・ブル的だとたたかれました。それが正しかったかどうか、ということはまた別の問題です。

このようにして1870年代には一方で労働運動を抱き込むという資本の動きが始まり、他方では資本主義とそれを支える行政・教育機構の整備によって増加した新中間層とでも言える人々にとって、価値観の多様化が生活の中で感じられるような状態になっていました。

同時に資本主義に対する幻滅を感じた人たちが、カントの人格の共同体を社会主義に期待していました。また、資本主義社会の中では十分な芸術活動ができないという、芸術家の挫折感が彼らをアナキズムの方に押しやっています。それは有名な例で言いますと詩人の王と言われたマラルメがフランスのアナキズムの有力な支持者——雑誌の購読者であったということですが——がありました。価値観の多様化から来る芸術至上主義みたいなものを、資本主義社会が受け入れない、その資本の抑圧から芸術的な価値を解放するためにはどうしたらいいのか、という人間解放の動きがアナキズムです。

ですから一方では労働運動が資本によって抱き込まれていき、やがて福祉国家の方に行く。他方では今述べましたように芸術家の芸術的な価値を守るために、資本主義から脱却しようとする動きがありました。これは矛盾したような形ですが、実際にはむしろ労働者の方が抱き込まれていって、インテリの方が飛び出そうしていました。これ以後、社会主义運動のなかで社会主义運動は労働者のものなのか、インテリのものなのかという論争がずっと続きます。特にこれが激しかったのは、ドイツ社会民主党だと思います。フランスの場合には高等師範からでた社会主义者が生糸の労働者からたたかれます。このようにして資本主義社会の中での階級分裂は、解放の仕方というか、社会主义運動の中での分裂に投影されていきます。そういう形で第1次大戦を迎えます。

### ブルジョア道徳とフェアプレイ原則

レーニンは1899年の『ロシアにおける資本主義の発達』の中でロシアは十分に発達したのでマルクス主義は適用可能だといいました。それから3年たって1902年に『何をなすべきか』を書きます。これは今までいわゆる「外部注入説」つまり社会主義運動の前衛党による指導が必要だということで知られていました。それは間違いではありませんが、その中に前衛党的秘密結社的組織は議会があるところでは必要ではなく、ツァーリズムの狂暴な弾圧のもとで必要になる、と述べています。ですから、レーニンはロシアの後進性を最初の論文を除いて一貫して認めていた事実があります。そして革命が起こったら、それがますます深刻になっていき、さしあたってはブルジョア道徳の質の良いものだけでいい、と最後にはいいます。

それはどういうことかと言いますと、ロシアには近代的個人が成り立っていない。たとえば、金銭勘定をきちんとしろとブルジョアが言った時には、当然にロシアの労働者はそれをあざ笑うことができた。しかし、今やブルジョアが逃

亡してしまって、労働者が工場を管理しなければならなくなったら、個人責任が一番大事だ。こういう人間がロシアにはできていないことをレーニンは死ぬ時になって痛感しました。それがずっと残って、今のエリツィンのもとでの闇とコネの社会になると思います。

最初に述べたように、経済学は近代社会のなかで個々の人間が自分の要求を、フェアプレイ原則のなかで貫きながら、社会の仕組みがどうやって成り立つか、という問題に対する答だったと思います。スミスの場合にはあまりに簡単な答でした。スミスが見ている資本主義社会のゆがみ、イギリスの資本主義社会のゆがみは、アメリカの独立が軌道修正してくれた格好になっています。ですから、スミスは積極的に国家干渉までいっていませんが、それをアメリカという外圧なしに考えるとすれば、フェアプレイ原則を維持するために、どうしても政治権力の介入が必要になってくる。

### 社会的弱者の問題

それから、資本主義社会の中で出てくる社会的な弱者、それは最初はプロレタリアートと表現されていましたが、彼らは抱き込まれてしまいました。そうすると、次の問題の1つは、現在の日本で、それ以外の社会的な弱者をフェアプレイの原則の中にはめ込むにはどうしたらいいかという問題です。これはいろいろな対策が出ていますが、社会主义がだめになったから、ハイエクやフリードマンというのでは問題すら出てこない感じがします。

今の社会での人間の問題について経済学が、——経済学が、とはあまり言いたくないのですが、つまり、経済学は社会科学の中の一部分ですから、先程から述べていますように近代社会の基本的な問題を何とかしてとらまえようとしていますが、経済学という1つの枠では処理できないので、社会科学と言いたいですが——この問題は資本主義社会の発達の結果出てきたいろいろなマイナスをどうやって調整していくか

ということです。

## 生産力主義と計画の問題

もう1つは、今までの経済学は多かれ少なかれ生産力主義です。生産が豊かになれば、それが波及して個々の人間の生活は豊かになるだろう。そこに分配の不平等が起こるとしても、その不平等を何らかの形で修正すればいいだろうと考えてきました。それはたとえばドイツの社会政策学会が、社会保険の形で資本家からとつて、それを労働者に配分する形で——租税社会主義と言いますか——処理できるだろうという考えです。

しかし、そのような配分の修正だけでは片づかない、生産そのものがマイナスの効果を生み出すところまで来てしまいました。

マルクスの経済の考え方の中には、恐慌を引き起こすような資本主義の矛盾を、計画によって修正できるという意見もあったと思いますが、今はそういう問題ではなくて、そういう修正はしてもしなくとも、自然と人間との物質代謝のバランスが崩れているところまで来ています。マルクスは物質代謝のバランスを知っています。マルクスはドイツのロマン主義の哲学を多かれ少なかれ受け継いでいますから、人間と自然との一体性についても言っています。しかしここまで問題が深刻になると考えていませんでした。マルクスも含めて経済学の持っている生産力主義のツケが今来ています。

これをどうやってコントロールするかを考えると、もう1度計画経済を考え直す時期だらうと思います。

これは人間の欲望をコントロールするしかありません。今まで計画といえば、生産の無駄を省く程度でした。それが全国的な規模で行われて、うまくいかなかったのがソビエトの場合です。しかし、ねらいが違っています。つまり生産をコントロールするよりも、欲望をコントロールする方が重要になってきました。そうすると、経済学がこれから現実を分析し、コ

ントロールする場合には生産をコントロールすると同時に、欲望をコントロールすることになります。

## 政治権力の民主化

計画がそこまでおよぶとすれば、それを担当する政治権力が必要になりますが、この政治権力が民主的でなければ何の意味もありません。また利用されてしまいます。そうすると最終的な問題は、権力の民主的な運営、コントロールに帰着します。これは民主主義の基本問題であり、今さらあらためて言うまでもないことですが、今のように一方で生産力主義のツケが来ていることと、社会的弱者をどうするかということが問題になっていることとの2つから言って、結局政治権力の民主化が必要です。

だた、民主主義と言う時に、「民主主義とは多数決のことだ」と言っている、小沢一郎という人がいますが、あれはどこかで民主主義をまちがって教えられてきたので、民主主義は多数決ではなくて多数参加です。多数決は最後の段階で使うものであり、全員が参加しなければなりません。ところが、全員参加の民主主義はこのような巨大社会では不可能です。そうすると——これは政治学の問題かもしれません——、その間の調整をどうするか、となります。ですから、政治改革の問題にぶつかるわけです。小選挙区制による少数意見の圧殺を何とか阻止しなければならないという結論になります——「経済学と人間」からはだいぶはずれてしましましたが——。

## 民主主義理論としてのマルクス主義

「マルクスにおける生けるものと死せるもの」というシンポジウムを社会思想史学会がやりました。そこでは、マルクスが晩年に民族学の本を読んでいたから、彼は古い共同体を志向したのではないかなど、いろいろな問題が出ました

が、それでは自分にとってのマルクス主義というのを少しも出てきません。

つまり客観的にマルクスがどういっているかについて研究するのは確かに大事ですが、自分にとってマルクス主義が生きているか、死んでいるかという問題は当然あると思います。そこでぼく自身はどうかと考えてみると、ぼくの世代だけでなくもう少し前の世代にとっても、マルクス主義は日本の天皇制を含む封建性を批判するための1番有力な武器ではなかったかと思います。そういう意味で言えば、マルクス主義の理論はまず何よりも労働者の解放、疎外論も含めて、民主主義の理論であったと思います。

ここにいらっしゃる方は当然と考えていると思いますが、今社会主義が古くなった、マルクス主義が古くなったとか言いますが、今こそ1番大事な時ではないでしょうか。先程述べたような意味での欲望・生産の計画化、大衆社会のなかでの人間の埋没を考える際にも依然としてマルクス主義は有効だと思っています。

### マルクス主義における正統派病

ただし、今までのマルクス主義には正統派病があります——そもそも思想に正統も異端もありませんが——、そういう考え方はどうして出てきたかと言いますと、やはりもとはスター

リンではないかという気がしますが、マルクスにもそういうところがあります。マルクスには愛すべきところもありますが、つき合ったら執念深くて嫌な奴だっただろうという説もあります。また彼は、論敵から吸い取ってしまってから、めちゃくちゃにやっつけるわけです。ですからプルードンやミルはマルクスを通じてみると、まったく可哀想みたいですが、マルクスはしっかりと吸い取っています。ここにはやはり個人崇拜の根があるでしょう。

正統派病に関して、もう1つは学問・思想の問題と政治闘争問題が絡んでの対処の仕方の問題があります。これは大変難しいと思います。ぼくはいろいろなことを自由に言いますが、そうするとそれは政治的にまずいといわれることがあります。これが難しいのは、いろいろな社会的な闘争の場合、闘争の方法として一糸乱れぬ戦闘体制が必要になる場合がありますが、その戦闘体制が思想の領域に入ってきて、個人の思想の自由を侵すという問題が依然としてあるからです。もともと科学というのは未知の領域に——それが歴史であっても——わけいるものですから、何がでてくるかわからない。それについては、科学者自身が責任を負うしかないのです。運動のなかでみれば、民主（自由）と集中の対立は、社会科学者の人間の問題として永久に残っていくと思います。

（みずた ひろし 名古屋大学名誉教授）

## 書評

森岡孝二編著

### 『現代日本の企業と社会』

法律文化社, 1994年。税込2575円

#### I

最近、「企業社会」に関する書物や雑誌などの記事が数多く見受けられるのに気づく。わが国における、異常ともいえる過労死や長時間過労働、サービス残業や低賃金問題など、そこでは主として労働問題が取り上げられてきた。しかし、その取り上げ方は様々である。そこでこの問題を、どのような視点で取り上げるか、このことが今求められているのである。本書を紹介するのもこの点にある。

本書は、1990年代における「政治の変革や社会システムの変革」について語られるようになった「歴史的背景」として、(1)保守主義の潮流の凋落、(2)地球環境問題に対する関心の高まり、(3)社会主義体制の崩壊劇、(4)企業中心の社会システムを変革しようという気運の高まりを挙げ、「本書の課題」は第1から第3の側面を歴史的背景としてふまえながら、直接には第4の側面に照明显を当てて、「企業という労働生活の場から企業の外の家族生活・地域生活にまで視野を広げる」ことによって、いちじるしく「企業中心的な現代日本の労働と生活のシステム」を考察し、「労働する諸個人が、社会生活の全体として自由と幸福を享受するシステム」を展望することにある、としている(はしがき)。

本書の特徴は、このように(1)「企業の外の家族生活・地域生活」にまで視野を広げて展開されていること、

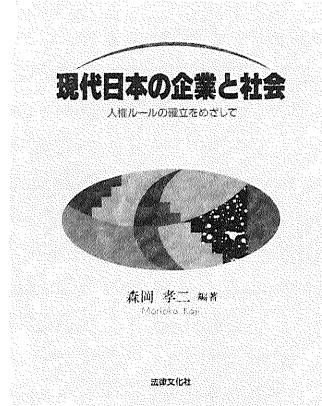
(2)企業中心社会の変革の展望として「男性も女性も自立した生活者として職場生活・家庭生活、地域生活のそれぞれのレベルで社会参加のできるシステム」でなければならないとしていること、(3)本書は「編者を除く全ての執筆者が現に労働者であるか、あるいは長く労働者として企業や労働組合で働いた経験を有している」、すなわち基礎経済科学研究所とそれが設置する夜間通信研究科に所属し、働きつつ研究して経済学の専門的論文を書いてきた(はしがき)ということにある。

さらに付言すれば、本書の類書と異なる大いなる特徴は、単なる理論書ではなく自己の労働体験からくる研究の視点にある。すなわち、(4)企業の経営・労働の解明にあたり詳細な実態の記述と分析、そこから「企業中心社会システム」からの「変革」を求めていていること、(5)「人権ルールの確立」という副題にみられるように「1人1人の人間が個人として尊重され、生命・自由・幸福を主体的に追求する権利の保障されるシステム」を前提にして本書がまとめられていること、にあるといえよう。

#### II

本書の特徴の1つは、企業中心社会の実態を明確に描き出しているところにある。すなわち、次のようにまとめられている。

(1)就業構造・雇用形態・終身雇用制、「残業手当を請求できない労働者づくり」・労働者派遣など法律や



行政、経済・産業の構造、企業の労務管理・政策などの実態を通して把握していること。このことは、それらの変化による影響やそのもとでの実態を解明するのに有効な方法であること。とりわけ労働の実態の解明には、その背景を明確にするということは、そのような実態が創り出されてきた原因を明らかにする上で重要なプロセスであること。

(2)現場の労働の実態が統計や調査、自己の体験などをもとにして解明されていること。そこでは、不安定就業層の増大と就社意識・生きがい意識(2章)、事業部制と子会社の推進による合理化、退職不補充、採用抑制、子会社への出向などによる要員削減(4章)、そして殺人的な長時間労働、ノルマ競争とサービス残業、休みなし労働、そして過労死(5章)、残業は減らず残業手当だけが減る「残業3割削減運動」、「派遣スタッフ」という名のパートタイマーの増大、そして少数精鋭による「高生産性内勤体制」(6章)などが明らかにされている。

すなわち、人権とはなにか。本書では、労働者の諸権利以外にも、「電話によるコミュニケーションの権利」を基本的人権の1つとしてとらえる見地や(4章)や、事実上無権利の状態におかれたまま供給されている外国人労働者の権利(8章)、「住宅は人権」(9章)などが披露

され、展開されている。

では、なぜ、いま、人権を問題にするのか。「日本では、近代社会に当然のこの人権は、過労死問題や単身赴任問題に象徴されるように、企業の内部はもちろん企業の外でも企業中心の価値体系や生活規範が押しつけられることによって、あまりにも軽んじられている」(はしがき)からである。そしてそれは「労働者が過労死するまで働くされることや、労働者が職場で人間的な扱いを受けていないことを、日本が資本主義で世界の経済成長のトップを走ってきた国であるがゆえの宿命であるとは考えてはならない」(2章)のである。ここに「人権ルールの確立をめざして」という本書の副題の持つ意味が光ってくるのである。

### III

最後の若干の私見を述べておきたい。それは、企業中心社会に対する実態・分析・展望を述べるとき、どうしても避けられないものとして、労働組合のそれに対する取り組みや労働運動の方向などについてである。なぜなら、企業中心社会のもたらす様々な状況は、そのような状態が発生する事態を阻止する力が働かなかっただことによるものであり、そして企業におけるその反発・阻止の中心となるものは、今までなくそこで動いている労働者や家族によって組織化され法的に保障されているはずの労働組合の存在であると考えられるからである。確かに「こうした動きを封じ込め、さらには労働者を企業に統合する特殊な労資関係の確立とそれを前提とする『単一のコミュ

ニティ』が必要不可欠」として「企業内のバックアップシステム」(人事考課システム、企業別労働組合、企業内労働市場)の存在についても詳細に分析されている。しかし、本書全体を通じて、なぜ労働者・労働組合がこれらの問題の解決に対して消極的なのか、労働者・労働組合の問題については、あまり語られていないようだ。わが国におけるいわば「ノン・ユニオン」ともいえる状況に対して、解説を加えるならば、本書における「人権ルールの確立をめざして」という副題にさらに接近できたのではないか、と思えるのだが。

とはいって、この問題は、本書の執筆者だけに課せられた問題というよりも、われわれ日本人全体に課せれている課題、といえそうだ。

(井上秀次郎

所員 京都経済短期大学)

### 書評

基礎経済科学研究所編

## 『文化中心社会の条件』

労働旬報社、1994年。税込2500円

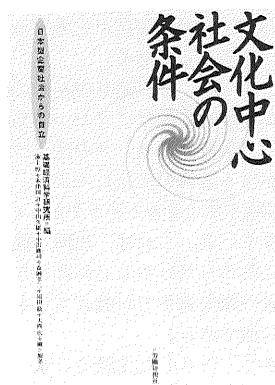
1990年は、芸術文化への支援の動きが際だった年であった。国における芸術文化振興基金の創設、企業メセナ協議会の発足に象徴されるように、政府も企業も同時に文化への支援の必要性を表明したのである。

これは、イギリスのアーツ・カウンシルがケインズの提唱により発足したのが、1940年代の半ば、アメリカでNEA(national endowment for the art)が発足したのが1965年のことであることを考えるときって早くはない。やっと、というべ

き動きである。

その後、各地の自治体においても、文化振興基金が創設され、文化振興ビジョンの策定や文化振興条例がつくられるなど動きは進んでいる。

こうした動きのなかで、わが国において芸術文化を本当に人々の生活のなかで花開かせるためには、何が必要なのか。とりわけ、人々の生活様式や社会のあり方を強く規定している企業社会との関係をぬきにしては、それは語れないというのが、本書の基本的なスタンスである。



### I. 本書の概要と意義

本書は、8人の著者による8つの章で構成されている。そのため、同じ事柄に対しても著者によりニュアンスの違いがあり、1まとめてにしては書評しにくい。

そこで、まず、1つ1つの章の概

要を、大変示唆を受けた点を中心に紹介してみたい。

#### 序章「日本型企業社会の転機と文化」：

この章は日本型企業社会の特徴がどのようにして形成されたのかを日本型産業社会の形成という視点から分析している。系列ワンセットごとの競争ともいわれる、系列間競争が企業間や企業で働く個人間の生存競争を激化させ、その自立の基盤を著しくそこなってきた。企業社会の特徴をこのようにとらえることにより、系列の形成過程での産業のスクラップ・アンド・ビルトが地域を崩壊させ、そこでの文化の継承過程を断ち切ってきたという、企業と地域の関係を明確にとらえることができる。また、戦後、憲法や教育により、知的資産をもった個人や独立した存在としての企業が育ちながら、その能力の発揮の機会の喪失によって、絶えずその能力が企業社会に必要な部分だけ再編成されて組織されていったという指摘も興味深い。この機会の喪失が企業社会を内側から支えた社会的・文化的装置だと考えることができるからである。

ところが、今、諸外国からの批判と高度成長を続けてきた企業自身の変化（消費者のニーズの変化や産業における技術の変化）により、企業も個性や文化を考えざるをえなくなっている。これは、当面、経営上の必要からだけかもしれないが、通産省の報告書までが触れざるをえない状況である。

さて、こうした文脈で日本の企業社会と文化について考えたとき、人々が本当に豊かさを実感できる社会への転換は、産業社会における企業や個人の自立を媒介として、1人1人の人間が消費者として、生産者として、地域の生活者として文化的に個性的に生きることのできる社会への模索であることがよくわかった。

#### 1章「経済大国の生活小国」：

この章では、日本人の生活の現実

と意識のギャップが問われ、生活小国にあえぎながら何故庶民は騙され続けてきたのかと問い合わせる。中流意識が統計によってまるで違う（朝日新聞の調査では49%，総理府統計では87.6%）のは何故か。経済大国でありながら、将来の生活に不安を感じる人が65%（朝日新聞）かと思えば、総理府統計では楽観派が78%もいる。

政治的危機を巧みなスケープ・ゴードでかわしてきた支配者は今度は農業を攻撃し始めた（いつも、こうして不満はかわされる）。

明治以来西欧の文化に学び経済的疾走を続けてきた日本人はくときめき>とくたかぶり>の情感は学んだけれどくやすらぎ>だけは学ぼうとしなかったのである。

しかし、やがて、経済大国の生活小国という現実への疑問が膨らむ日がきっと来る。その日のためにく中年よ、からだをきたえておけ>と著者は呼びかける。

#### 2章「企業社会を支える

##### 文化的価値意識」：

この章では、ある船舶関連の企業が経営危機に直面した時にそこの労働者が取った態度の分析をどうして、日本の労働者の企業への帰属意識がいかに強いか、それを変えることなくして企業社会の変革はありえないことを訴えている。

#### 3章「余暇の現実と人間発達」：

この章では、文化を創造、享受する時間としての余暇時間を労働時間とトレード・オフの関係としてとりあえず議論する。

総務庁の統計によれば、所得の低い国民の場合、余暇といっても、室内でテレビ、ビデオ、ステレオに興じ、読書に親しみ、映画に出かけるのが多い。年齢が若いほど、高学歴になるほど、収入が増加するほど、精神的負担の大きい職業に従事するほど、週休の日数が長くなるほど、都市部で生活するほど余暇の長さには関係なく、趣味・娯楽、スポーツ、

学習・研究、社会的活動といった積極的余暇活動が多くなる。しかし、こうした活動も企業内の活動であったりする場合が多い。

生活時間で見ると、平日の労働時間は7時間未満と9時間以上の割合が増えており、常勤の労働者にとっては平日の労働時間は増えていることがわかる。余暇の充実にとっては1日の労働時間の短縮こそが大切であることが指摘されている。

最後に、とりあえずは、労働とトレード・オフの関係においていた余暇であるが、人間疎外的労働を人間的労働に取り戻すこと切り離して、余暇における人間発達は考えられないことを指摘しており、示唆的である。

#### 4章「企業社会の時間文化と文化活動時間」：

今日の文化的欲求の高まりは、文化庁の指摘するように、余暇時間の増大を背景にしたものではない。事実は反対であって、企業社会のあまりの息苦しさに喘ぎはじめた人々の意志表明である。余暇時間が増大したように見えるのは長寿化によるもので、働く人々はサービス残業に喘いでいる。1日に2時間半、これが働く人々の平日の自由時間である。

もう1つ見逃すことのできない生活時間の特徴がある。それは、外国に比べて、男性の家事時間の圧倒的少なさである（大沢真理氏によれば、日本の会社主義の最奥の物質的基礎はここにあるという）。そのため、彼女たち（働いている女性）の自由時間は最も少ない。それでいて、彼女たちは、芸術・文化活動の扱い手である。少ない時間の中で、文化を享受する能力を形成し、地域の生活をも楽しみ、けっして、男たちのように、濡れ落ち葉にはならない。

この章で指摘されている<文化>を権利として捉える視点、生産性の上昇の成果を賃金ではなく時間として要求する視点は今後更に深めていくべき論点だと思う。

## 5章・6章「メセナへの疑問」：

この2つの章では、決して自らは文化的でない企業が外の芸術・文化活動を支援することへの疑問が投げかけられている。文化支援よりまず、企業活動のあり方を反省するほうが先ではないか、それなくしての文化支援は単なる経営手段にすぎないのではないかという疑問である。

5章では、メセナを行う企業の資質を問い合わせ、長時間労働や思想差別などの人権侵害を行う企業からの援助は返上するぐらいの矜持がなければという。文化団体は虚飾の篝火に雀躍するより貧窮の暗闇に耐えるべきだと説く。

私は返上もいいが、もっと芸術の側からの企業の社会的責任や芸術の社会的意味についての働きかけが必要だったのではないかと、かつて文化化の現場に居合わせた者として思う。

6章では、メセナの過渡性が分析される。工芸の分析から企業の文化化の根拠を技術革新の成果に求め、この流れの不可避性を説明している。とともに、企業の文化化の裏側には

文化の企業化があるので、文化も企業などに頼らず、十分採算のとれるような芸術性を獲得すべきだとする（ここでは松任谷由美のCDが引き合いにだされている）。

## 終章「文化的権利とインフラストラクチャ」：

最後のこの章は、文化的欲求を人間の生きがい欲求と把握したうえで、文化的欲求を充足するための機会や条件を社会の共通資産として位置づけようという提案である。この場合、インフラストラクチャを従来のように施設や設備に限定せずに、人々が出会い、生きがい欲求を支えあい、交流しあうコミュニケーション手段としての機能として捉えるべきだとしている点は今後検討すべき課題だと思う。

## II. 検討すべき課題

多くの示唆を受けた本書であるが、特に文化権、または余暇権の内容を豊富化すること、文化をインフラストラクチャとしてどのように把握するかなど今後考えてみたい課題だ

と思う。

文化的欲求は充足されるべきものというより、耕されるべきものだと思う。特に、舞台芸術への欲求は経験により形成されるので、経験する機会をつくることもインフラストラクチャとして位置づけたい。

また、労働と余暇の関係は、理論的にも興味深い。

メセナの部（5章）には、若干の違和感を感じもし、反論もある。ただし、6章のメセナの過渡性の定期は興味深く、考察を深めてみたい問題である。

それはともかくとして、文化支援の歴史的流れを日本の特殊社会的事情（企業社会やそれを規定する日本型産業社会）という文脈のなかでとらえ直し、労働時間と余暇時間という現実のなかで考察した本書の視点は、文化的豊かさを現実のものとしていくためには欠かせないものであろう。本書が多くの人々に読まれ、議論されることを期待したい。

（後藤 和子

所員 京都大学大学院）

## 書評

野村正實著

## 『トヨティズム－日本型生産システムの成熟と変容－』

ミネルヴァ書房、1993年。税込4000円

## I

本書は、日本の代表的自動車企業であるトヨタを事例として、これまで「日本の経営」の典型として賞賛されてきたその生産システムが、1980年代半ばに成熟し、種々の問題を

露呈し始め、いまや変容の道をたどり始めている様子を、広範な実態調査（1次資料やヒアリング）に基づいて詳細に論じた労作である。

いわゆる「日本の経営」に関する最近の論議では、フォーディズムとかポスト・フォーディズムとかという用語で、企業レベルの生産シス



ムを言い表したり、また、マクロの蓄積体制を論じたりしてきたが、著者はトヨティズムを企業レベルの概念としてのティラー主義（①構想と

実行の分離、職務の専門化・細分化、技能の二極分化、②作業の標準化、能率刺激的賃金制度、③大量生産によるコストダウン、ベルトコンベア)に対置して用いている。本書のねらいは、著者の広範な実態調査に基づく1980年代半ばのトヨティズムを、日本の経営やトヨタ生産システムにポスト・フォーディズムの諸要素があると主張する議論とつきあわせて、批判的に検討することにある。ここでポスト・フォーディズム(非ティラー主義)の要素とは、①多種少量生産、②多能工化、③改善提案活動(一般作業者が主体的創造的活動に従事しているという意味で)のことである。

著者の結論は、トヨティズムは本質的にティラー主義の枠内にあるが、これまでアメリカやヨーロッパで実践されてきた「古典的ティラー主義」とは異なる側面をもっているというものである。それは、「改善の仕組み(およびそれを促進する独特的基準時間管理)と濃密な人間関係をもったティラー主義」である。

## II

本書は、第Ⅰ部「トヨティズム分析」と第Ⅱ部「トヨティズムの周辺」から構成されているが、第Ⅰ部では、トヨタにおける生産と賃金の管理、ヒトの(人事労務)管理が論じられ、そして現在(90年代)の組織改革が紹介されている。とりわけ注目すべきは、生産性管理と人事労務管理との結節の位置にある賃金制度(「生産手当と生産性管理」)の分析である。そのポイントは、作業者のインセンティブを引き出しつつ最大限の効率を追求する「基準時間」概念、直接生産部門での能率を全従業員の賃金に反映させる「徹底した直接生産部門重視」、生産補助部門や事務・技術部門のような生産性を捕捉しにくい部門にも「全社完成歩合」などの考えをもちこんだ集団能率給による生産性管理、である。著者によれ

ば、このようにトヨタでは生産性と緊密に連動した賃金制度をとっていたが、日産など他の日本の自動車会社ではこのような賃金制度はみられなかつたということである。個人の能率向上努力を評価する人事査定(個人間競争の組織化)とともに、集団の能率向上への貢献を評価する生産手当(集団間競争の組織化)が制度化されていたことこそトヨタの特色であった。

この能率の飽くなき追求という点で、田中隆雄氏の「トヨタのカイゼン予算」の紹介は非常に興味深いものであった。それによると、トヨタの管理方式のなかで注目すべきは、予算管理における「改善額」(目標利益と現行の売上高と製造原価に基づく見積利益との差額)が設定されていることである。この改善額のおおよそ半分は売上高の増加によって達成し、残りの半分は製造部門による(変動)製造原価の節約(カイゼン)によって達成されることが期待される。製造部門が達成すべき改善額は、まず機能別(工程別)に分割され、さらに各工場、各部、各課、各組に分割され、それぞれが分割された改善額を達成する責任を負うコスト・センターとなっている。カイゼンによって改訂された製品当たり材料消費量の標準や作業標準は、機能別管理によって横断的に適用されるので、工程が同じであれば全社的に統一された標準が維持されることになる。そして、6ヵ月ごとに改善の目標額と実績が比較され、各センターの業績が評価される。したがって、改善額は現場の作業者にカイゼン活動の動機づけをおこなう、単純で明確な目標として機能していると言える。

## III

本書のいま一つの論点は、1980年代末からのトヨタの「自己改革」の動向の研究と評価である。たとえば、①組織のフラット化、車型数の削減、

部品の共通化などの組織・開発体制の改革。②基準時間設定方法の見直し、過度の提案競争の抑制など、仕事のキツサの軽減。③専門技能修得制度、専門技能職位の新設による「仕事のやりがい」「昇進機会」の拡大。④さきにふれた集団能率給としての生産性給の割合の縮小、職能給の比重の増大や職能給での査定幅の拡大など、個人の業績・能力の重視という方向での大規模な改革が進行している。新しい工場である程度の在庫を許容する設計を取り入れたり、残業をさせにくく連続2交代制を導入したりというトヨタに関する最近のニュースも、このような「改革」の一環である。

著者によれば、このような改革は、労働時間短縮や労働力不足、従業員の仕事のやりがい欲求の增大、売上高営業利益率の低下への対応など、トヨティズムに解決を迫っている問題への主体的な対応である。この「トヨティズム=改善の仕組みと濃密な人間関係をもったティラー主義」は、ようやくその歴史的役割を終えようとしており、日本においても、「ポスト・ティラー主義(たんにティラー主義後の生産システムという消極的な概念として)」が、いま議題にあがりつつあるといふ。最近のトヨタの変容を評価しつつも、その「ポスト・ティラー主義」の方向は、著者にとってもまだ明確な像を描ける段階はない(「クオ・ヴァディアス?」)。このような個人の業績・能力の重視という方向での改革や売上高営業利益率の低下への対応などと、労働力の多様化(女性化・高齢化など)との関連や下請関係の再編成の問題は非常に重要である。著者もトヨタ車の委託生産が5割に達し、外注比率が製造原価の6割という数字を示してこの問題の重要性を強調しているが、日本の生産システムが重層的な企業間関係を特徴としているので、ミクロのシステムやその変容の評価にあたっても、この点の検討が必要となろう。

## IV

最後にとりあげたい論点は、小集団活動と改善提案活動の評価に関するものである。著者は、一般労働者のQCサークルや提案活動によって改善がつぎつぎなされるという通俗的イメージを批判し、また、高い生産性、すぐれた品質は小集団活動・提案活動の成果であるという通俗的見解を批判して、小集団活動や改善提案を会社の改善活動の全体像のなかで位置づけることを主張した。また、ドイツにおけるグループや熟練の概念に対比して、トヨティズムにおける「多能工化」が、「低位多能工化」にすぎず、技能の二極分化を

克服しえていないと主張している。これらの主張はいずれも貴重なものである。しかし、一般労働者のQCサークル活動や提案活動は「改善を手段とした人間関係諸活動の一環」である、というのはどうであろうか。トヨティズムの特質は、現場と改善業務の緊密な関連にあり、また、そのことを通じて、一般労働者の製造技術に対する広い关心と視野を育成したことにあるのではなかろうか。むしろ近年におけるTQCの成熟と行き詰まりが、変容するトヨティズムのもとでの「SQC（統計的品質管理）ルネッサンス」と職場のコミュニケーション強化のためのNewQCへという二分化の動向となっていくと思われる。

本書の第II部「トヨティズムの周辺」は、日産とトヨタの労使関係の歴史的な比較、自動車総連の新しい産業政策、およびドイツにおけるグループ作業導入過程の研究が收められている。それぞれ、トヨティズムとその変容を論じた第I部を補完しつつ、比較にもとづくより深い認識を可能にしてくれる。本書全体がそうであるが、あれこれの比較研究をおこなうよりも、個別事例研究の徹底こそが学問的に必要であり、それによってはじめて、日本の経営の位置づけをめぐる論争にも、眞の比較研究にも貢献できるという著者の姿勢が伝わってくる。

（青木圭介

所員 広島女子大学）



## 東京での初の春期研究集会に80名が参加

「この不況下で企業社会をどう変革するか、理論と実践の東西交流をめざす」と銘うった春期研究集会が、3月12日(土)・13日(日)の両日、東京の駒沢大学の大学会館を会場にして行われた。「女性の自立と子育て、福祉・地域づくり環境・平和の運動など、人間の尊厳と発達を求める運動が各地で多様に展開されています。公営・協同・民間セクターの実践家と理論家とが一同に会し、その経験を分かちあい、自己の運動の意味と企業社会を変革する道を地球的視野で探りあてる」というのがこの研究集会の目的であった。

### オープニング・シンポ

春めいた暖かい日ざしをあびて、「オープニング・シンポ・日本型企業社会と女性」が、第1日目の午後に行われた。出席者は50名弱であった。まず大沢真理さんが、「日本型企業社会を超える」と題して、企業中心社会の基軸には、家父長制的なジェンダー関係があること、この社会はマクロ的には不効率であり、その変革は両性平等から始めるべきことを、自己の個人史や中野区での報告書づくりなどをふまえて、熱っぽく説かれた。次いで中川スミさんは、「日本型企業社会と女性労働・家族」と題して、とくに女性を初めとする社会的弱者の個人として自立と尊厳を支える人権をどう確立するかという見地から論争史を整理し、「家族賃金」観念の打破、家父長制と資本主義の関係についての研究の深化を呼びかけられた。木下武男さんは、「企業社会の克服と女性労働者の位置」と題して、企業社会の変革戦略を大胆に提起する報告をされた。大企業労働者前衛・中核論の幻想を打破し、女性と職能労働者など

「家族賃金・年功賃金と企業福祉」を標準にしない変革勢力の結集を呼びかけたその報告は、大きな反響をもたらした。その後活発な討議が展開されたが、このシンポはこれまでの基礎研の議論ともかみあい、こんごの課題認識を深めるうえで大変有益なものとなった。

その後、大沢さんや木下さんを囲む懇親会、さらに2次会と続き、西日本組が宿舎の隣駅のホテルにたどりついたのは、深夜11時頃となった。

### 分科会

2日目も晴天となり、午前は、午前9時半から正午まで下記のような5つの分科会に別れて合計で15本の報告が行われ、それぞれの側面から企業社会克服の道を探った。  
(1) 福祉社会の経済学：「日本人ボランティアのイギリス福祉体験」(井沢嘉之)、「共同と民主主義の福祉理論をめぐって」(岡崎祐司)、「労働者協同組合運動、そして高齢者協同組合への展望」(広瀬謙一)。

(2) 企業リストラと労使関係の変容をどうとらえるか：「日本型労資関係の変容の現局面」(光岡博美)、「労働者協同組合における民主主義の構造」(塚本一郎)、「郵便労働の実態とその理論—東京中央郵便局の現場から」(橋英實)。

(3) 地域づくり仕事おこし運動の展開：「地域経済振興と業者の存在意義」(谷野洋)、「新しい『地域経済論』への課題の検討にむけて」(芳野俊郎)、「地方分権と府県制度」(小森治夫)。

(4) 教育文化の協同をめぐって：「『新学力観』とどう切り結ぶか」(柿沼昌芳)、「地域教育協同の前進のために」(森光男)、「文化的権利とイスラム教徒」(柳ヶ瀬孝三)

(5) 現代経済学と「社会主義」：「ロ

シアの実態をどう見るか」(音羽周)、「レーニンの『社会主義国家＝半ブルジョア国家』論の問題点」(落合真)、「平和運動の新展開と中国平和の旅」(太田紘志)。

分科会ではふだん出会うことの少ない東日本と西日本の経験の交流や理論家と実践家の交流を重視する分科会運営を行った。その結果、協同総合研究所などの協力をえて、これまで基礎研とは交流のなかった層から、草の根の実践報告を掘り起こすことことができ、視野を広げることができた。

### クロージング・シンポ

締めくくりは、午後に行われた「クロージング・シンポ・21世紀の世界への経済学の挑戦—マルクスの何を引き継ぐか」であった。この場には、関東圏の研究者も多数参加された。まず有井行夫さんが、「マルクス労働論の射程」と題する問題提起をされ、「労働」を基軸にしたマルクス論の再構築をはかることこそ、現実を照射する理論創造のみちであり、今こそマルクスの労働論に帰れと熱っぽく訴えられた。ついで角田修一さんが、素材と経済的形態規定、物象化・人間発達・矛盾を軸とするマルクスの根本思想に立ち返ることで、21世紀の人類史的課題に挑戦する経済学創造の道があると呼びかけられた。最後にたった森岡真史さんは、マルクスには現代的意義をもつ視点があり、これを発展的に継承する必要があるが、労働価値論や市場不用論など誤った体系も混在しており、これらを分析的によりわかるところそが、マルクスを21世紀に生かす道だと述べられた。

コメンターとして、大西広さんと米田康彦さんが立たれ、それぞれ21世紀とマルクスについての自説を述

べられた。テーマが大変大きなものであり、労働者には発言しにくい傾向もあったが、21世紀の人類史的な課題に挑戦していくうえで、マルクスの遺産は無視できないし、これを

どう継承していったらよいのかについて、想を深めるうえで意義のあるシンポであった。

2日間の参加者数はのべで80名、うち50名ほどが関東圏からの参加で

あり、はじめての東京「地方」での研究集会は、大きな成功をおさめて終了した。

(文責 藤岡 悠/実行委員長)

## 読者の声

### 一本につながれた76号

76号の『通信』は読みたえがあつた。特にインタビュー「権利を創る」は今までのなかで白眉と申せましょう。インタビュアーの方々はインタビューの才能に自信をお持ちになつてもよいのではないか。この「権利をつくる」を含めて「特集」、「投稿論文」、「国際交流」がすべて一本の主旋律でつながれた重厚なシンフォニーを形成しているかの感があった。

男女不平等、働きすぎ=労働条件の悪化、失業の増大、以上が渾然一体となって勤労者ないしは勤労したいと願う者たちの死重となっているこの現代経済社会。それらを共同研究によって解きほぐし、ネットワーク作りによって克服しようと努力している。しかも国際的に…。日本の大資本が本格的に海外へ展開し始めてから、約四半世紀。やっと…、ようやく…。という感慨が胸をよぎります。

資本の論理が労働の論理に対して先手を打ち続ける状態は、ここしばらく続くことが予想されます。そのなかで、越堂氏へのインタビューが如実に示しているような労働現場における実践的摸索や理論的バックアップに対する渴望と、ショアー氏の報告やオコンナー氏のコメントに見られるような研究現場における理論的探索とが、広い地域・分野においてなされる時、そしてそれらが川人氏の指摘のように、資本の論理の国際的なリアルタイムな動きとのタイムラグを最小限に抑える方向でなされる時、人間性豊かな経済社会を展望

できるのではないか。

川人氏のおっしゃった「洋書に関する情報」収集に関して言えば、Cooperative Economics News Service(1736 Columbia Road NW Suite 202, Washington, DC, 20009 USA) からWHAT IS TO BE READが隔月で発行されています。一定の条件で転載が認められていますので、「基礎研ニュース」への掲載等を考慮してみてはいかがでしょうか。英文書籍の書評を載せる一般紙も増えてきているこの御時世ですから。

今後の特集に関する希望としては、欧米先進国の失業率や、日本における中高年に対する退職強要を見る時、実践的には失業者協同組合のようなものが必要になるかもしれませんし、理論的先見性にまで話を及ぼせば、失業問題の論考を期待したいと思います。

(角田知生 教師)

### レイアウトに工夫を

1冊の本にできるだけたくさん的情報を、というつくる側の思いはわかります。でも、76号の後半のあまりの字の小ささにびっくりしました。レイアウトで読む気力が失われることもあります。もう少し読みやすい文字の大きさにして下さい。

(後藤和子 大学院生)

\*今号もそうなっていましたが、字の小さいページが続かないよう注意します。また、字の大きさについても、現在見直しているところです。(編集局)

### 「生涯学習のすすめ」を読んで

75号の第III部「経済学・3つのススメ」の3論文はこれから自主的に経済学を学んでいくうえで非常に参考になりました。特に「生涯学習のすすめ」にはぱっと目を開かされる思いで、学習と実践を体現できる労働者の立場の重要性に気づかされました。

以前から思っていた疑問にレーニンのネップと現代中国の「社会主义市場経済」やベトナムのドイモイは現象的には同じものではないかというのがありますので、それに関連した研究を期待します。

(西川昌宏 学生)

### 「ためこみ主義」の合理性

地方自治体では従来の「ためこみ主義」からそれを取り崩しつつあるようですが、この不況、税収減のためにそれをためこんでいたという主張に一見合理性があるように思えるのですが、どうでしょうか。

不況でどの企業もリストラをすめていますが、一方大企業は内部留保を拡大させているとのことです。この点を幅広く知らせることも重要なですが、また不況化でそれができる企業とそうでない企業があることも事実です。帝国主義論にあったように、不況化での資本の集積・集中が進行しているということでしょうか。

(中井政友 教師)

## 編集後記

▼厳しい残暑が続いています。大阪の真夏日が9月7日に連続71日目という新記録、そして近畿1400万人の水ガメで琵琶湖は水位観測開始120年間で最悪の低水位記録を更新中です。各地の「断水」報道、干ばつと生育不良による国産品野菜の不足・高値と大手スーパー等の周年性野菜輸入体制の拡大にヒヤヒヤしている昨今です。もっとヒヤーとしたのは、国連安保常任理事国入りした場合の「軍事参謀委員会への参加は憲法9条に抵触しない」等の見解を外務省がとりまとめたという報道です。この「時代の最大の争点である憲法問題から切り口を発見」するねらいで組まれた座談会「憲法問題の政治経済学」は、まさに時宜をえた企画となっています。国連を媒介とした「帝国主義」諸国の共同支配、小沢改憲論と国連、国連と安保、新国際経済秩序としての価値イデオロギーが解明されているとともに、全体像把握の課題が政治経済学に提起されています。

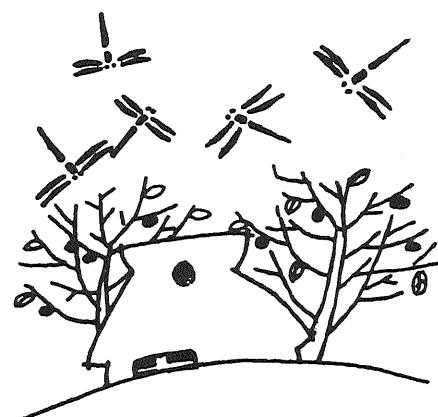
▼水田洋先生の基礎研25周年記念講演「経済学と人間」では、「近代的な人間の解放に具体性をあたえるのが経済学」と位置づけたうえで、スミスの「乱世の中でも生き抜く人間」類型、「人間の欲望をコントロールする計画経済」等深い造詣に裏付けられた展開のうえに、「民主主義理論としてのマルクス主義」と「マルクス主義における正統派病」が強調されています。この点と絡めて「特集II マルクスの何を引き継ぐか」の3本の報告は、今後の論争点を大胆かつクリアに提起したものであろうと思います。

▼また、水田先生が講演のなかで言及された「経済学にてこない女性（が）、男中心にできあがった社会科学の体系をどこまで…組み替える」かという課題に果敢に答えた形となったのが、「特集I・日本型企業社会と女性」の女性研究者による報告です。大沢真理論文では「男女格差の悪循環構造」の図や「ジェンダーバイアス是正

のための政策パッケージの表をつくづくと眺めれば、一気に読ませる力となるでしょう。それと新鮮な感動を受けるのは、「性別（ジェンダー）」関係を分析基軸として設定するにいたるまでの氏の「こだわり」続けが吐露されている部分です。中川スミ論文ではジェンダーを注釈する（p.25）気配りを示したうえで、「女性労働」「家族」をめぐる研究状況を厳密に展開しつつ、家族賃金・家父長制等の論点を提起しています。木下武男論文では「日本型『新福祉国家』戦略と変革勢力」を大企業労働者前衛論の「幻想」性克服と「新たな2つの先進部隊との接合」として提起されています。

▼「特集I・II」とともに、基礎研としてはじめての東京での春期研究交流集会でのシンポジウム報告をベースにしています。読者諸氏の残暑の中でのクールな読みとシェアなご意見をお願いいたします。

（芳野）



---

## 『経済科学通信』の定価および 定期購読料改訂のお知らせ

---

『経済科学通信』は1985年発行の第45号以来、10年間現行の定価を据え置いてきましたが、先の基礎研定例総会において価格の改訂を決めました。第78号（定期購読者については78号を起点とする4号分=78・79・80・81号）から『通信』の購読料を以下のように改訂します。

- 書店単価 現定価1部1000円から新定価1部1200円へ
- 定期購読料 現購読料4号発送で3600円（送料込み）から  
新購読料4号で4000円（送料込み）へ

諸物価の高騰、消費税の導入、また最近の郵便料金の値上げなどによりコストの上昇著しく、経費節減の努力も限界に達しています。読者の方々には新たな負担をおかけすることになりますが、基礎研・『通信』編集局としては今後とも共同研究の発展と『通信』誌面の刷新、経費の節減などに努力していきたいと考えています。読者の皆さんにもこの趣旨をご理解いただき、引き続き御購読を賜りますようお願い申し上げます。また、できましたら新たな『通信』読者を紹介していただき、普及のとりくみにもご協力いただければ幸いです。

### 経済科学通信 (季刊) 第77号 1994年10月1日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)  
振替京都 8-1972 TELおよびFAX (075)255-2450

編集責任者 二宮 厚美  
編集局 二宮 厚美 森岡 真史 石上 秀昭  
芳野 俊郎 石川 雅博 水野喜志彦

印刷所 新日本プロセス株式会社  
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL(075)661-5688  
領価 1部1,000円  
定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

経済学教育学会●編

# 経済学ガイドブック

¥3090 [A5判上製・2色刷]

だれにでも いつでも どこからでも学べるガイドブック  
キーワードはデモクラシーとエコロジー

第1部●経済学との出会い

経済学の考え方、学習の仕方、論文の書き方、情報活用法など懇切で便利な入門的内容。

第1章●現代と経済学 第2章●高校で学ぶ経済と大学の経済学 第3章●論文を書く

第4章●情報を使う 付論●大学院で学ぶ

第2部●現代経済の震動

世界と日本の経済に関する情報と知識を満載。用語解説はほとんど小辞典。

第1章●21世紀を迎える世界経済 第2章●アメリカ経済 第3章●E C 経済 第4章●  
ロシア・東欧経済 第5章●南北問題と途上国経済 第6章●アジア NIEs・ASEAN ほか

第3部●資本主義の歩みと経済学の流れ

経済の歴史と経済学の歴史をコンパクトにまとめ、経済学とは何かの理解を助ける。

第1章●アダム・スミス——分業の経済学 第2章●カール・マルクス——労働の経済学

第3章●J・M・ケインズ——需要の経済学

## 今日の 世界経済と日本 全3巻

今日の世界経済と日本 編集委員会●編

ボストン戦下の日米関係を軸に、世界経済の中の日本を多角的に解明する共同研究！

第1巻 関下 稔・森岡孝二●編集 ¥4120

### 世界秩序と グローバルエコノミー

第2巻 奥田宏司●編集 ¥4120

### ドル体制の危機と ジャパンマネー

第3巻 中村雅秀・林 堅太郎●編集 ¥4120

### 日本経済の国際化と アジア

中村 哲●編 ¥4326

## 東アジア専制国家と 社会・経済 比較史の視点から

20世紀資本主義から21世紀資本主義への移行、東アジア資本主義の興隆をふまえて、東アジア史研究の新しい枠組みを構築。

松村文武●著 ¥2266

## 体制支持金融の世界

ドルのブラックホール化、霸權國国民通貨の國際通貨維持が世界経済にもたらすハーベンからの解放と円の國際貢献を獨創的なパラダイムで解明した野心作！  
[シリーズ] 現代資本主義と世界経済②

宮沢俊郎●著 ¥4120

## 価値と資本概念形成

資本概念形成視点——資本概念を流通と生産過程一般（労働過程）との統一、と捉える立場で『資本論』を読む。

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60〈価格税込〉  
TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585